

習志野市光輝く 高齢者未来計画 2024

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月
習志野市



習志野市は、持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。

はじめに

我が国は、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率が上昇を続ける一方、少子化による現役世代の減少により人口減少社会を迎えています。

本市における高齢者人口は、令和5年9月末時点で41,375人、高齢化率は23.6%となっており、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には24.1%、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる令和22(2040)年には30.2%に達する見込みです。



高齢化が進行していく中、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいをもって住み続けられるよう、将来を見据えた体制を整えていくことの重要性が高まっています。

このたび、本市では、「住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち」を基本理念とする、「習志野市光輝く高齢者未来計画2024(高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)」を策定しました。

この理念の実現に向け、本計画では特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の整備を予定する他、高齢者相談センターにおける相談支援や認知症施策の推進に加え、介護予防事業として地域の全ての高齢者を対象とした介護予防教室の開催や「通いの場」の充実等に取り組めます。また、地域の様々な活動を行っている皆さまと地域課題を共有し、誰もが地域の課題を我が事として様々な主体が一丸となって取り組むことで、地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現を図ります。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力を賜りました習志野市介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、高齢者等実態調査等を通じて貴重な御意見や御提言をいただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本市の高齢者施策に対し、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

習志野市長 宮本泰介

< 目 次 >

第1編 計画の全体像

第1章 計画策定にあたって.....	2
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画期間.....	3
第3節 計画の位置づけ	4
第4節 この計画が目指すこと	6
第5節 計画の策定プロセス	9
第6節 計画の進捗管理.....	12
第2章 習志野市の現状と課題.....	14
第1節 習志野市の高齢化の状況と推移	14
第2節 日常生活圏域別の高齢化の状況と推移	16
第3節 習志野市の介護保険の状況と推移	18
第4節 習志野市の高齢者の状況と推移	26
第5節 高齢化による課題	33
第3章 本計画における施策の基本目標	47

第2編 具体的な施策の展開

第1章 基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実.....	52
第2章 基本目標2 安定した日常生活のサポート.....	68
第3章 基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり	100
第4章 基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大	115
第5章 各施策の個別目標のまとめ	140

第3編 介護保険事業費と保険料の推計

第1章 介護サービス量などの実績と見込み.....	146
第1節 サービス別の実績と見込み.....	146
第2節 介護サービス提供量の実績と見込み.....	167
第2章 総給付費などの見込み.....	173
第3章 第1号被保険者の保険料推計	175

第4編 資料編

◇ 習志野市介護保険条例（抜粋）	178
◇ 習志野市介護保険条例施行規則（抜粋）	179
◇ 介護保険運営協議会	180
◇ 日常生活圏域別の状況	181
◇ 第1号被保険者の保険料推計（計算経過）	183
◇ 用語集	190

第1編 計画の全体像

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

平成12(2000)年4月に始まった介護保険制度は、令和6(2024)年には25年目を迎え、高齢者等の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着してきています。

一方で、令和7(2025)年にはいわゆる「団塊の世代」の人すべてが75歳以上となり、また、令和22(2040)年には、「団塊ジュニア」の世代が65歳以上になる等、引き続き、人口構造の高齢化が進むものと予測されます。

習志野市においても、平成12(2000)年度には12.8%であった高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)が、令和4(2022)年度には23.6%となり、「超高齢社会」と呼ばれる社会構造になっています。また、高齢化率の今後の推計では、令和7(2025)年度は24.1%、令和22(2040)年度には30.2%になるものと予測しています。本市の高齢化の状況は、国や千葉県と比較すると進み方が緩やかですが、小さなコミュニティ単位でみると国や千葉県以上に急速に進んでいる地域もあり、よりきめ細やかな対応が求められています。

国では、近年進めている「地域包括ケアシステム」の深化・推進に加えて、「地域福祉」の分野を中心に、福祉の「受け手」と「担い手」を固定せず、誰もが地域の課題を我が事とし、さまざまな主体が一丸となってその解決に取り組んでいく「地域共生社会」の実現の方向が示され、取り組みが進められています。

このような状況を踏まえ、中長期の高齢者福祉や介護保険のあり方を展望しつつ、当面の具体的な取り組みを位置づけるものとして、本計画を策定します。

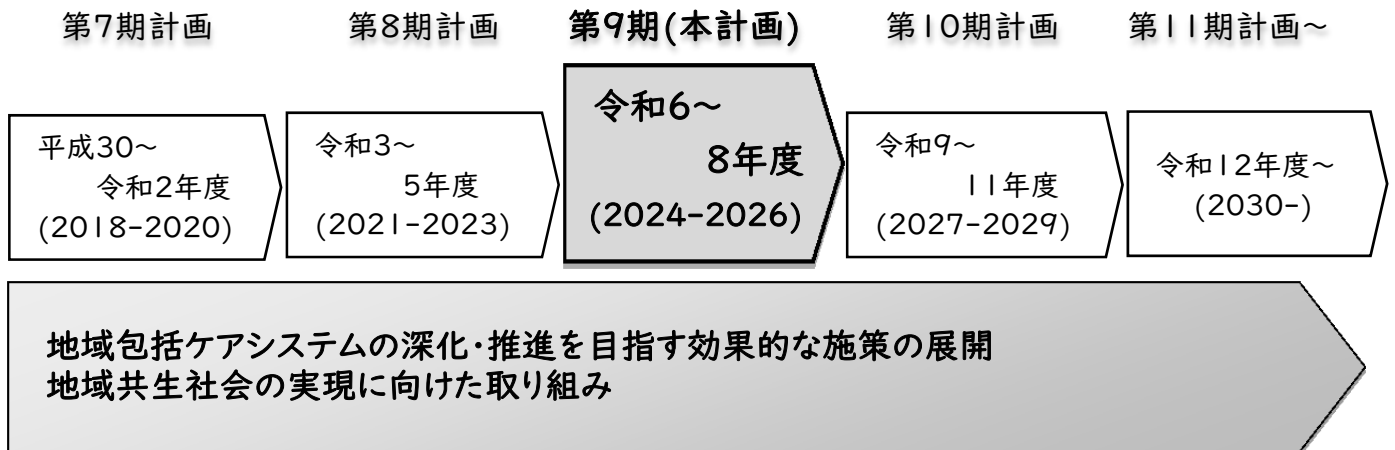


第2節 計画期間

第9期となる本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。本計画においては、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組むとともに、地域の課題に対して、地域住民や地域の多様な主体が連携して対応する、「地域共生社会」の実現を目指します。

具体的には、本市における中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の整備、介護人材の確保、医療と介護の連携の推進、認知症関連施策の推進等を図っていきます。

◆計画の期間



※この計画は、前期計画を「第8期計画」、本計画を「第9期計画」、次期計画を「第10期計画」としています。

第3節 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関して市が定める計画です。

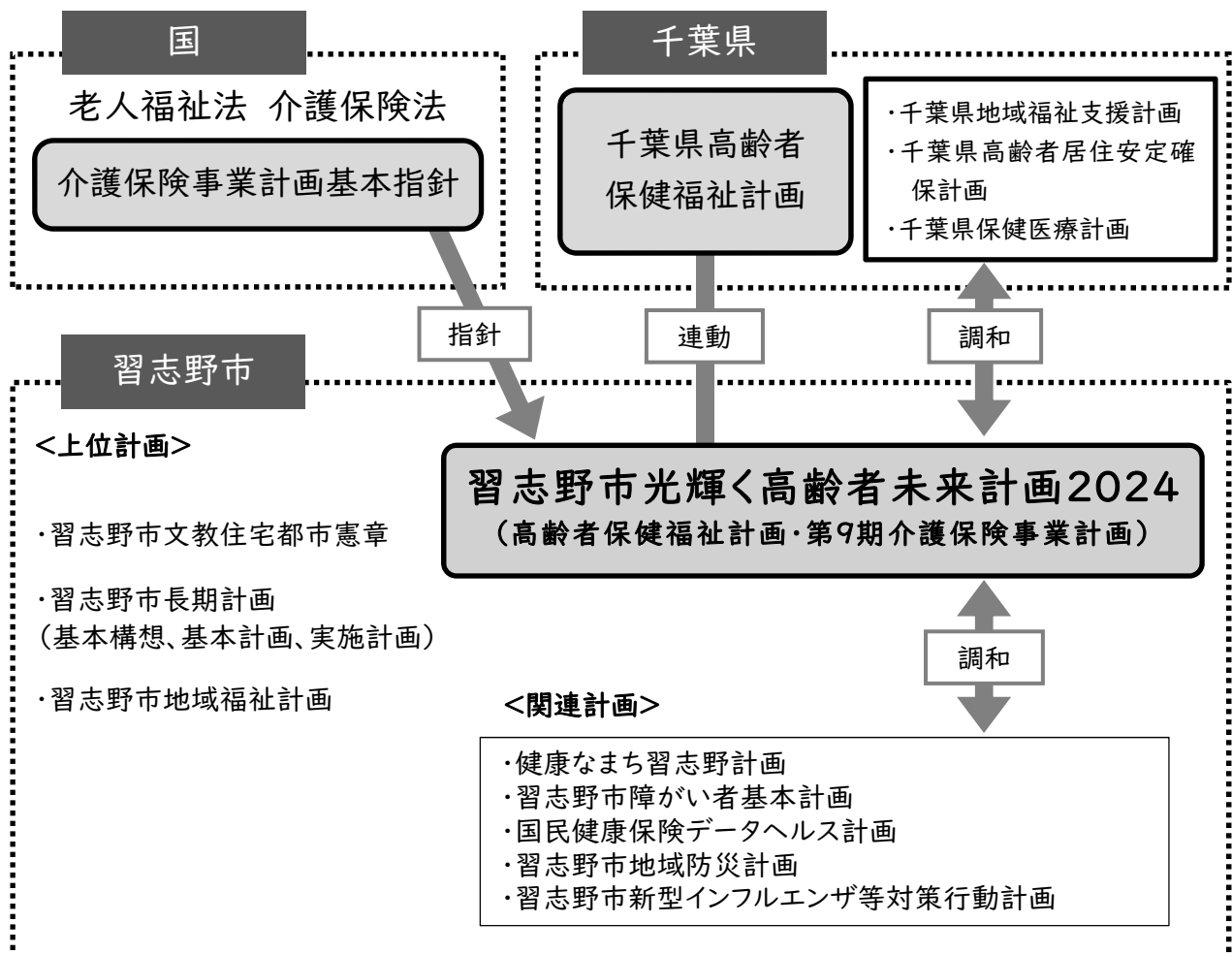
「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して市が定める計画です。

これらの計画は、一体のものとして作成するよう、定められています。

他の計画等との関わり

本計画は、国の指針や千葉県の高齢者施策・計画等と連動しつつ、「習志野市長期計画」が掲げる理念や将来都市像をもとに、市の他の計画との調和を図り、習志野市における高齢者福祉の総合的な計画としての目標、具体的な施策等を示したものです。

◆計画の位置づけ





◆上位・関連計画の概要

計画の名称	概 要
習志野市長期計画	まちづくりの基本理念である「習志野市文教住宅都市憲章」の下に、まちづくりの基本的な考え方や方向性を表す「基本構想」を定め、さらに基本構想で示した将来都市像を実現するための施策を表す「基本計画」、具体的な事業を表す「実施計画」で構成される計画の総称
習志野市地域福祉計画	社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域の助けあいによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を示した計画
健康なまち習志野計画	健康増進法第8条第2項の規定に基づく「市町村健康増進計画」、及び「(通称)習志野市健康なまちづくり条例」第10条に基づく基本計画であり、市民の健康の増進・推進に関する施策の方向性を示した計画
習志野市障がい者基本計画	障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示した計画
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法の保健事業の実施等に関する指針第5条及び高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定に基づく「市町村国民健康保険データヘルス計画」であり、医療・健康データを活用し、保健事業を効果的かつ効率的に行う方向性を示した計画
習志野市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づく「市町村地域防災計画」であり、災害に対処するための方向性を示した計画
習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」であり、市区域に係るインフルエンザ等に対処するための方向性を示した計画

第4節 この計画が目指すこと

計画の基本理念

住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさを支え合うまち

本市では、介護保険制度が創設された平成12(2000)年度から高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体として定め、介護サービスの確立や健康づくり、介護予防に取り組んできました。

この間、高齢化は急速に進み、本市の高齢化率は平成12(2000)年度の12.8%から令和4(2022)年度には23.6%と増加するとともに、独居の高齢者や高齢者世帯が増加し、地域社会や家族関係のあり方が希薄化する等、高齢者を取り巻く状況は大きく変化しています。

今後も全国的に高齢化は進行を続け、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年以降、介護・福祉サービスの需要が増加し、多様化するほか、令和22(2040)年頃には、現役世代の急激な人口減少も予測されています。

このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けることができるよう、「医療」・「介護」・「介護予防」・「住まい(生活の場)」・「生活支援」を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を深化・推進することが必要となっており、平成27(2015)年度からスタートした「習志野市光輝く高齢者未来計画2015」(第6期計画)から、『住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさを支え合うまち』を基本理念として掲げ、施策を展開しています。

本計画では、「習志野市光輝く高齢者未来計画2018」(第7期計画)で定めた次の4つの基本目標を引き続き掲げ、習志野市らしい地域包括ケアシステムの推進と地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図り、『住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさを支え合うまち』の構築を目指します。

基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

基本目標2 安定した日常生活のサポート

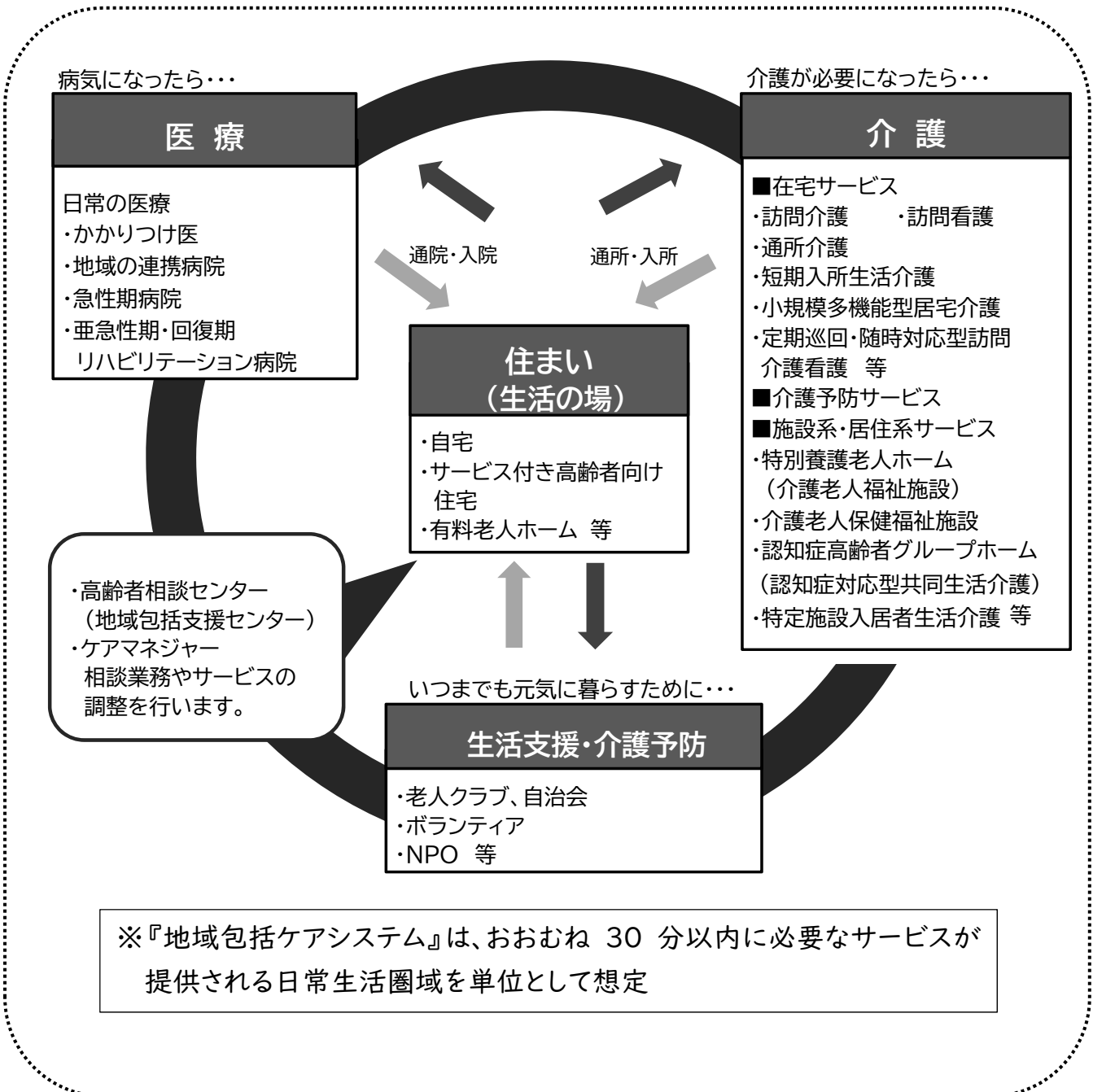
基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大



◆『地域包括ケアシステム』の姿

「日常生活圏域」(P.16)を基本とする各圏域において、自立した生活が可能な「住まい(生活の場)」が確保され、個人の尊厳が保持された状態のもと、それぞれの「住まい(生活の場)」において、個々の課題に合った「医療」と「介護」のサービスが専門職の連携のもとで提供されるとともに、ニーズに応じた「生活支援」と「介護予防」が地域住民を含む幅広い担い手によって提供されるよう、『地域包括ケアシステム』の推進を図ります。



◆『地域包括ケアシステム』の推進

地域包括ケアシステムの推進のポイント

医療・介護

◆個々人の課題に合った医療と介護が、専門職の連携のもとで提供される状態を目指します

【本計画の方向性】

住み慣れた地域において提供される専門的サービスの量的及び質的な充実

地域密着型サービスの追加整備による介護サービスの量的な充実
【基本施策 1-1 介護サービスの提供体制の整備】(P.53)

ケアプラン点検等の実施による介護サービスの質の確保
【基本施策 1-4 介護給付の適正化】(P.60)

在宅医療と介護の連携・推進により、在宅で安心して生活を続けられる医療・介護サービスの質的な充実
【基本施策 2-3 医療と介護の連携体制の構築】(P.77)

生活支援・介護予防

◆個々人の課題に合った介護予防と地域の実情に応じた生活支援が、多様な担い手により提供される状態を目指します

【本計画の方向性】

地域住民を含む幅広い担い手による「支え合い」や「介護予防」の活動の充実と専門職による活動への支援

緩和した基準によるサービスや住民主体のサービスの拡充による、介護予防・生活支援サービスの量的な充実
【基本施策 2-2 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)】(P.73)

認知症の人が、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるための支援体制の推進
【基本施策 2-4 認知症施策の推進】(P.81)

地域リハビリテーション活動支援事業や介護予防教室の実施による運動の習慣化と介護予防効果の向上
【基本施策 3-2 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)】(P.108)

地域で高齢者を支える担い手の創出と活動の活発化
【基本施策 4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大】(P.116)

住まい（生活の場）

◆生活の基盤として、個々人の希望と負担能力に適った住まい方が選択できる状態を目指します

【本計画の方向性】

高齢者向け住まいの適切な供給

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの供給量の確保
【基本施策 1-2 高齢者の住まいの確保】(P.57)

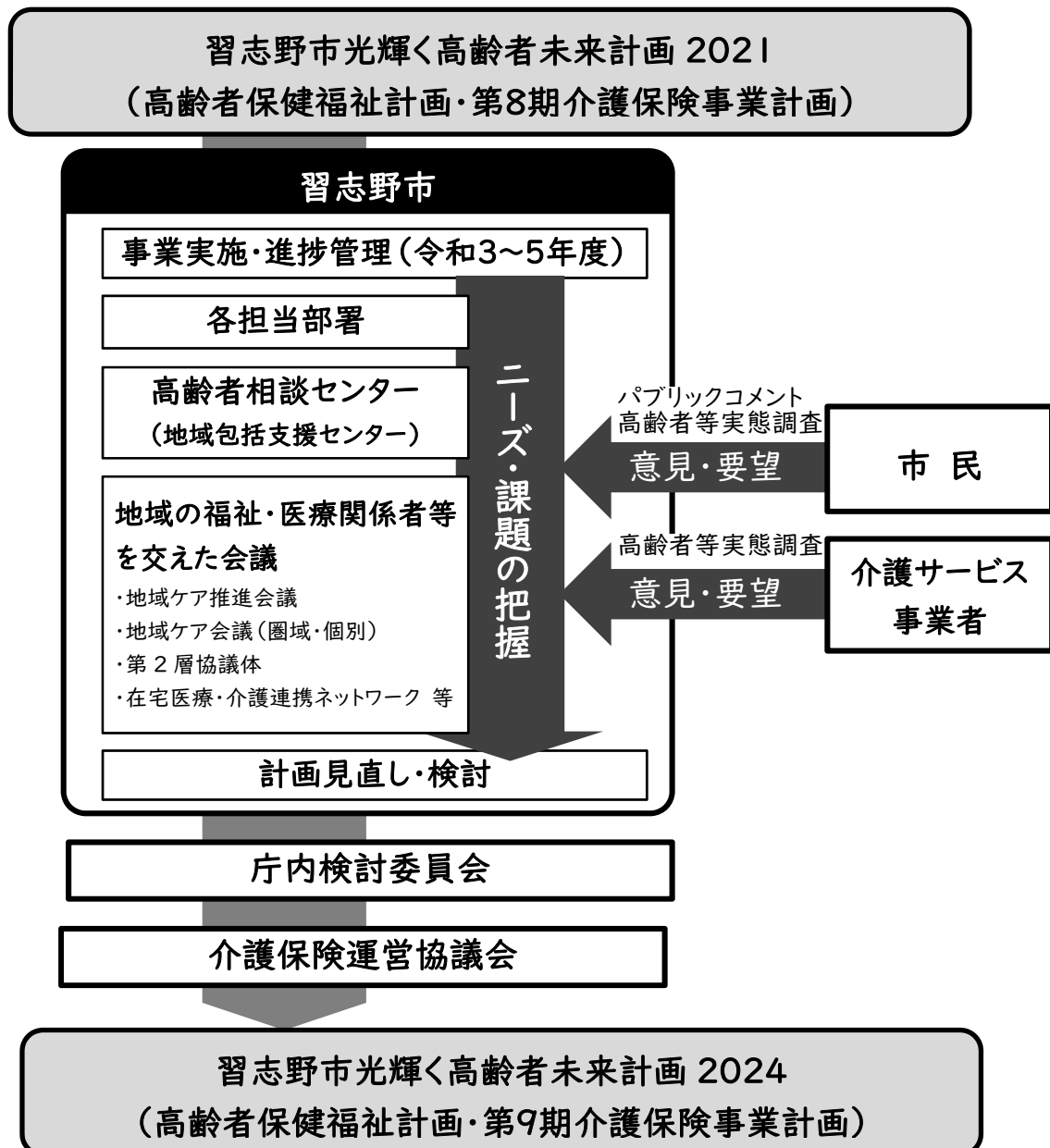


第5節 計画の策定プロセス

本計画を策定するにあたっては、市民や介護サービス事業者の実態把握のため、令和4（2022）年度に「高齢者等実態調査」を行うとともに、要介護認定者等の在宅生活や介護者の就労の継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するため、「在宅介護実態調査」を行いました。

これらの調査結果をもとに、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護保険被保険者、介護サービス事業者から構成する「習志野市介護保険運営協議会」における審議を経た上で、令和5（2023）年12月（予定）に「習志野市光輝く高齢者未来計画2024（高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（案）」を作成し、広報習志野や市のホームページを通じて市民から幅広く意見（パブリックコメント）を募集して、策定しました。

◆計画の策定プロセス



◆計画の策定経過

		会議等	内容
令和4年	7月28日	令和4年度第1回介護保険運営協議会	「高齢者等実態調査」の実施について
	9月12日～ 令和5年 3月31日	在宅介護実態調査の実施	—
	10月19日	令和4年度第1回高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画検討委員会	「高齢者等実態調査」の調査項目について
	11月10日	令和4年度第2回介護保険運営協議会	「高齢者等実態調査」の調査項目について
	12月15日～ 令和5年 1月10日	高齢者等実態調査（アンケート調査）の 実施	—
令和5年	4月20日	令和5年度第1回高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画検討委員会	・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業 計画（骨子案）について ・「高齢者等実態調査」の結果について
	8月10日	令和5年度第1回介護保険運営協議会	・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業 計画（骨子案）について ・「高齢者等実態調査」の結果について
	9月26日	令和5年度第2回高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画検討委員会	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業 計画（策定案）について
	10月20日	令和5年度第2回介護保険運営協議会	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業 計画（策定案）について
	10月27日	庁議	パブリックコメントの実施について
	12月1日～ 12月28日	パブリックコメントの実施	意見などの提出者数：4名 意見などの件数：29件
令和6年	1月18日	令和5年度第3回高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画検討委員会	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業 計画（最終案）について
	2月5日	庁議	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業 計画（最終案）について
	2月8日	令和5年度第3回介護保険運営協議会	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業 計画（最終案）について



◆計画を策定するための各種調査の概要

高齢者等実態調査

区分	抽出方法	送付数	有効回収数	有効回収率	(参考) 前回回収率
一般高齢者 (65歳以上)	無作為抽出	1,500人	1,011	67.4%	61.1%
要支援認定者・事業対象者①	無作為抽出	1,500人	976	65.1%	50.8%
在宅要介護認定者②	無作為抽出	1,500人	819	54.6%	
介護保険施設入所者	全員	816人	468	57.4%	44.6%
一般若年者 (40歳以上 64歳以下)	無作為抽出	1,500人	729	48.6%	39.5%
介護サービス提供事業者	全事業者	129事業者	63	48.8%	50.5%

・調査方法 … 郵送による配布・回収

・調査期間 … 令和4(2022)年12月15日～令和5(2023)年1月10日

※前回調査(令和元年度)では、①と②を合わせて「在宅認定者等」として1,500人を調査しました。

在宅介護実態調査

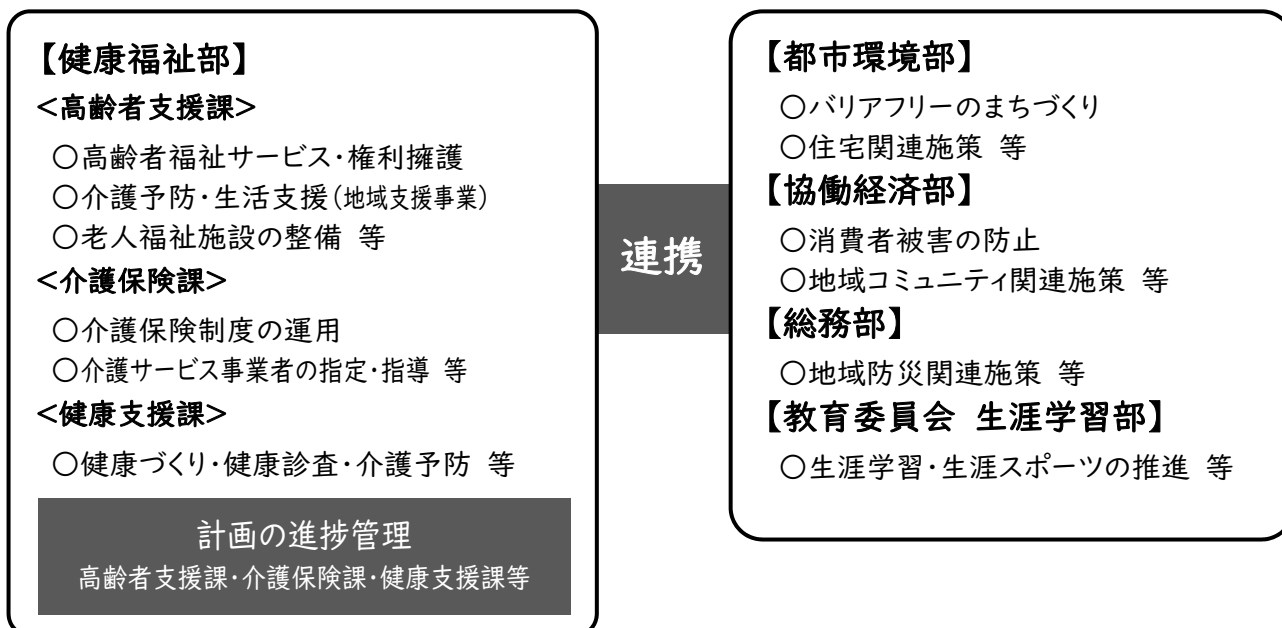
区分	在宅認定者
1. 対象者	在宅で要支援・要介護認定を受けていて、認定更新、認定区分変更の申請を行い、令和4(2022)年9月12日から令和5(2023)年3月31日に市認定調査員による介護認定状況調査を行った人 ※入院中、介護保険施設、特定施設、認知症グループホームの入居者は対象外 特定施設入居者生活介護または地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などの入居者は、在宅と見なし調査対象
2. 回答者数	407人
3. 調査方法	市認定調査員による聞き取り
4. 実施時期	令和4(2022)年9月12日～令和5(2023)年3月31日

第6節 計画の進捗管理

◆庁内の推進体制

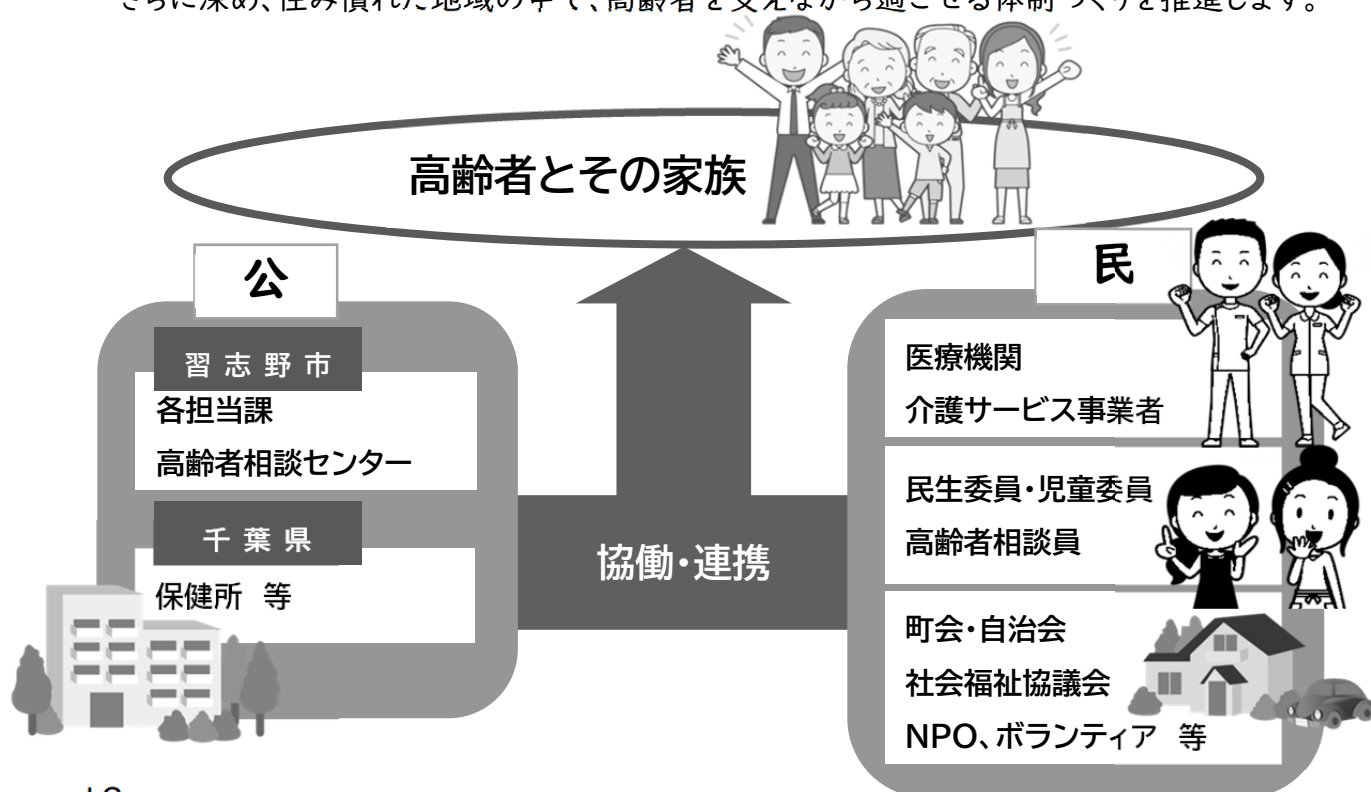
本計画に定める各施策は、福祉・保健・医療・まちづくり・防災等、広範囲にわたっています。

計画を効果的に実行し、推進していくためには、庁内の関係各課が緊密に連携して取り組む必要があります。そこで、健康福祉部を中心とする組織体制で、計画の推進を図ります。



◆関係団体や地域との連携

さまざまな人が地域で支え合いに参加するための場の提供や、地域の中での協働・連携をさらに深め、住み慣れた地域の中で、高齢者を支えながら過ごせる体制づくりを推進します。





◆計画の進捗管理と実績評価

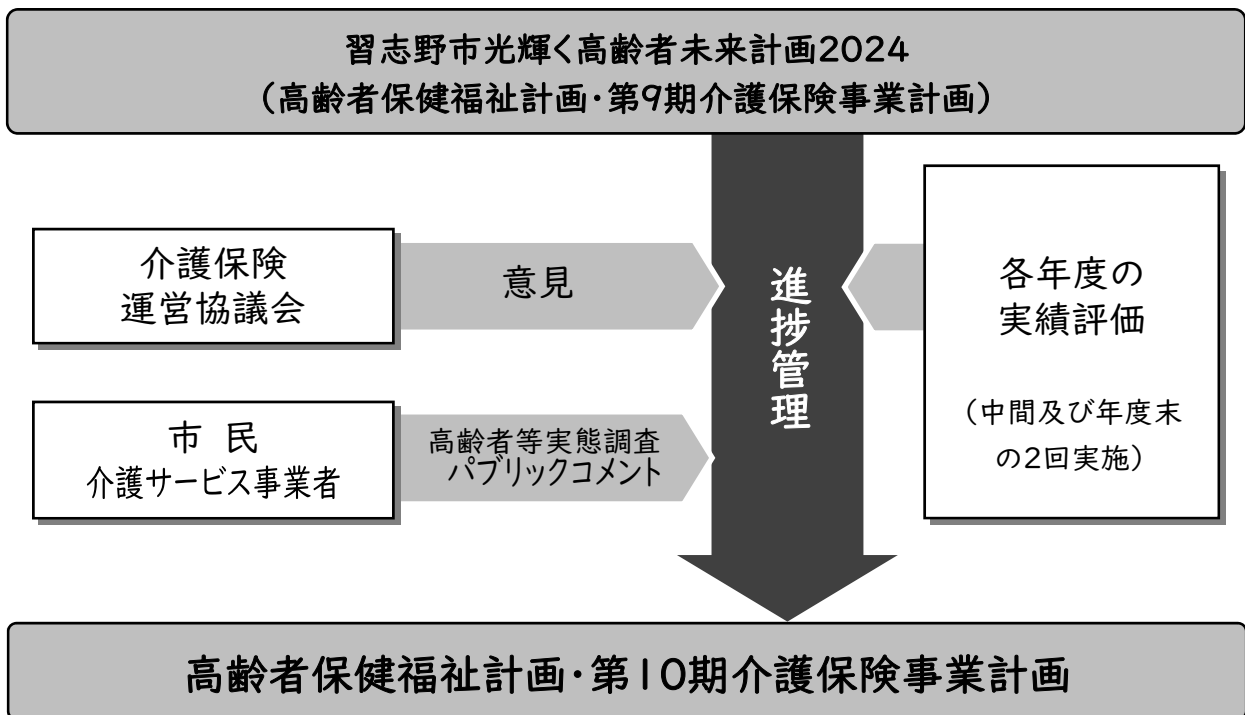
本計画を着実に実行するためには、進捗状況を客観的に評価し、点検することが必要です。

このため本市では、「習志野市介護保険運営協議会」において、介護保険事業や高齢者施策全体にわたり、意見を取り入れながら、PDCAサイクル（計画→実施→評価→改善）を踏まえた進捗管理を行います。

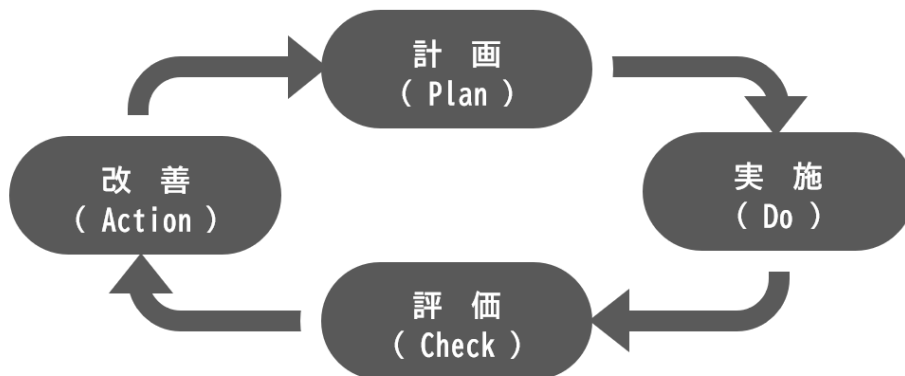
本計画において設定した各施策の個別目標（P.140）に対する取り組みの達成状況について、各年度、中間（4月～9月）及び実績（10月～3月）評価を行います。個別目標には、「プロセス指標（取り組みの実施過程の数値）」と「アウトカム指標（取り組みの実施による効果や成果を表わす数値）」を使用しています。

また、第10期計画の策定にあたっては、この評価結果を踏まえて策定を行うものとします。

計画期間（3年間）における進捗管理



PDCAサイクルの流れ



第2章 習志野市の現状と課題

第1節 習志野市の高齢化の状況と推移

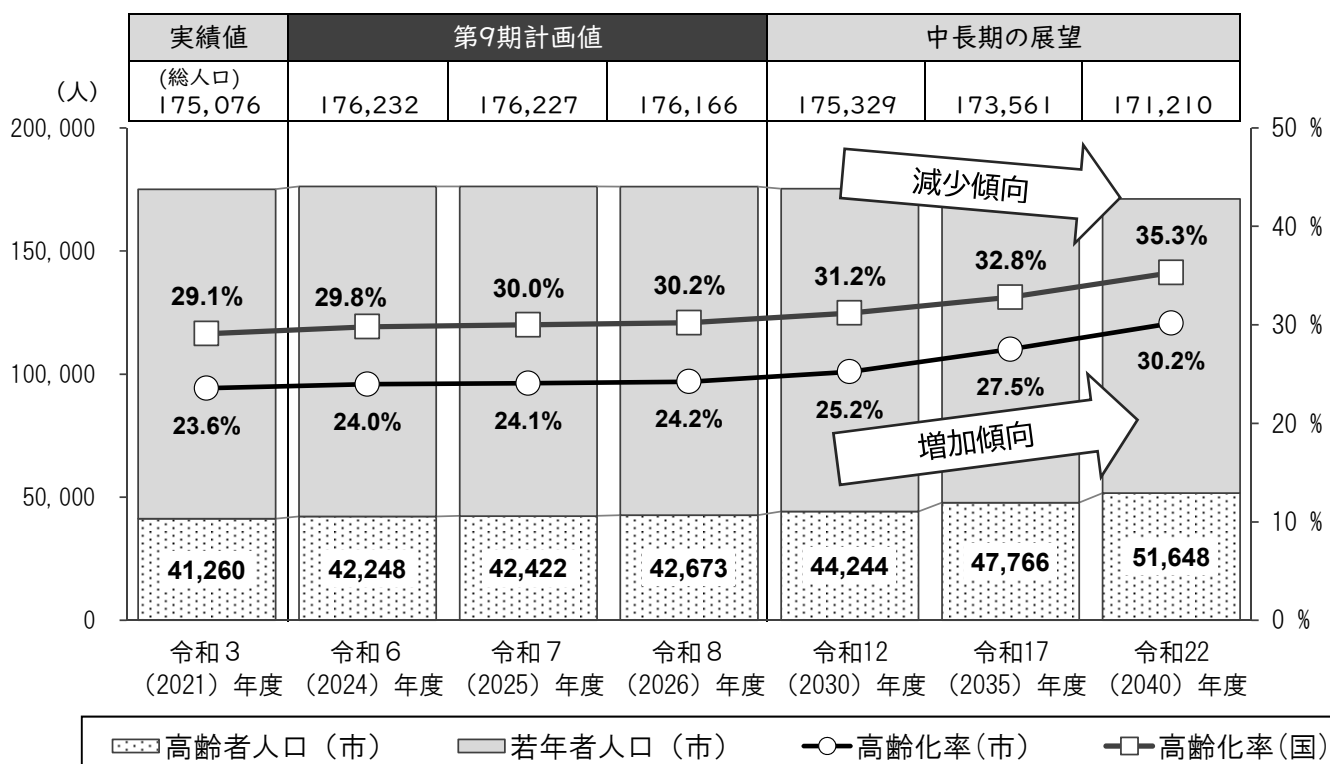
高齢化の状況と推移

本市の人口は、団塊の世代（昭和22～24年生まれの人）が全て75歳以上となる令和7（2025）年度には176,227人まで増加し、その後は減少傾向に転じるものとして推計しています。

一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和3（2021）年度には41,260人、高齢化率は23.6%であったものが、令和7（2025）年度には42,422人、24.1%となり、令和22（2040）年度には51,648人、30.2%に増加するものと見込んでいます。

高齢化は、国全体の動きと比べると緩やかではあるものの、着実に進行している状況です。

【総人口・高齢者人口・高齢化率の推移】（各年度末時点）



※第9期計画値以降については、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、令和22（2040）年までの期間について5年ごとに推計。

（資料）習志野市値 実績：住民基本台帳 推計：人口推計結果報告書（令和元年6月）

全国値 実績・推計：地域包括ケア「見える化」システム

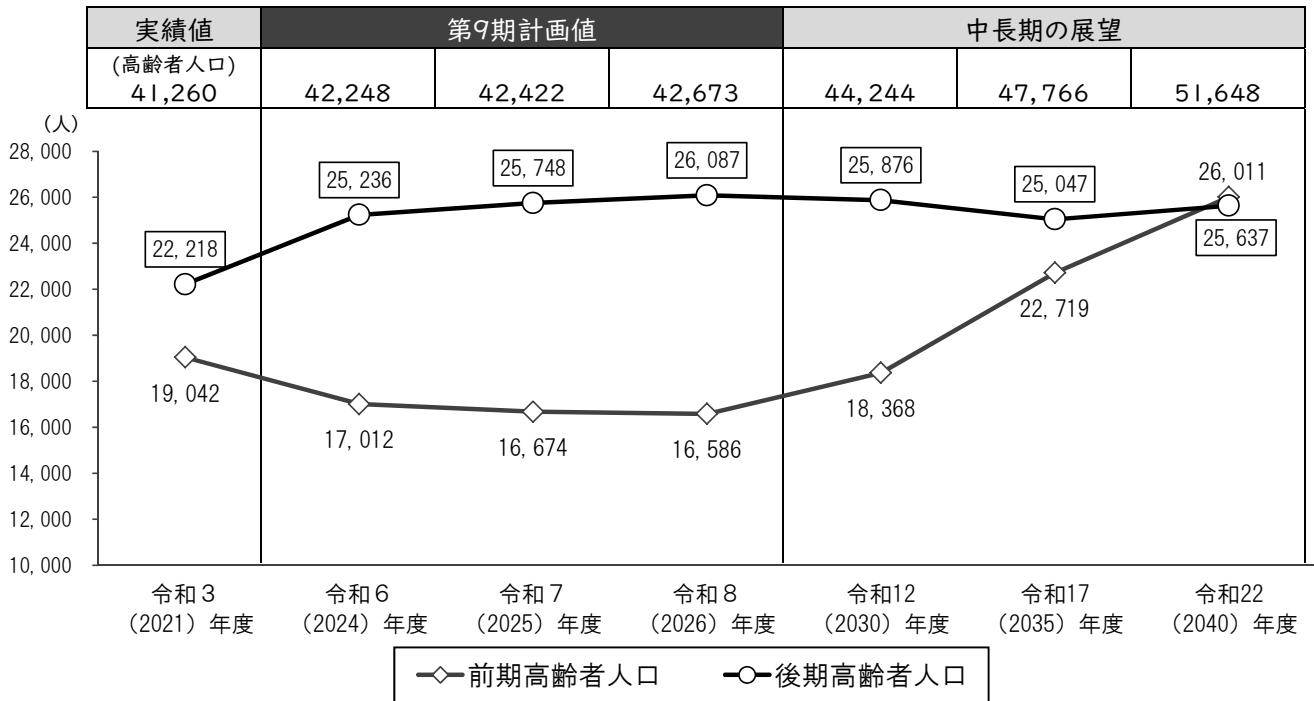


前期・後期高齢者の状況と推移

高齢者人口の中でも、後期高齢者（75歳以上）は増加を続け、令和7（2025）年度には25,748人となる見込みです。

また、前期高齢者（65歳以上75歳未満）については、令和8（2026）年度までは減少傾向であるものの、その後、令和22（2040）年度にかけては増加すると見込んでいます。

【前期・後期高齢者数の推移】（各年度末時点）



※第9期計画値以降については、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、令和22（2040）年までの期間について5年ごとに推計。

（資料）実績：住民基本台帳 推計：人口推計結果報告書（令和元年6月）

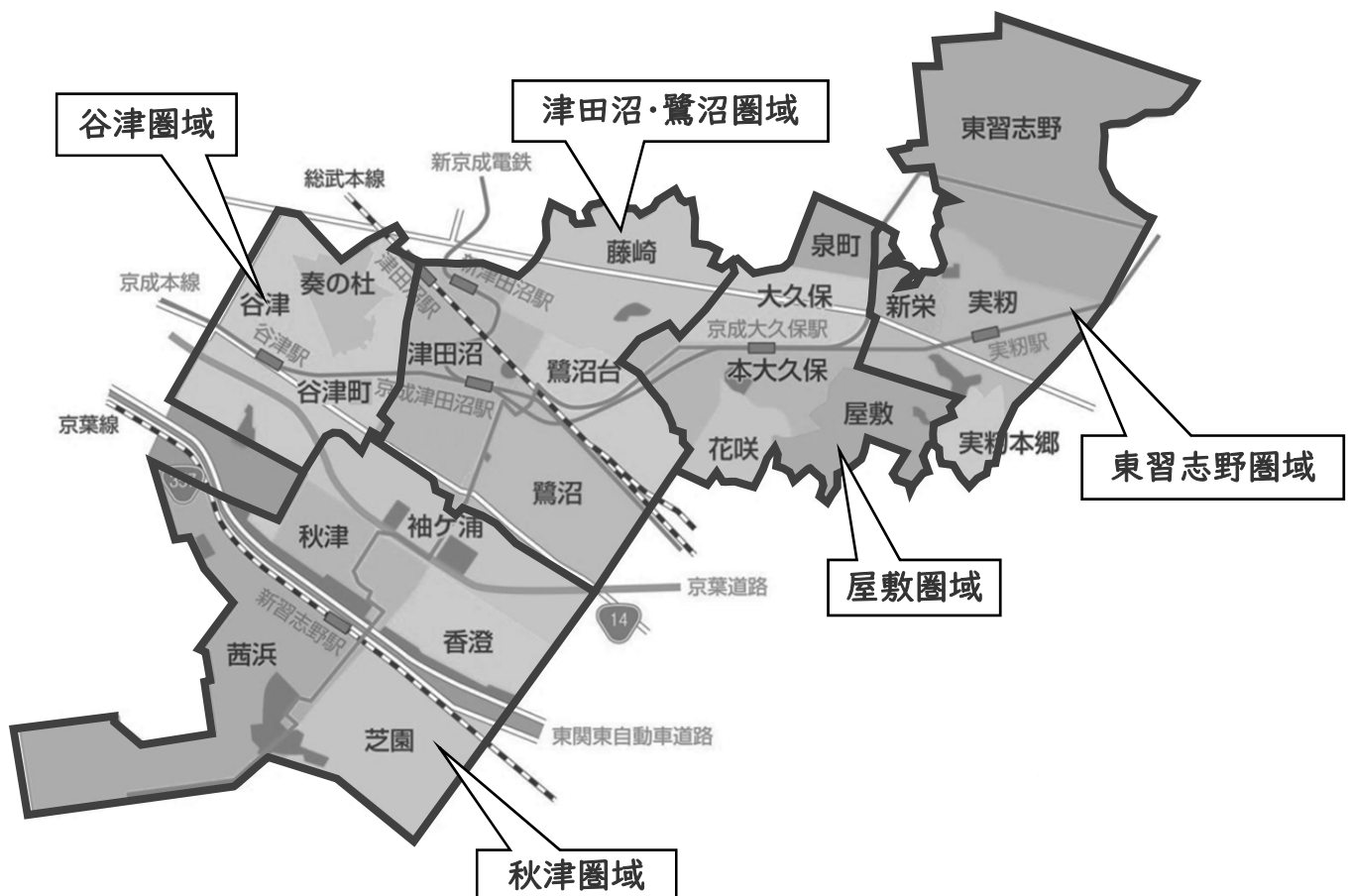
第2節 日常生活圏域別の高齢化の状況と推移

日常生活圏域について

本市では、地理的条件、人口、交通事情、介護施設等の整備状況、その他の社会的条件を総合的に勘案し、市域を5つの日常生活の圏域に分けて「高齢者相談センター（地域包括支援センター）」を配置し、圏域ごとに総合的・包括的なマネジメントを図っています。

この5圏域は、「習志野市都市マスタープラン」の5つの地域区分とも一致しています。

圏域名	町名
谷津圏域	谷津、谷津町、奏の杜
秋津圏域	袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園
津田沼・鷺沼圏域	津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台
屋敷圏域	花咲、屋敷、泉町、大久保、本大久保
東習志野圏域	実籾、新栄、東習志野、実籾本郷





日常生活圏域別 高齢化の状況と推移

【日常生活圏域別高齢化の推移】(各年度末時点)

(単位:人)

	年 度	合 計	谷 津	秋 津	津田沼 ・鷺沼	屋 敷	東習志野
総人口	令和3(2021)	175,076	39,030	23,614	46,835	32,985	32,612
	7(2025)	176,227	40,016	23,112	48,209	31,901	32,989
	12(2030)	175,329	40,893	21,567	49,317	30,907	32,645
	17(2035)	173,561	41,663	19,876	50,308	29,730	31,984
	22(2040)	171,210	42,217	18,210	51,124	28,450	31,209
年少人口 (0～14歳)	令和3(2021)	22,123	6,218	1,959	5,701	4,142	4,103
	7(2025)	20,909	6,344	1,748	5,525	3,550	3,742
	12(2030)	18,948	5,689	1,496	5,361	3,201	3,201
	17(2035)	17,958	5,130	1,294	5,539	2,930	3,065
	22(2040)	17,662	5,080	1,132	5,756	2,734	2,960
高齢者人口 (65歳以上)	令和3(2021)	41,260	7,533	8,075	9,574	7,914	8,164
	7(2025)	42,422	8,004	7,882	9,760	8,196	8,580
	12(2030)	44,244	8,614	7,655	10,391	8,629	8,955
	17(2035)	47,766	9,443	7,772	11,458	9,361	9,732
	22(2040)	51,648	10,600	7,698	12,542	10,072	10,736
	前期高齢者人口 (65～74歳)	令和3(2021)	19,042	3,830	4,394	3,539	3,816
		7(2025)	16,674	3,409	3,895	3,242	3,414
		12(2030)	18,368	3,723	4,515	3,728	3,634
		17(2035)	22,719	4,494	5,681	4,497	4,604
		22(2040)	26,011	5,406	6,416	4,998	5,518
	後期高齢者人口 (75歳以上)	令和3(2021)	22,218	3,703	5,180	4,375	4,348
		7(2025)	25,748	4,595	5,168	4,954	5,166
		12(2030)	25,876	4,891	4,887	4,901	5,321
		17(2035)	25,047	4,949	4,329	4,864	5,128
		22(2040)	25,637	5,194	4,025	5,074	5,218
高齢化率	令和3(2021)	23.6%	19.3%	34.2%	20.4%	24.0%	25.0%
	7(2025)	24.1%	20.0%	34.1%	20.2%	25.7%	26.0%
	12(2030)	25.2%	21.1%	35.5%	21.1%	27.9%	27.4%
	17(2035)	27.5%	22.7%	39.1%	22.8%	31.5%	30.4%
	22(2040)	30.2%	25.1%	42.3%	24.5%	35.4%	34.4%

(資料)実績:住民基本台帳 推計:人口推計結果報告書(令和元年6月)

※第9期計画値以降については、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、令和22(2040)年までの期間について5年ごとに推計。

○市全体として高齢化が進行し、介護や支援のニーズが増大すると見込んでいます。

○秋津圏域は他の圏域と比較すると高齢化率が高くなっています。

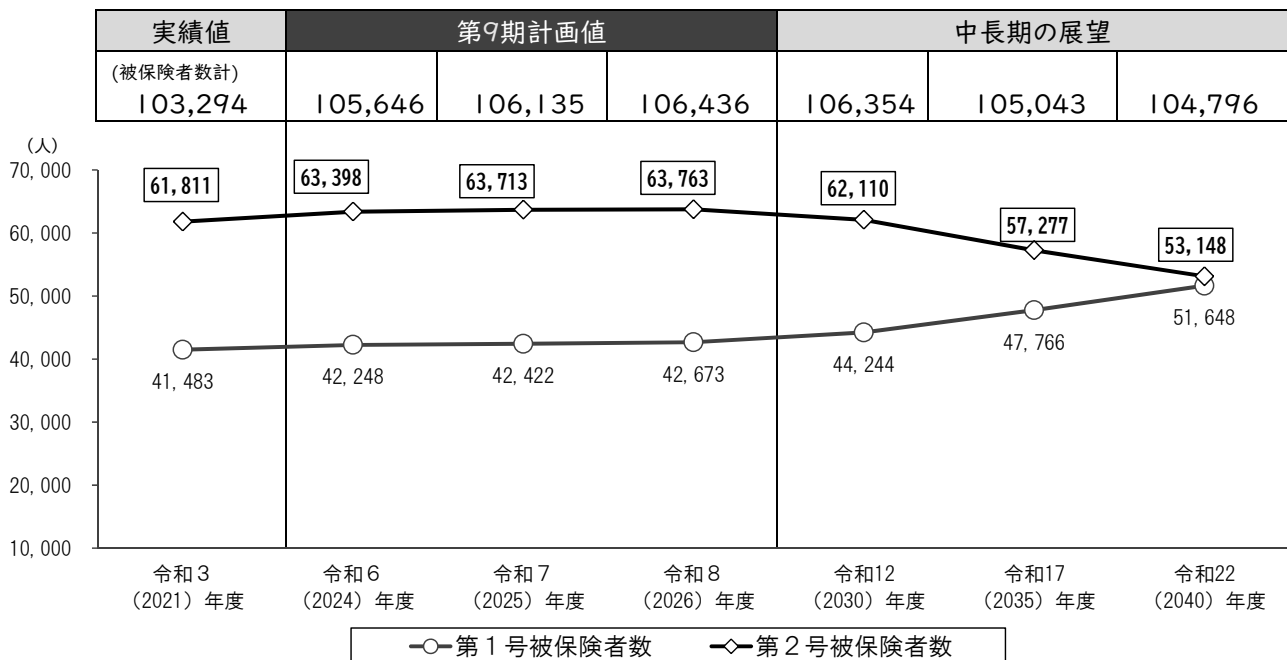
第3節 習志野市の介護保険の状況と推移

被保険者数の状況と推移

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）は、増加傾向が続くと見込んでいます。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満）は、令和8（2026）年度まで増加傾向にありますが、その後は減少傾向に転じていくと見込んでいます。

【第1号、第2号被保険者数の推移】（各年度末時点）



※第9期計画値以降については、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、令和22（2040）年までの期間について5年ごとに推計。

（資料）実績：住民基本台帳、歳入歳出決算報告書

推計：人口推計結果報告書（令和元年6月）、地域包括ケア「見える化」システム

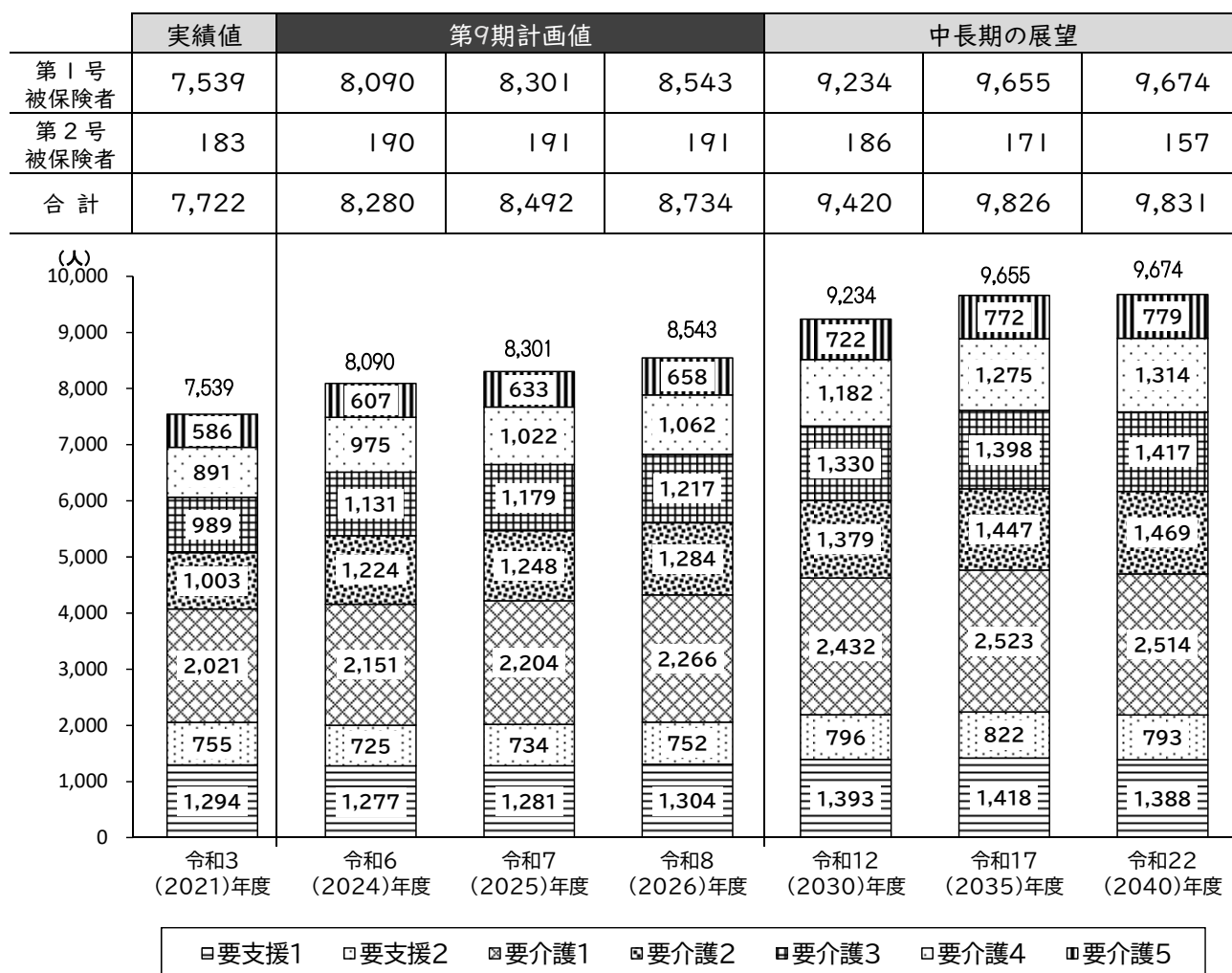


要介護・要支援認定者数の状況と推移

要介護・要支援認定者（第1号被保険者）は、年々増加していく傾向にあり、令和22（2040）年度には9,674人になると見込んでいます。

認定者の増加は、高齢者人口の増加に伴うものであり、今後も進んでいくと予測しています。

【要介護・要支援認定者数の推移】（各年度末時点）



※第9期計画値以降については、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、令和22（2040）年までの期間について5年ごとに推計。

（資料）実績：歳入歳出決算報告書

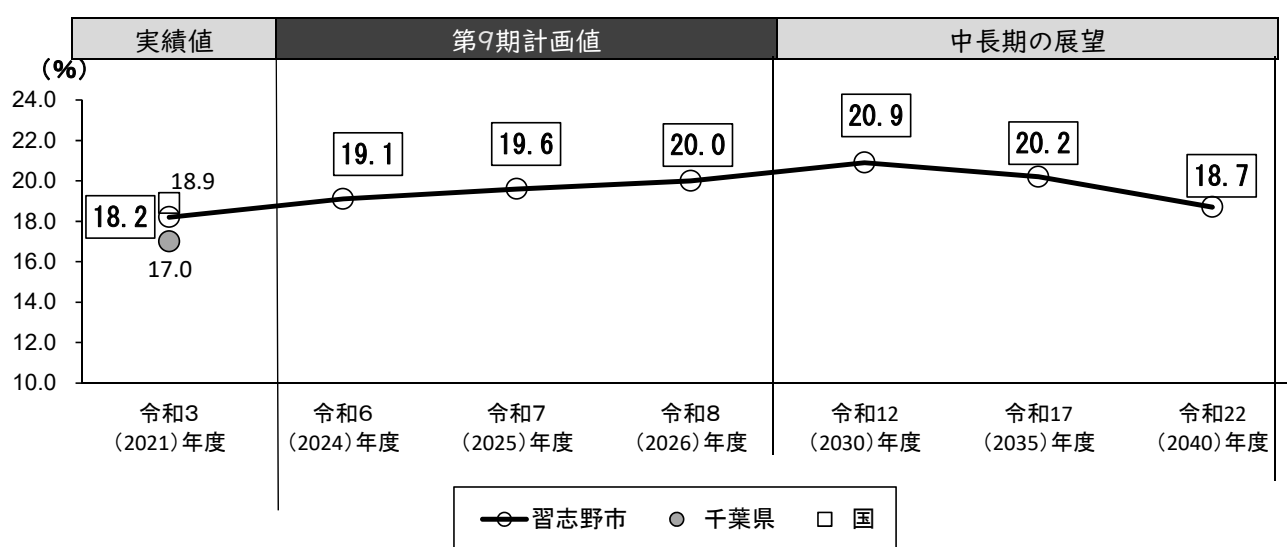
推計：人口推計結果報告書（令和元年6月）、地域包括ケア「見える化」システム

要介護・要支援認定率の状況と推移

要介護・要支援認定率（第Ⅰ号被保険者数のうち、要介護・要支援認定を受けている人数の割合）は、国平均に比べやや低く、千葉県平均を上回る値となっています。

令和12（2030）年度までは、高齢者の中でも要介護・要支援になるリスクの高い後期高齢者の割合が増加すると予測しており、認定率は上昇すると見込んでいます。その後は、後期高齢者が緩やかに減少することに伴い、令和22（2040）年頃まで、認定率の減少傾向が続くものと見込んでいます。

【要介護・要支援認定率（第Ⅰ号被保険者）の推移】（各年度末時点）



※第9期計画値以降については、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、令和22（2040）年までの期間について5年ごとに推計。

（資料）実績：歳入歳出決算報告書

推計：人口推計結果報告書（令和元年6月）、地域包括ケア「見える化」システム

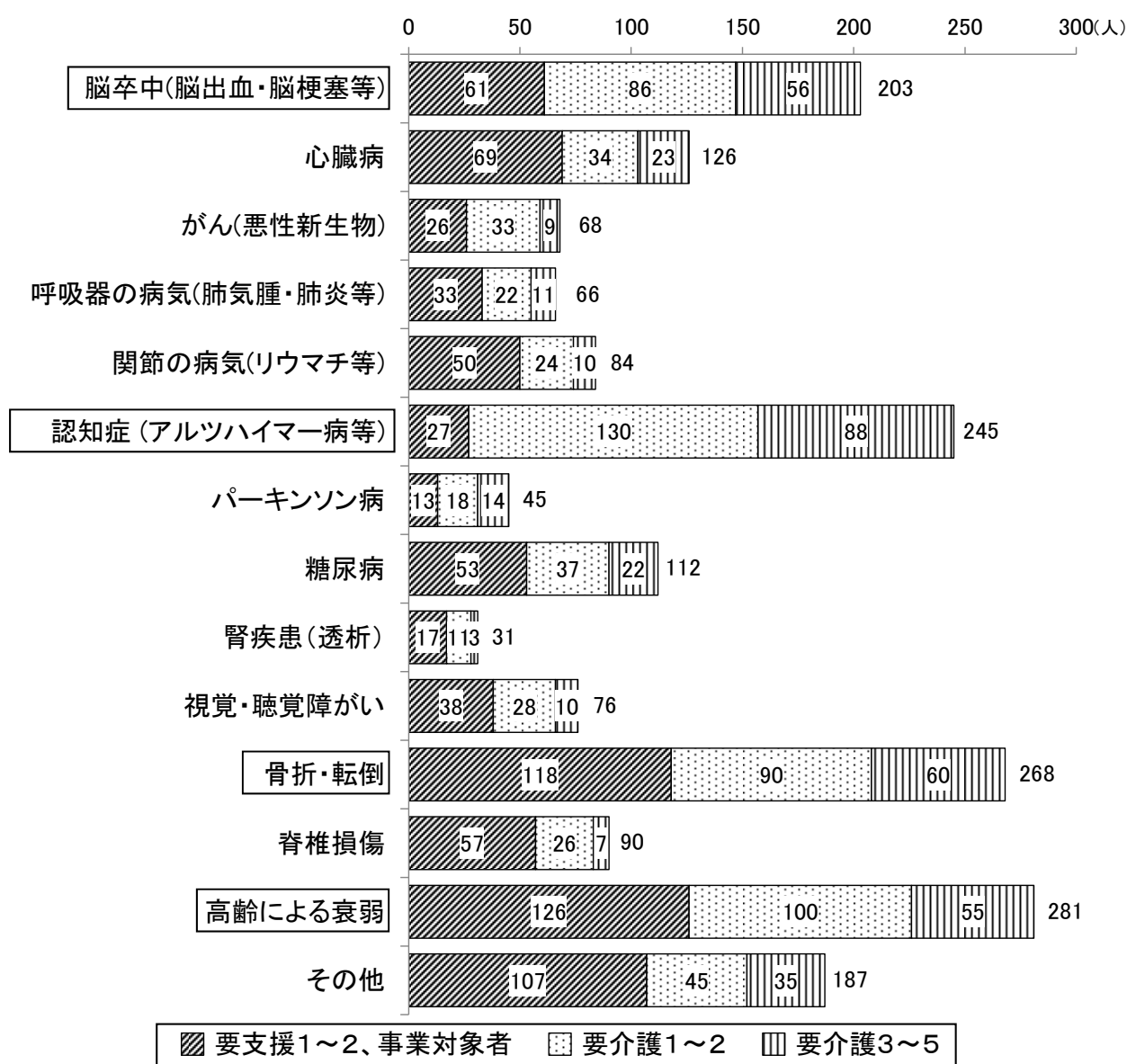


要介護・要支援状態につながる原因

在宅の要支援認定者等（介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む）と在宅の要介護認定者が、介護・介助が必要になった主な原因としては、「脳卒中（脳出血・脳梗塞）」「認知症（アルツハイマー病等）」「骨折・転倒」「高齢による衰弱」が多くなっています。

その中でも、「脳卒中（脳出血・脳梗塞）」「認知症（アルツハイマー病等）」は、要介護1～5の認定者からの回答が比較的多く、要介護状態になるリスクの高い病気であることが分かります。

【介護・介助が必要になった主な原因】



(資料) 高齢者等実態調査(令和4年度)

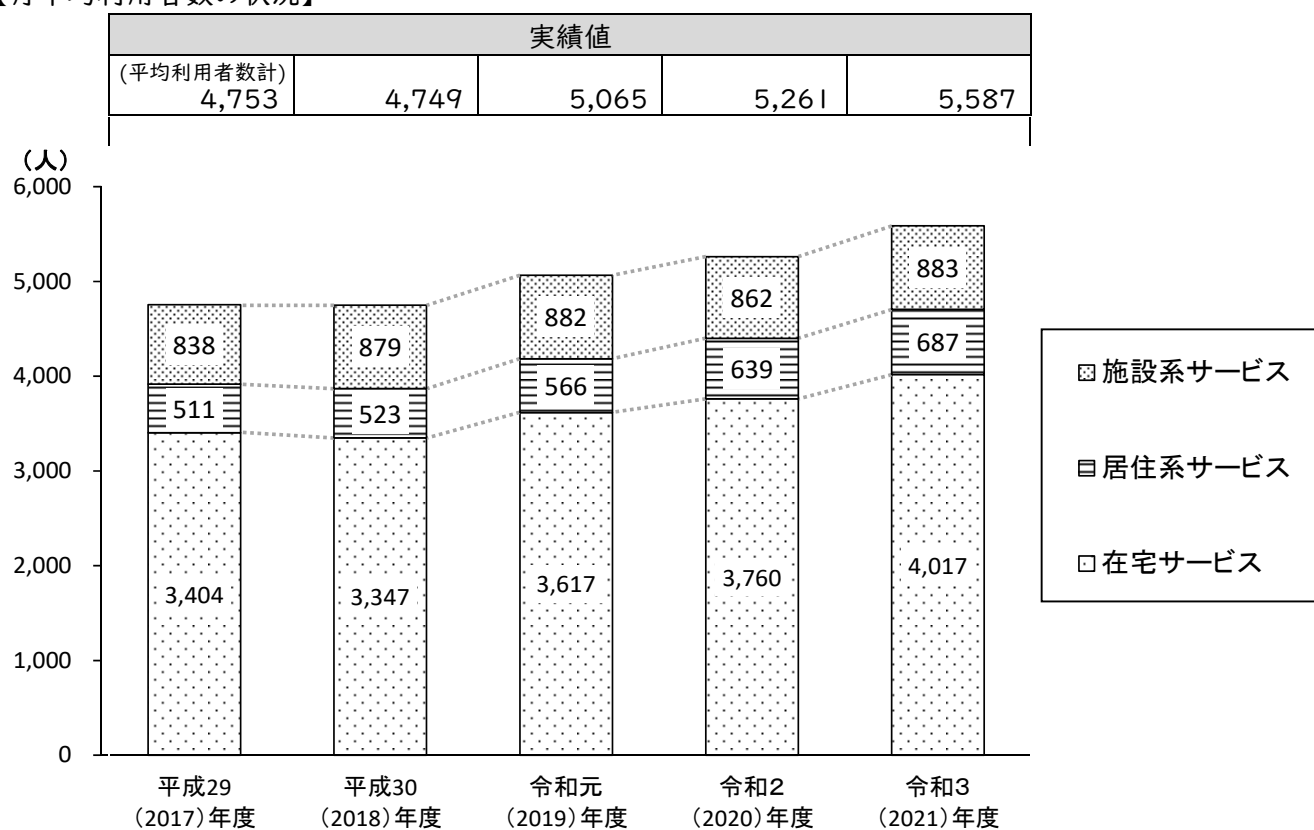
介護サービス利用者（受給者）数の状況

要介護・要支援認定者の増加に伴い、介護サービス利用者も増加傾向が続いています。

月平均利用者は、平成29（2017）年度は4,753人でしたが、令和3（2021）年度には、5,587人となっています。

介護サービスを在宅サービス、居住系サービス、施設系サービスに分類（下表参照）して利用者数の推移をみると、以下ようになります。

【月平均利用者数の状況】



（資料）介護保険事業状況報告

※平成29（2017）年度から、介護予防・日常生活支援総合事業を開始

<介護サービスの分類>

【在宅サービス】… 自宅に住みながら受けるサービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援、居宅介護支援

【居住系サービス】… 要介護・要支援認定者向けの住まいに移り住んで受けるサービス

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

【施設系サービス】… 施設に入所して受けるサービス

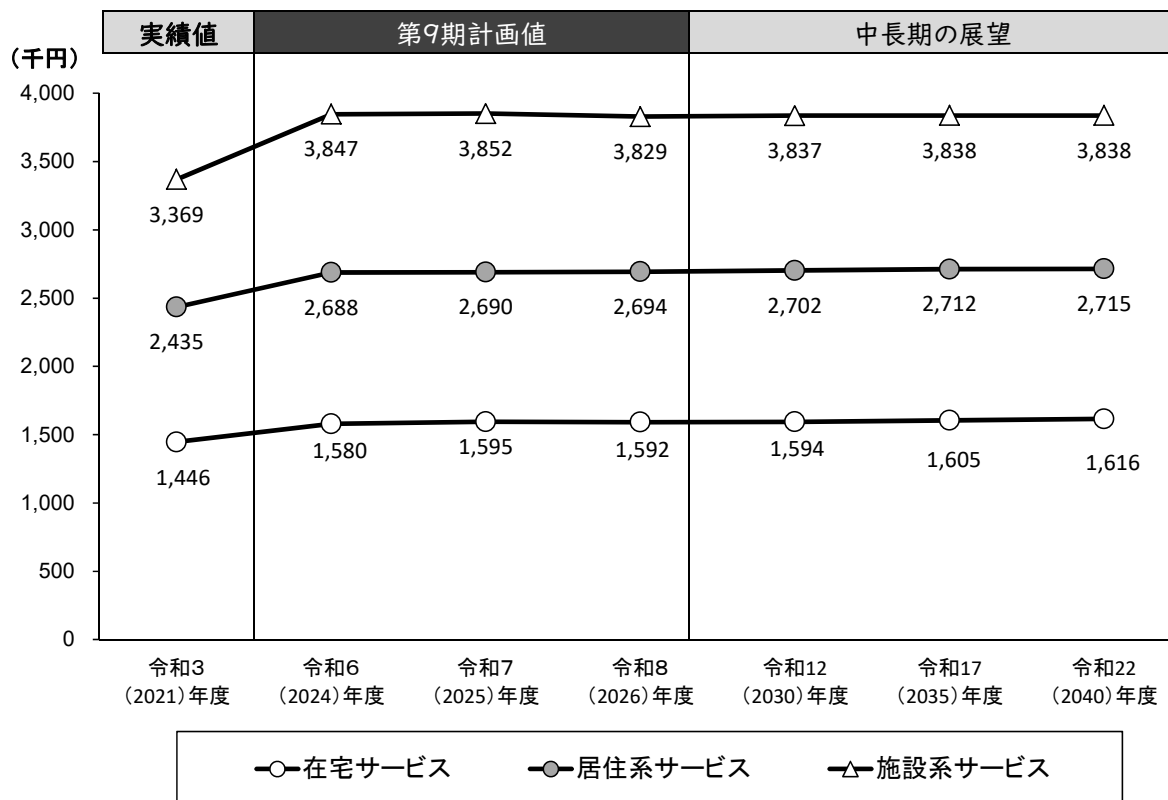
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院



介護サービス利用者一人あたり総給付費の状況と推移

在宅サービス、居住系サービス、施設系サービス、それぞれの利用者一人あたりの総給付費（年額）平均の推移をみると、比較的緩やかに伸びており、令和22（2040）年度まで続くと見込んでいます。

【サービス一人あたり総給付費の推移】



※第9期計画値以降については、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、令和22（2040）年までの期間について5年ごとに推計。

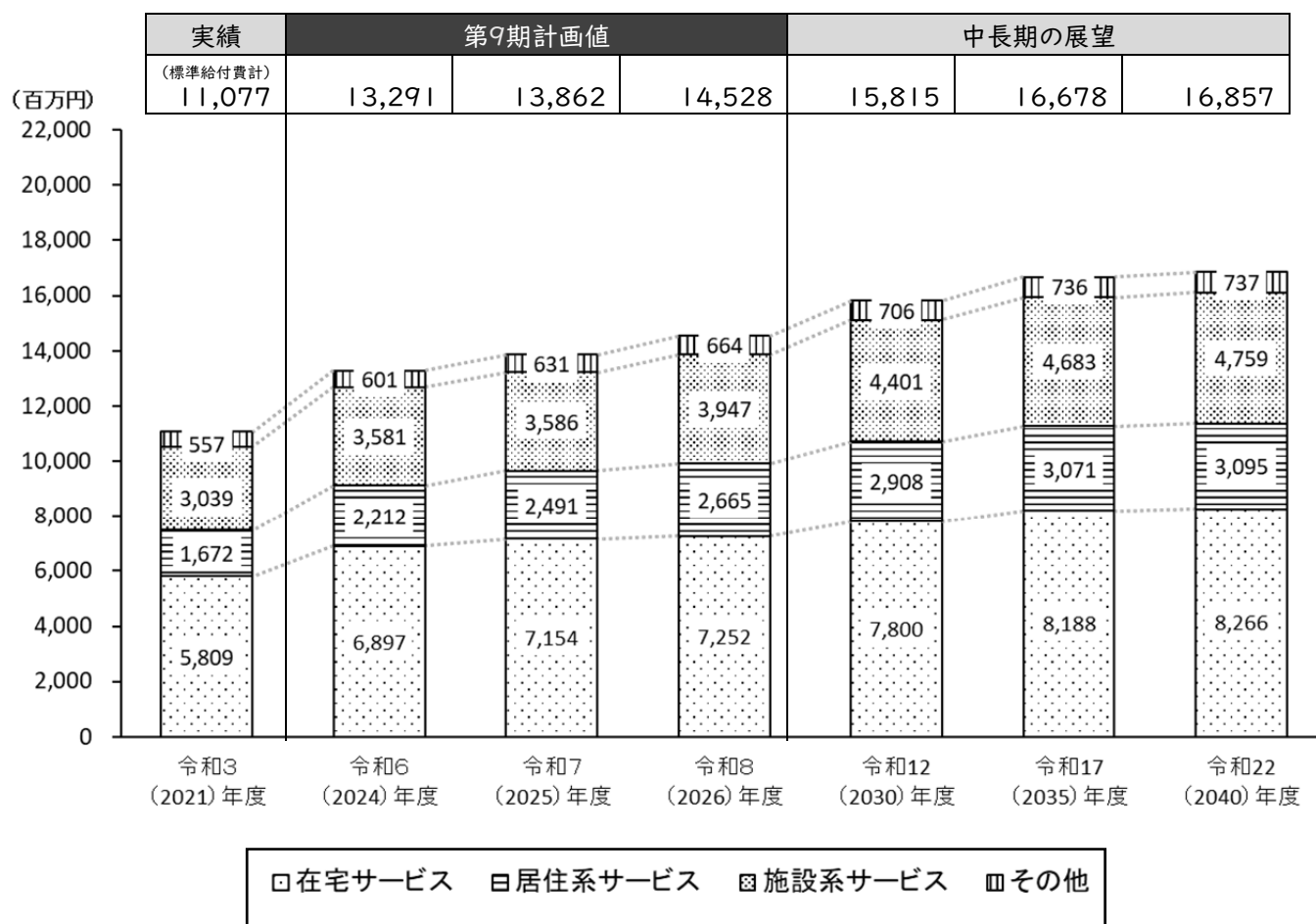
（資料）実績：介護保険事業状況報告 推計：地域包括ケア「見える化」システム

標準給付費の状況と推移

要介護・要支援認定者の増加に伴い、介護サービス利用者の増加が見込まれ、標準給付費についても年々増加の傾向にあります。

令和3(2021)年度は110億7,700万円でしたが、令和22(2040)年度は約1.5倍の168億5,700万円にのぼると推計しています。

【標準給付費の推移】



※第9期計画値以降については、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、令和22(2040)年までの期間について5年ごとに推計。

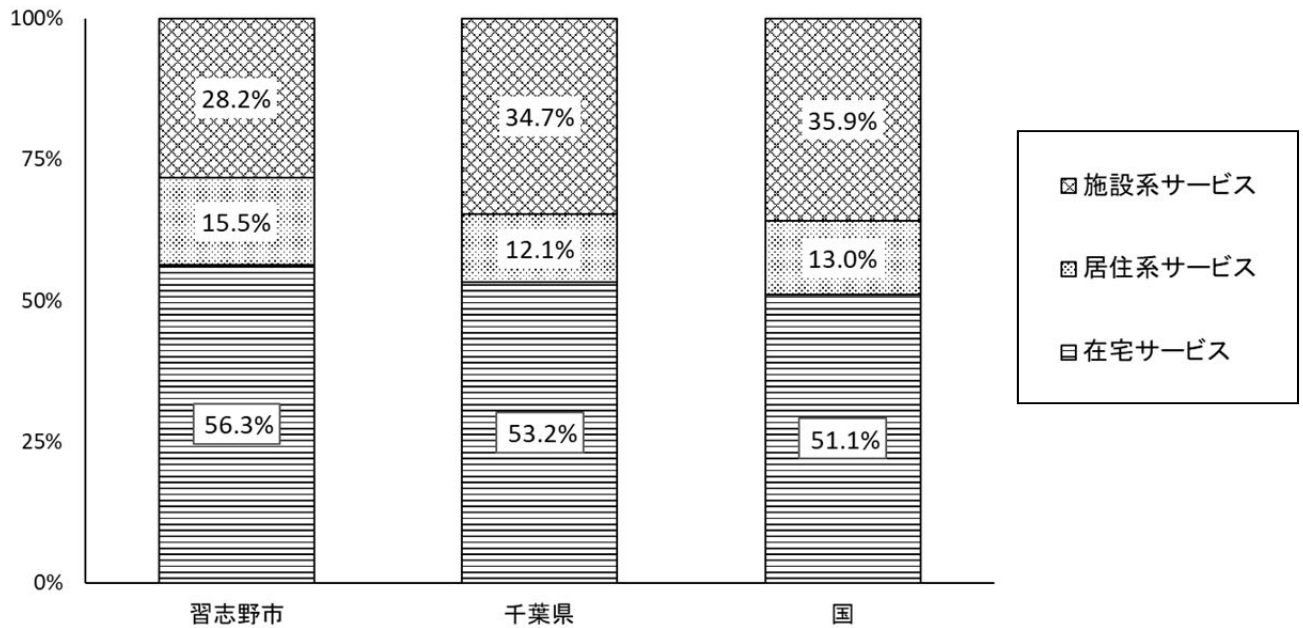
(資料) 実績: 歳入歳出決算報告書 推計: 地域包括ケア「見える化」システム



総給付費の構成比

介護サービスを在宅サービス、居住系サービス、施設系サービスに分類して総給付費の構成比をみると、全国と千葉県は大きな違いは見られないものの、本市では在宅サービスと居住系サービスの占める割合がやや多く、施設系サービスの占める割合がやや少なくなっています。

【サービス別総給付費構成比の比較】（令和3（2021）年度）



（資料）介護保険事業状況報告

第4節 習志野市の高齢者の状況と推移

高齢者の世帯数の状況と推移

高齢者のいる一般世帯の割合は横ばい傾向で、令和2（2020）年では33.4%となっていますが、千葉県の値よりは6ポイント下回っています。また、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加傾向にあります。

今後の推計では、一般世帯数全体は減少に転じる一方、高齢者のいる一般世帯、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯数は実数・構成比ともに増加が続くものと見込んでいます。

【高齢者のいる世帯数の状況】

	習志野市				千葉県	
	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
	世帯数		構成比		構成比	
一般世帯数	72,308	79,267	100%	100%	100%	100%
高齢者のいる一般世帯数	24,669	26,483	34.1%	33.4%	39.5%	39.4%
高齢者単身世帯数	6,601	7,787	9.1%	9.8%	9.9%	10.8%
高齢者夫婦世帯数	8,162	8,708	11.3%	11.0%	12.6%	12.7%
夫婦とも65歳以上	6,771	7,495	9.4%	9.5%	8.2%	10.9%

（資料）国勢調査

【高齢者のいる世帯数の今後の推計】

	習志野市			
	令和7（2025）年		令和22（2040）年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯数	79,283	100%	77,255	100%
高齢者のいる一般世帯数	27,638	34.9%	33,371	43.2%
高齢者単身世帯数	8,127	10.3%	9,812	12.7%
高齢者夫婦世帯数	9,088	11.5%	10,973	14.2%
夫婦とも65歳以上	7,822	9.9%	9,444	12.2%

（資料）国勢調査、人口推計結果報告書（令和元年6月）

※総人口または高齢者人口に占める当該世帯数の比率が、令和2（2020）年度
と同一であるものとして推計



高齢者の住まいの状況

高齢者のいる世帯の住居の状況は、「持家」が8割近くを占めて最も多くなっています。

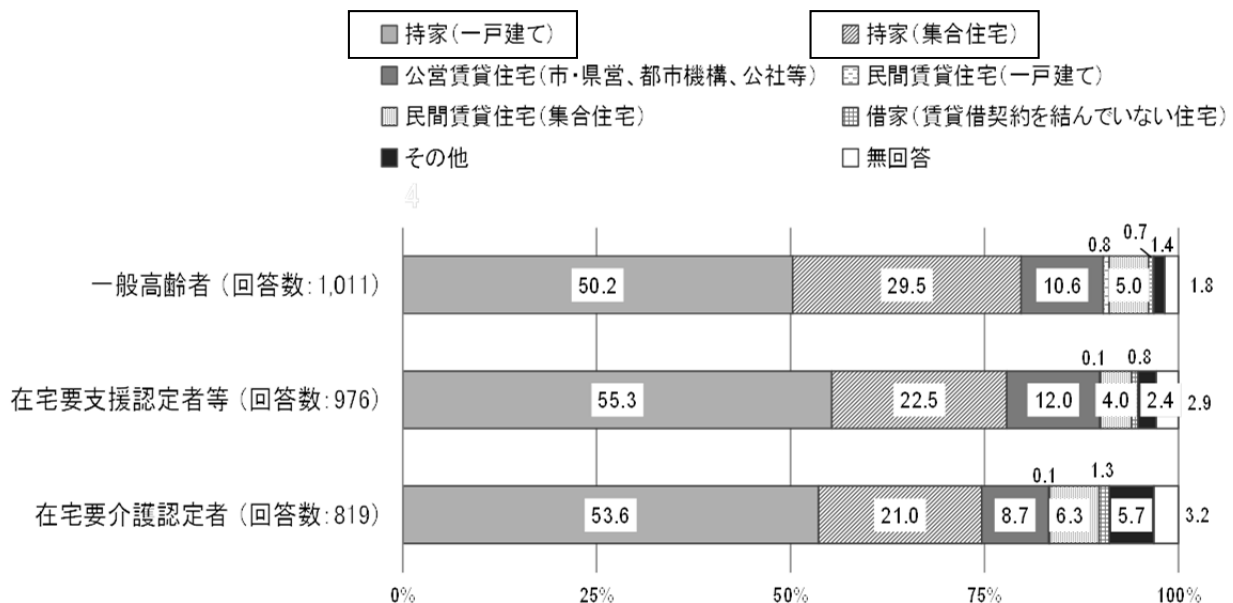
また、「公営・都市再生機構（UR）・公社の借家」の割合が千葉県よりも多く、本市の特徴となっています。

【高齢者のいる世帯の住居の状況】

	習志野市				千葉県	
	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
	世帯数		構成比		構成比	
持家	19,320	20,883	78.3%	78.9%	83.9%	84.9%
公営・都市再生機構 (UR)・公社の借家	3,230	3,322	13.1%	12.5%	5.3%	5.2%
民営の借家	1,870	2,002	7.6%	7.6%	9.6%	8.6%
給与住宅	61	77	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%
間借り	125	163	0.5%	0.6%	0.5%	0.7%
その他	63	36	0.3%	0.1%	0.4%	0.3%
合 計	24,669	26,483	100%	100%	100%	100%

(資料) 国勢調査

高齢者等実態調査では、「持家」の回答割合が一般高齢者（要介護・要支援認定を受けていない人）と在宅要支援認定者等で8割近く、在宅要介護認定者で7割台半ばを占めており、中でも一戸建てが多くなっています。



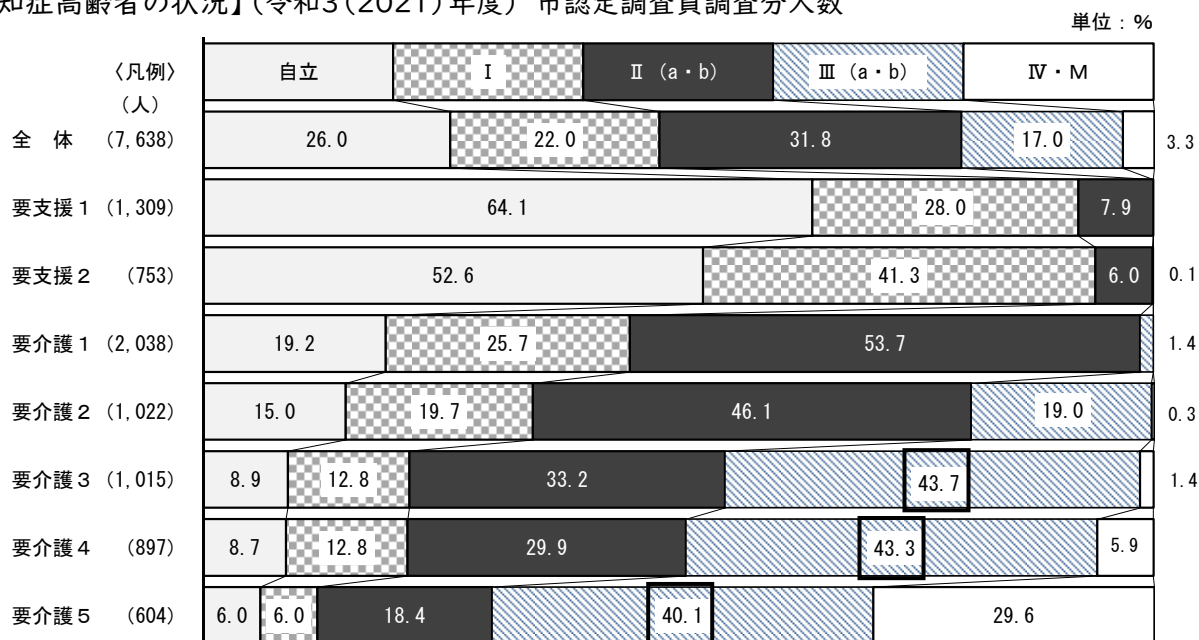
(資料) 高齢者等実態調査(令和4年度)

認知症高齢者の状況と推移

要介護3～5の人では、日常生活自立度Ⅲ（a・b）の判定を受けている人が40%以上を占めて最も多くなっています。

また、高齢化に伴い認知症高齢者は増加を続け、国では令和7（2025）年度に高齢者の約5人に1人が認知症になると推計しています。国の推計方法をもとに本市の認知症高齢者数を算出すると、令和7（2025）年度には8,484人、令和22（2040）年度には12,705人になると見込んでいます。

【認知症高齢者の状況】（令和3（2021）年度）市認定調査員調査分人数



【認知症高齢者の日常生活自立度判定基準】

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	II a 家庭外で上記IIの状態が見られる。
	II b 家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
	III b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

【認知症高齢者数の推移】

（単位：人）

	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和22 (2040)年度
認知症高齢者数	8,484	9,955	12,705

（資料）人口推計結果報告書（令和元年6月）、認知症施策推進大綱（概要）

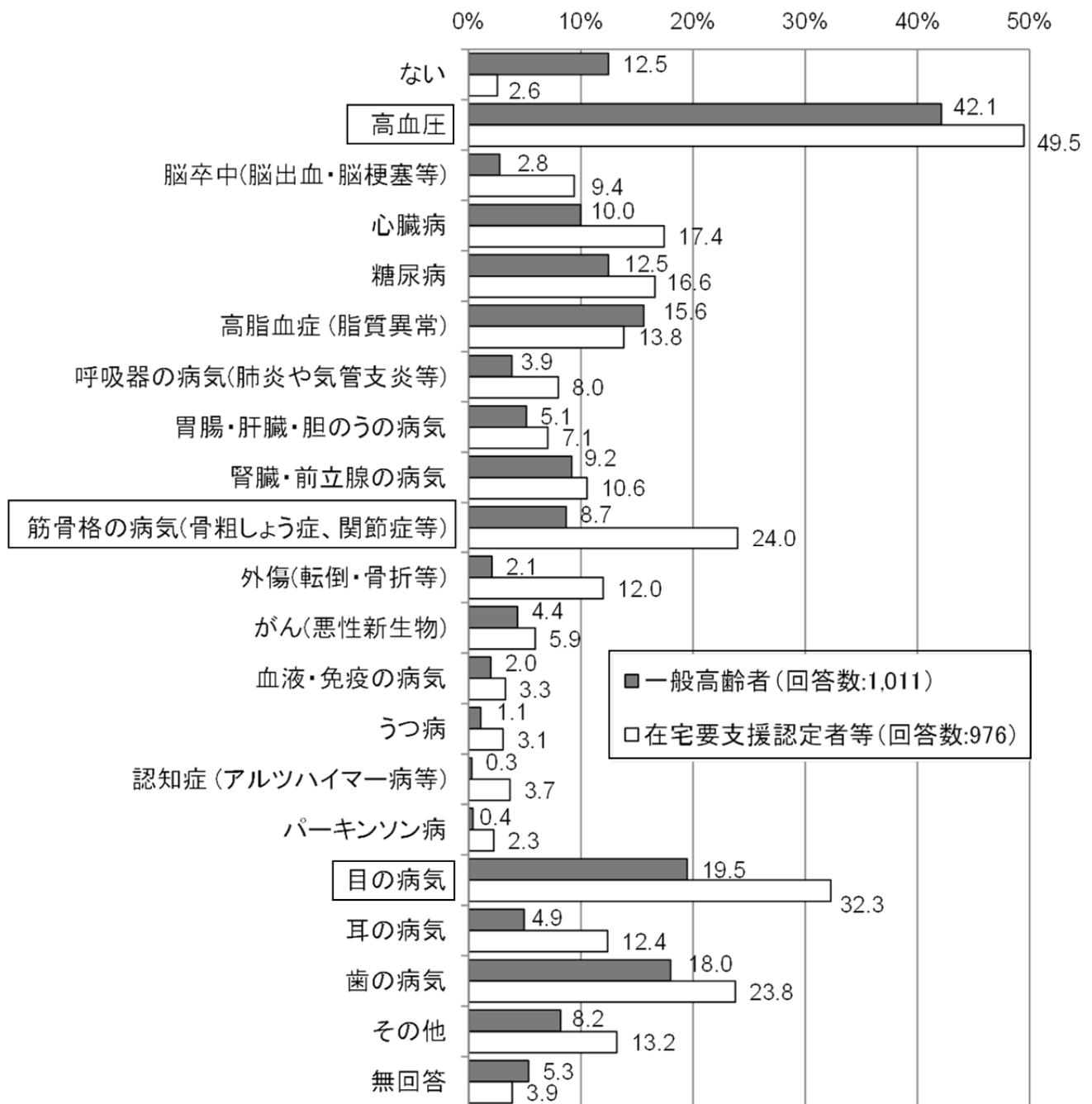


高齢者の疾病と後期高齢者医療費の状況

現在治療中または後遺症のある病気については、一般高齢者、在宅要支援認定者等（介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む）ともに、「高血圧」が最も多く、次いで「目の病気」が多くなっています。

「目の病気」と「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」では、一般高齢者と在宅要支援認定者等の差が大きくなっています。

【現在、治療中または後遺症のある病気】

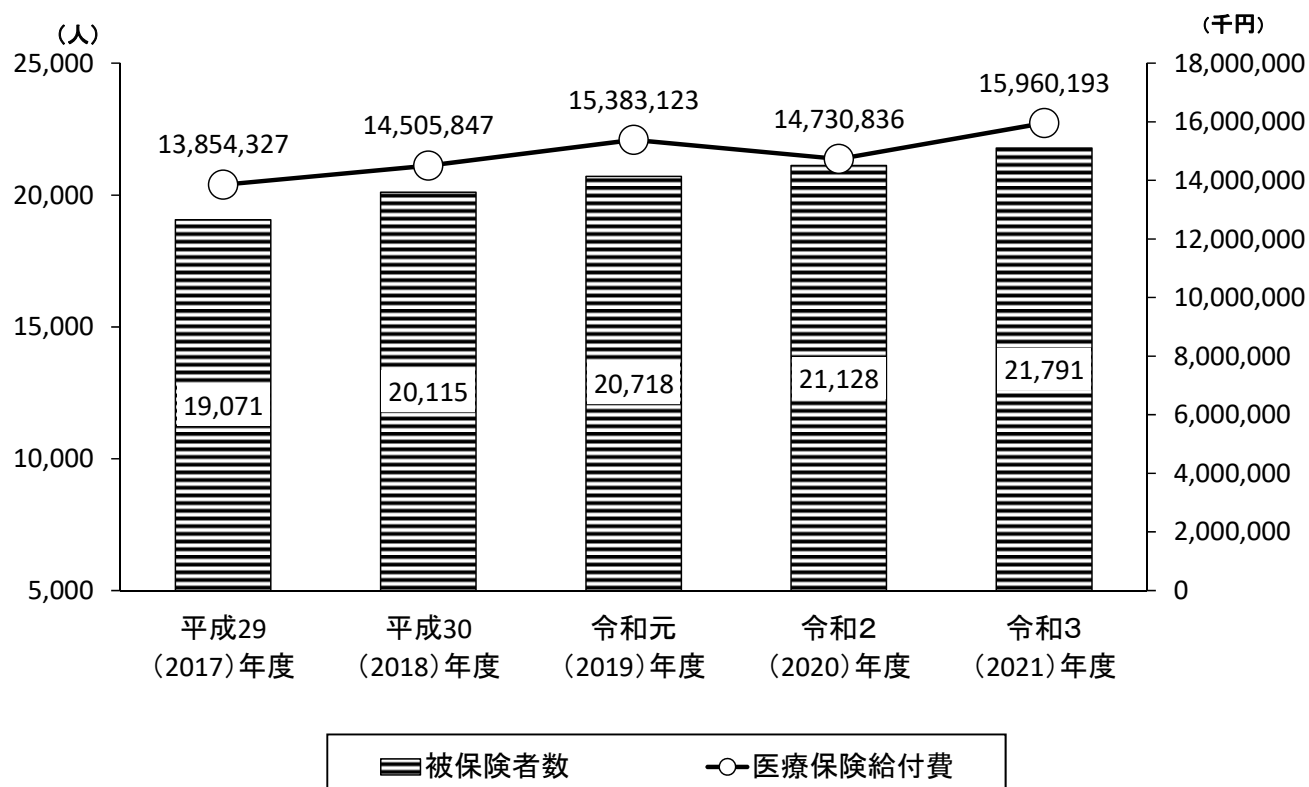


(資料) 高齢者等実態調査(令和4年度)

本市の後期高齢者医療の被保険者は、高齢化に伴い年々増加の傾向にあり、令和3(2021)年度で21,791人となっています。

また、医療保険給付費も同様に増加傾向にあり、令和3(2021)年度は約160億円となっています。

【後期高齢者医療被保険者数(各年度末時点)及び医療保険給付費の状況】



【後期高齢者医療保険一人あたり年間医療保険給付費の状況】(各年度末時点)

(単位:円)

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
被保険者一人あたり 医療保険給付費	726,460	721,146	742,500	697,219	732,421

(資料) 歳入歳出決算報告書、千葉県後期高齢者医療給付の状況



高齢者の就業・社会活動の状況

就業している高齢者は増加傾向にあり、令和2(2020)年の就業率は全体で21.8%となっていますが、千葉県の値より、2ポイント下回っています。年齢別にみると、65～69歳では42.9%、70～74歳でも28.4%と多くなっており、85歳以上では3.8%が就業しています。

【高齢者の就業の状況】

	習志野市						千葉県	
	平成27 (2015)年			令和2 (2020)年			平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率	就業率	就業率
65～69歳	11,166	4,187	37.5%	8,775	3,761	42.9%	39.5%	45.6%
70～74歳	9,524	2,037	21.4%	10,615	3,018	28.4%	23.4%	30.2%
75～79歳	7,749	859	11.1%	8,700	1,332	15.3%	13.7%	16.4%
80～84歳	5,115	335	6.5%	6,584	510	7.7%	8.2%	9.0%
85歳以上	3,901	128	3.3%	5,809	222	3.8%	3.7%	4.0%
合 計	37,455	7,546	20.1%	40,483	8,843	21.8%	22.2%	23.8%

(資料) 国勢調査

高齢者等実態調査では、一般高齢者の1割程度の人が、「週4回以上」収入のある仕事に就いている、と回答しています。「週2～3回」までを含めると、2割近くに上ります。

【会・グループ等への参加頻度（一般高齢者）】

（総数 1,011） 上段：回答数（人） 下段：割合	週4回 以上	週2～ 3回	週1回	月1～ 3回	年に数回	参加して いない	無回答
(1) ボランティア	10	18	18	36	39	662	228
	1.0%	1.8%	1.8%	3.6%	3.9%	65.5%	22.6%
(2) スポーツ関係	47	62	60	50	30	553	209
	4.6%	6.1%	5.9%	4.9%	3.0%	54.7%	20.7%
(3) 趣味関係	36	52	45	99	67	520	192
	3.6%	5.1%	4.5%	9.8%	6.6%	51.4%	19.0%
(4) 学習・教養サークル	3	10	15	32	32	673	246
	0.3%	1.0%	1.5%	3.2%	3.2%	66.6%	24.3%
(5) てんとうむし体操 （転倒予防体操）	3	6	13	12	7	726	244
	0.3%	0.6%	1.3%	1.2%	0.7%	71.8%	24.1%
(6) 地域サロン （地域テラス）	3	0	1	5	15	726	261
	0.3%	0.0%	0.1%	0.5%	1.5%	71.8%	25.8%
(7) 高齢者のつどい	3	3	4	7	26	723	245
	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	2.6%	71.5%	24.2%
(8) 老人クラブ	3	3	1	5	16	733	250
	0.3%	0.3%	0.1%	0.5%	1.6%	72.5%	24.7%
(9) 町内会・自治会	6	5	5	30	131	600	234
	0.6%	0.5%	0.5%	3.0%	13.0%	59.3%	23.1%
(10) 収入のある仕事	117	74	20	12	9	558	221
	11.6%	7.3%	2.0%	1.2%	0.9%	55.2%	21.9%

（資料）高齢者等実態調査（令和4年度）



第5節 高齢化による課題

①孤立しやすい独居高齢者、高齢者世帯の増加

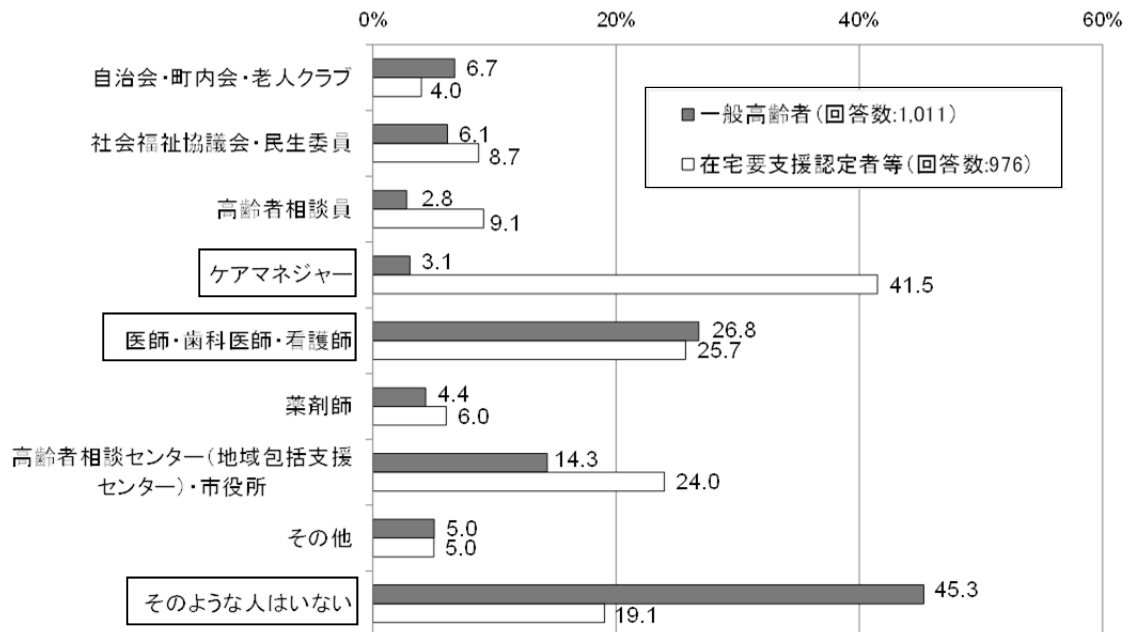
高齢者にとって、人とのつながりやコミュニティとの関わりは、安心・安全、生きがい等、さまざまな効果をもたらします。

一方で、独居高齢者や高齢者世帯が増加傾向(P.26)にある中、家族や友人・知人以外での相談相手がないという人が多く、社会からの孤立が原因となり、健康状態の悪化や要介護状態の重度化等の問題が生じています。

高齢者等実態調査では、家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手として、一般高齢者は「そのような人はいない」、在宅要支援認定者等は「ケアマネジャー」との回答が、それぞれ最も多くなっています。

高齢者の地域生活を支えていくためには、多様なコミュニケーションの場や機会を創出し、支え合いや見守り等、地域に根付いた活動の充実をさらに図っていく必要があります。

【家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手】



(資料) 高齢者等実態調査(令和4年度)

第8期計画の振り返り

高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者による地域での見守り活動に取り組みました。

また、高齢者の総合的な相談窓口である高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、コロナ禍で対面での活動が難しい中ではありましたが相談機能等を通じてこれまで蓄積された地域の人材や介護サービス事業所等とのネットワークを活かし、情報提供や機関紙の発行等、各圏域のニーズに合わせた情報発信を行いました。



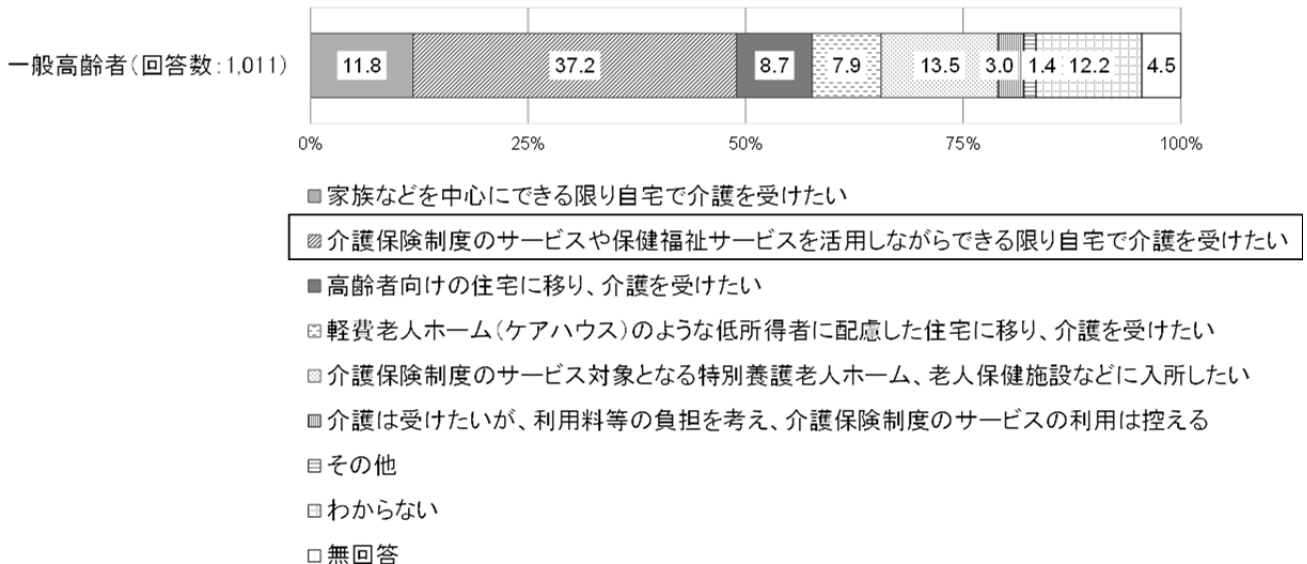
②在宅サービスへのニーズの高まり

住み慣れた自宅での生活をできる限り続けていくための支援は、超高齢社会における主要な施策の一つです。

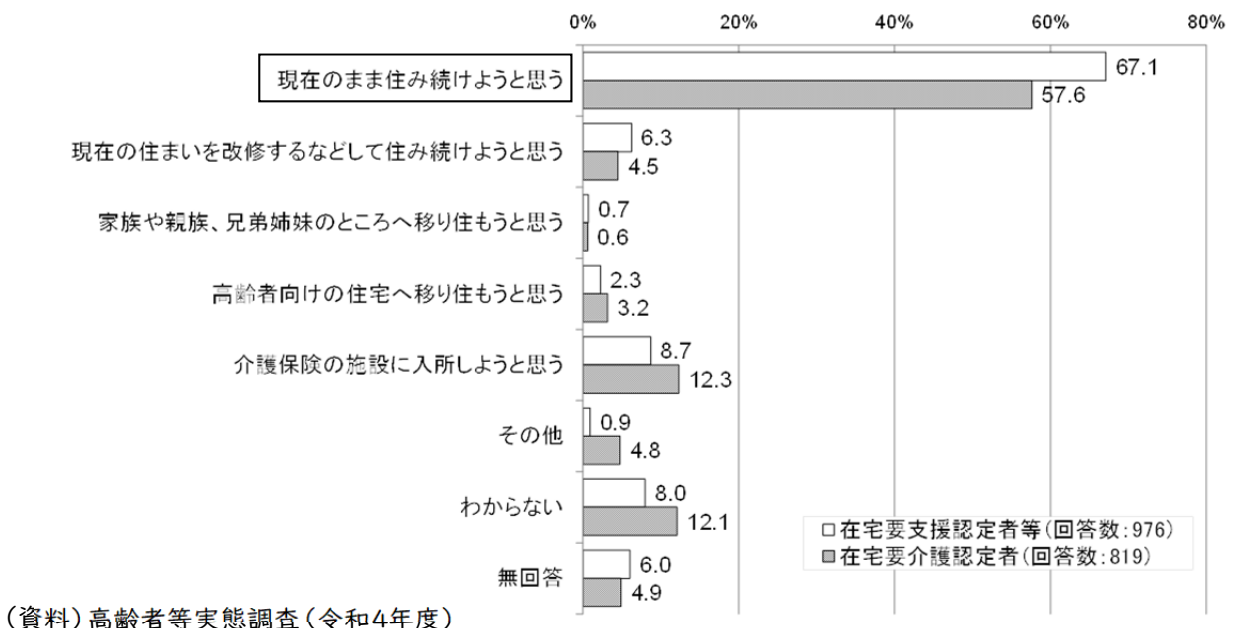
高齢者等実態調査では、介護のあり方や今後の生活場所について、一般高齢者は「介護保険制度のサービスや保健福祉サービスを活用しながらできる限り自宅で介護を受けたい」、在宅要支援認定者等や在宅要介護認定者では「(現状の住まいに) 現在のまま住み続けようと思う」という回答が、それぞれ最も多くなっています。

支援や介護が必要となったとしても、自宅で生活を続けていきたいという在宅志向が強く、通所介護や訪問介護等といった在宅サービスの充実が求められています。

【今後、介護が必要となった場合にどのようにしたいか(一般高齢者)】



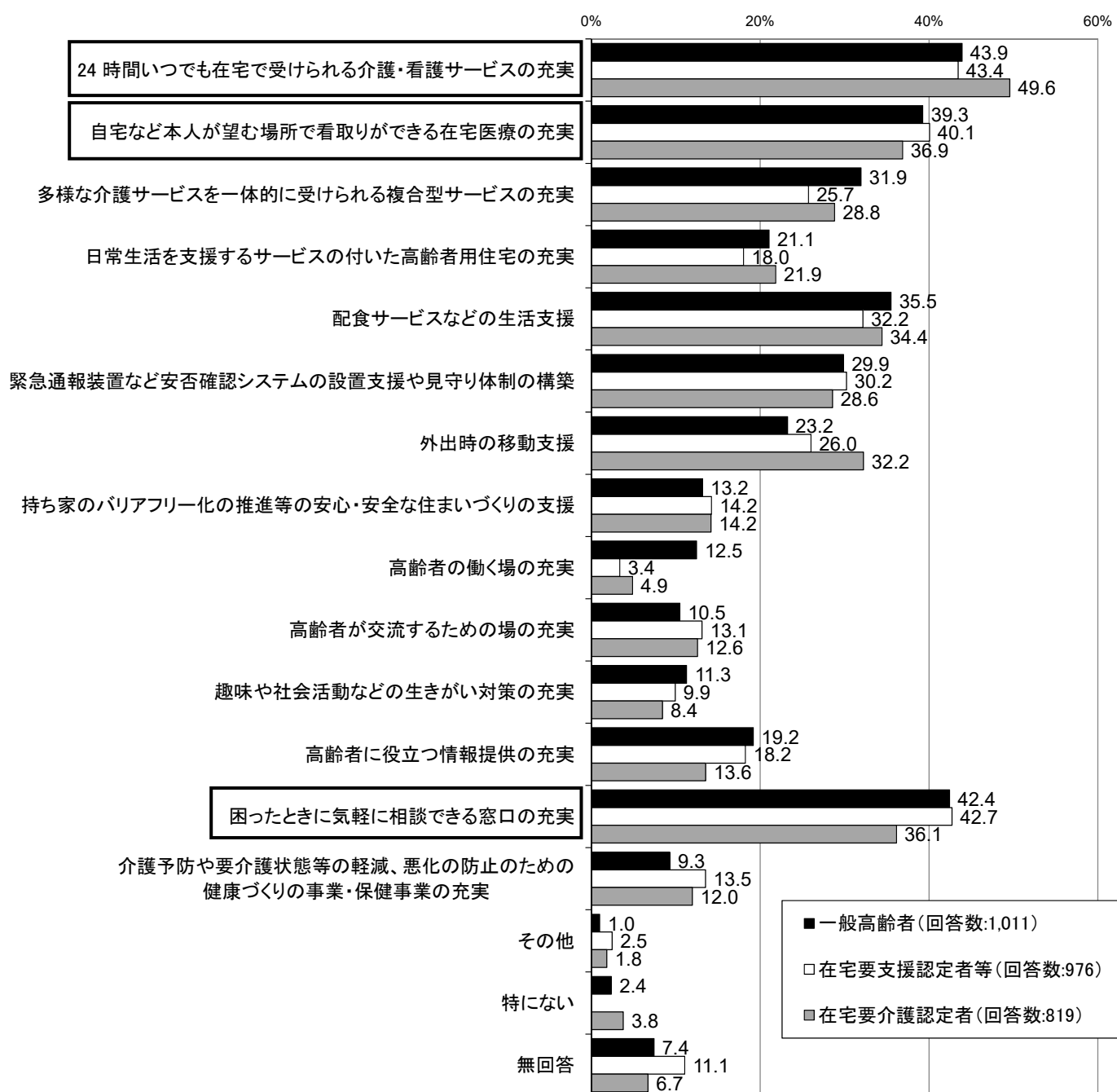
【今後希望する生活場所(在宅要支援認定者等・在宅要介護認定者)】



また、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けていくために必要だと思う市の施策としては、「24時間いつでも在宅で受けられる介護・看護サービスの充実」、「自宅など本人が望む場所で看取りができる在宅医療の充実」、「困ったときに気軽に相談できる窓口の充実」との回答が多くなっています。

今後も、質・量ともに高まる在宅サービスのニーズの把握に努めつつ、対応を充実させていく必要があります。

【高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けていくために必要だと思う市の施策】



(資料) 高齢者等実態調査(令和4年度)



第8期計画の振り返り

在宅生活を支える地域密着型サービスとして、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）との併設により、令和3（2021）年度に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を行いました。

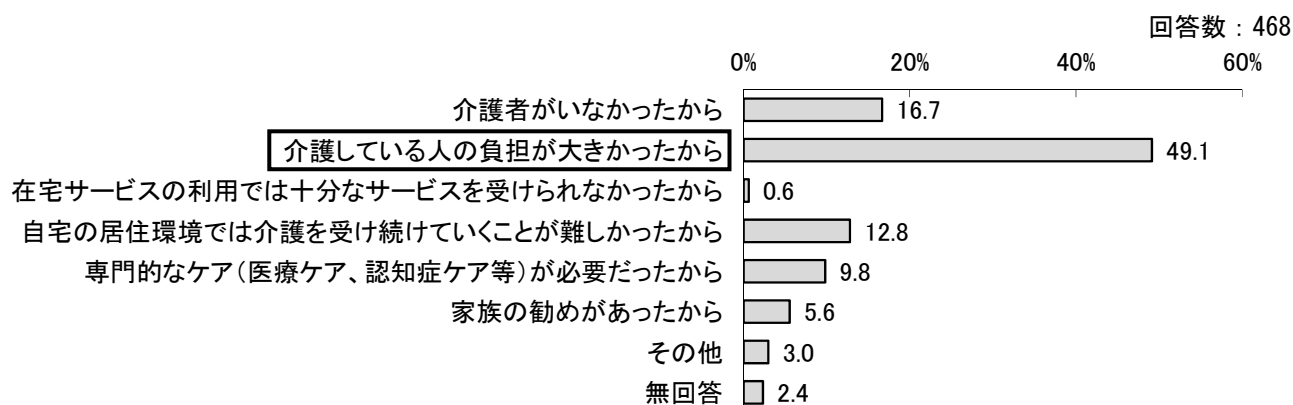
その他、在宅サービスへのニーズの高まりに向けた支援の一つとして、習志野在宅医療・介護連携ネットワーク（通称：あじさいネットワーク）において、あじさいネットワーク監修のもと、在宅医療・介護連携パンフレットを作成し、配布やホームページへの掲載による市民への普及啓発を行いました。また、最前線で医療、介護に携わる多職種間において、既存の連携ツールの確認やICTツールの活用による情報共有を行いました。

③介護者の負担の増大

介護や支援については、それらを実際に担う家族等の身近な人たちの負担につながります。高齢者や認定者同士による介護、介護に伴う離職等、大きい負担感や日常生活に支障をきたす状況については、改善していく必要があります。

実際に高齢者等実態調査では、介護施設利用者が施設生活を選んだ理由として、「介護している人の負担が大きかったから」という回答が最も多くなっています。

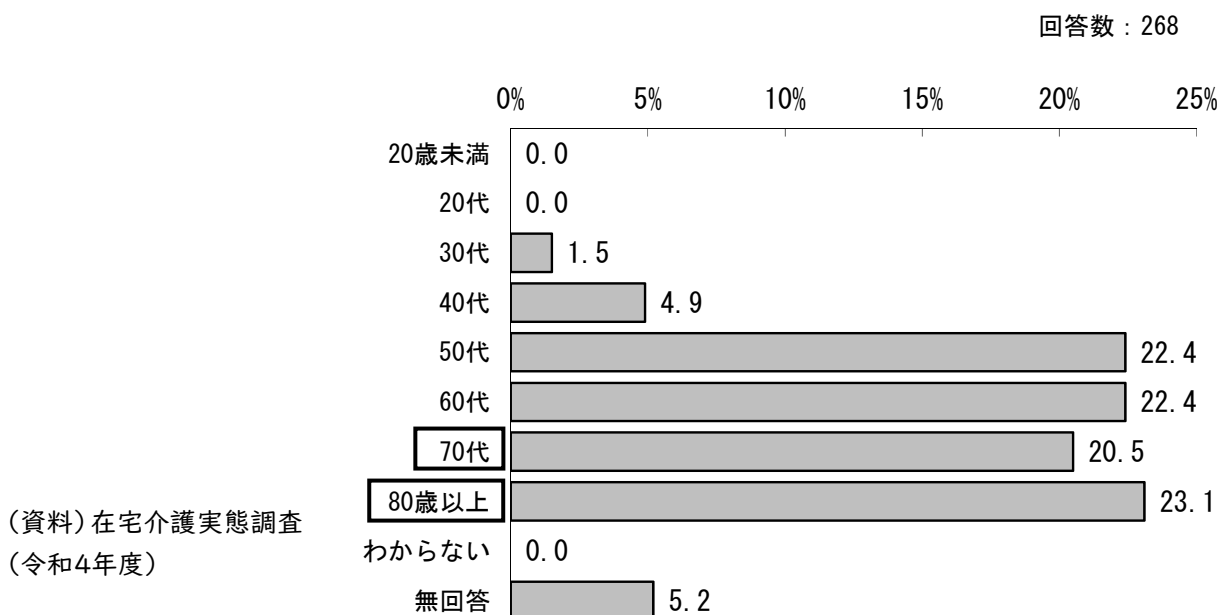
【施設での生活を選んだ理由（介護保険施設利用者）】



(資料) 高齢者等実態調査
(令和4年度)

在宅介護実態調査では、主な介護者のうち43.6%が70歳以上、そのうち80歳以上の人も23.1%含まれている状況であり、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」の実態を見て取ることができます。

【在宅で介護を受けている人の、主な介護者の年齢】



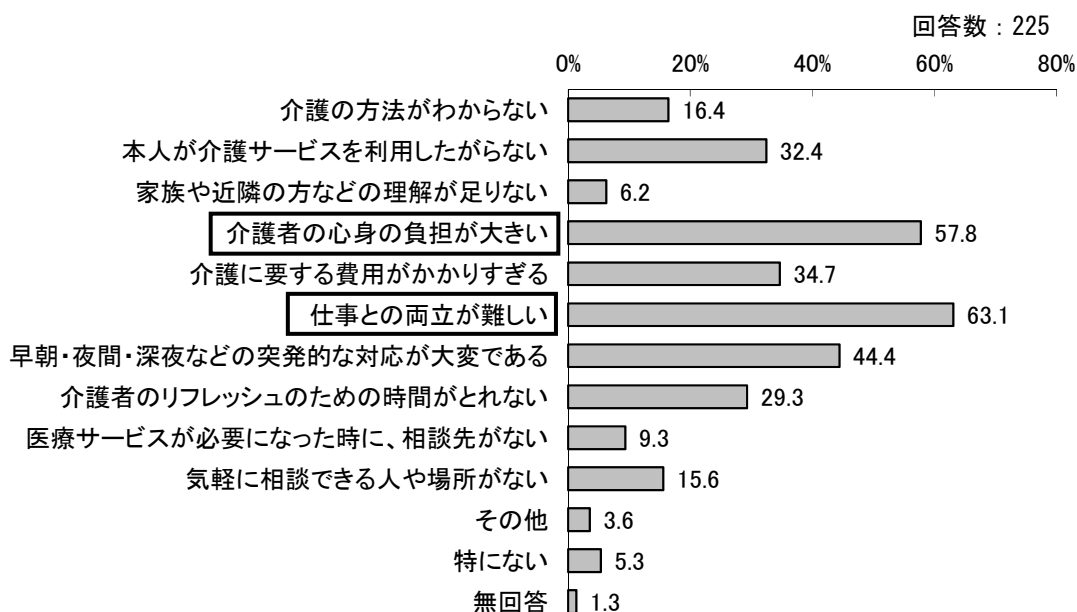
(資料) 在宅介護実態調査
(令和4年度)



介護経験のある人が介護を行う上で困っていることについて、「仕事との両立が難しい」「介護者の心身の負担が大きい」という回答が多くありました。また、在宅介護実態調査では、介護をするにあたり働き方の調整について「特に行っていない」との回答が最も多いものの、「介護のために、労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、退出・早帰・中抜け等）しながら、働いている」という回答も多く、家族等への介護が就労に影響を及ぼしている実態が分かります。

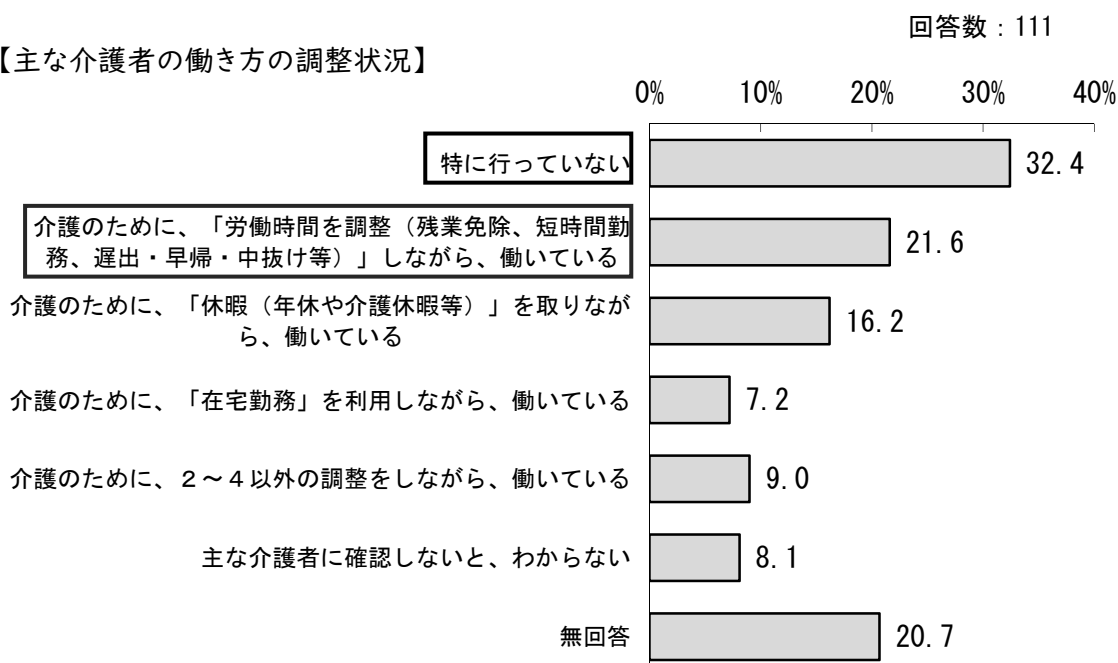
こうした現状を背景として、安心して介護生活を継続していくためには、在宅サービスとともに、施設系サービスや居住系サービスについても、適切に確保を図っていく必要があります。

【介護を行う上で困っていること（一般若年者）】



（資料）高齢者等実態調査（令和4年度）

【主な介護者の働き方の調整状況】



（資料）在宅介護実態調査（令和4年度）

第8期計画の振り返り

家族等の介護負担を軽減するため、令和3(2021)年度に、国有地を活用した特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)を東習志野圏域に1施設(100床)整備しました。

また、令和4(2022)年度に地域密着型サービスである、認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)を屋敷圏域に1事業所(定員18人)整備しました。

さらに、東習志野圏域において、地域密着型サービスである、認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)1事業所(定員18人)と看護小規模多機能型居宅介護1事業所(定員29人)を併設した施設整備に取り組んでいます。



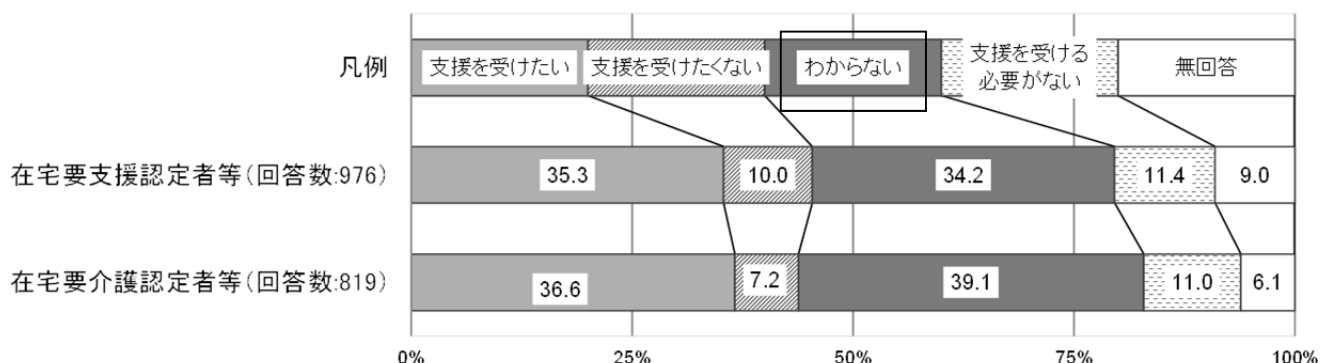
④生活支援サービス(介護保険外サービスを含む)の担い手の不足

高齢者の見守り活動や家事の手伝い、病院の付き添い等といった地域で高齢者を支えるボランティア活動について、支援を受けたいとする高齢者が一定程度みられる一方、支援活動に参加したいという意思のある人は限られた割合にとどまっており、今後想定される支援ニーズの増大に対して、担い手不足となることが懸念されます。

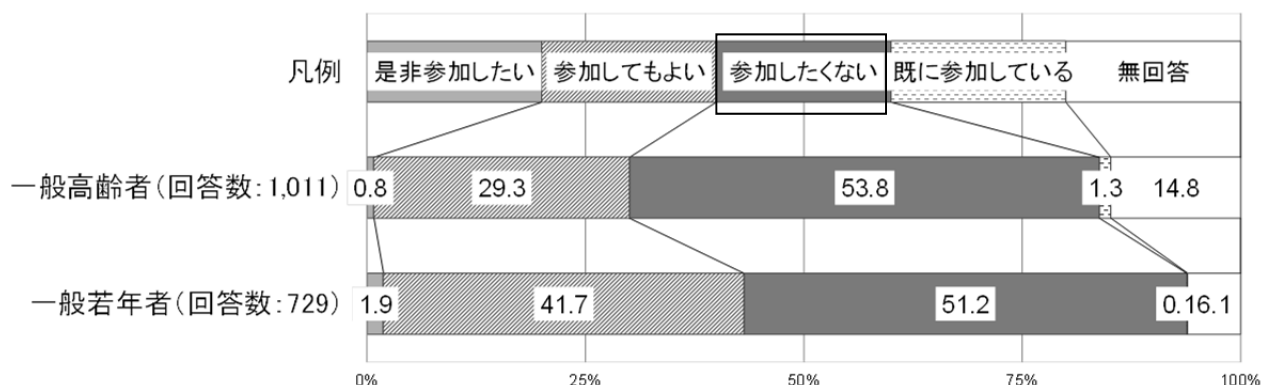
高齢者等実態調査では、高齢者を支えるボランティア活動の支援を受けてみたいかとの質問に対し、在宅要支援認定者等・在宅要介護認定者の回答として、「支援を受けたい」が3割台半ばとなっています。「支援を受けたくない」、「受ける必要がない」、という人は全体の2割程度にとどまっており、潜在的なニーズは一定程度あることが見て取れます。その一方、高齢者を支えるボランティア活動に支援者として参加してみたいかとの質問に対しては、一般高齢者・一般若年者では「参加したくない」が全体の半数程度と最も多く、「参加してもよい」が一般高齢者では3割程度、一般若年者では4割程度となっています。

制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の推進は、国が目指す長期的な方向性として位置づけられており、今後は、地域に根ざした住民同士の支え合い、意識啓発や活動支援等について、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

【地域のボランティア活動による支援を受ける意思(要介護認定者など)】



【地域のボランティア活動に支援者として参加する意思(一般高齢者、一般若年者)】



(資料) 高齢者等実態調査(令和4年度)

第8期計画の振り返り

介護予防のサービスや生活支援サービスを提供することができる人材の育成を行う「市認定ヘルパー養成講座」を、市内東西2か所の会場で年2回開催する等、「基準を緩和したサービス」、「住民が主体となって行うサービス」を提供できる体制づくりに努めてきました。

また、高齢者を地域で支える仕組みの拡大に向けた全市的な会議としては、第8期計画以前の生活支援体制整備事業における「地域支え合い推進協議会」を包含した「地域ケア推進会議」を設置し、令和3年度から定期的を開催しています。



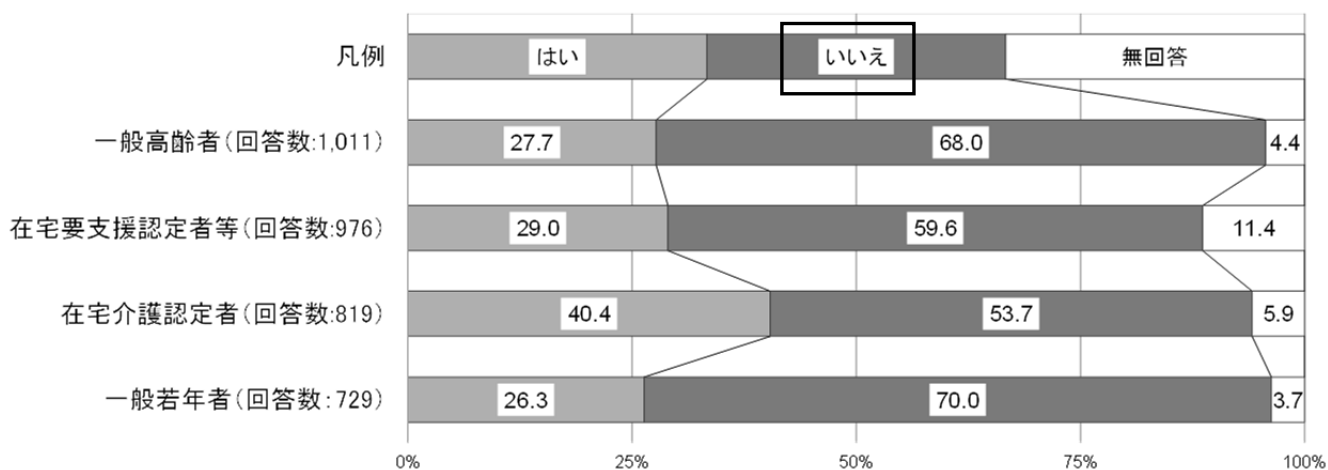
⑤認知症高齢者の増加と適切な理解の必要性

認知症高齢者が増加傾向にある中、適切な理解を促進するための情報提供や相談対応等の取り組みの必要性がさらに高まっています。

高齢者等実態調査では、認知症に関する相談窓口の認知度は、一般高齢者、在宅要支援認定者等、一般若年者において、知っている人は2割台にとどまり、半数以上の人が知らないと回答しています。

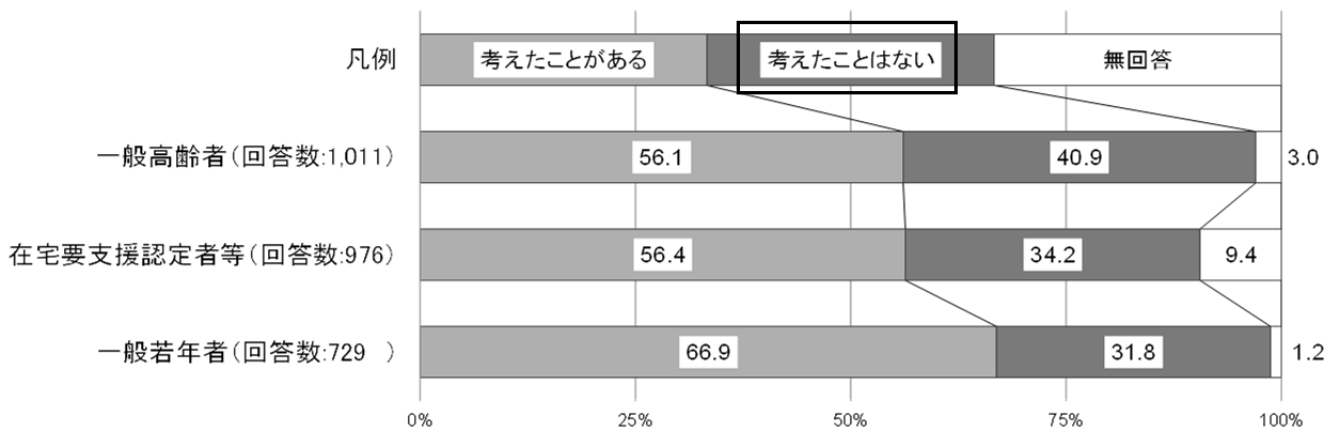
また、自身や家族が認知症になった場合について考えたことがない人は、全体的に3割から4割程度となっており、認知症に関する意識の低さが懸念されます。引き続き、一般高齢者をはじめ市民全体への周知活動を図り、理解や利用につながる施策を推進する必要があります。

【認知症に関する相談窓口を知っているか】



(資料) 高齢者等実態調査(令和4年度)

【自身、または家族が認知症になった場合のことを考えたことの有無】



(資料) 高齢者等実態調査(令和4年度)

第8期計画の振り返り

「世界アルツハイマー月間」である9月に、認知症シンポジウムを開催したほか、市役所建物内を認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色で装飾するとともに、認知症をテーマとした展示物、市庁舎のライトアップを行う等、普及啓発に努めました。

認知症に関する地域での取り組みの推進については、高齢者相談センターへの認知症地域支援推進員の配置を充実させ、地域において認知症の人とその家族への支援、関係機関、地域ボランティアとの連携等の取り組みを強化しました。

認知症の人とその家族が、地域の人や、医療、介護の専門職等と集うことができる「認知症カフェ」については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時休止しましたが、徐々に再開しつつあり、さらに新たな活動団体も立ち上がりました。

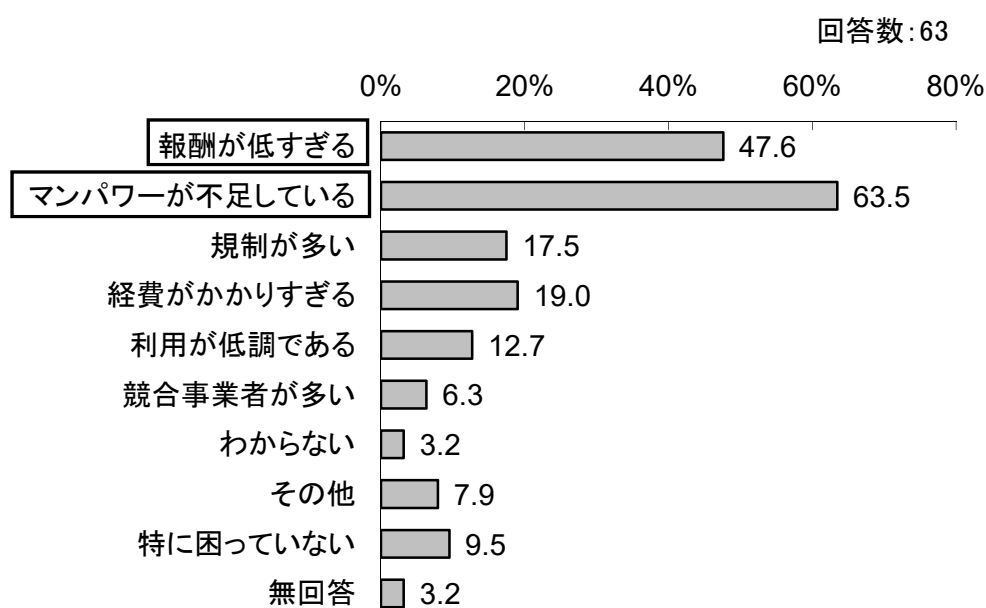


⑥介護人材の不足

第8期計画の介護サービス見込量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要をみると、令和7（2025）年度には約243万人が必要とされており、年間では5.3万人程度の介護人材を確保する必要があるとされています。

実際に高齢者等実態調査では、介護サービス事業者がサービス提供を行う上での困りごととして、最も多い回答が「マンパワーが不足している」、次いで「報酬が低すぎる」となっています。介護サービスを安定的に提供するため、中長期的な視点からも、介護人材の確保につながるさまざまな支援策の充実に取り組む必要があります。

【サービス提供する上で困っていること（介護サービス事業者）】



（資料）高齢者等実態調査（令和4年度）

第8期計画の振り返り

国や千葉県から発せられる各種情報を介護サービス事業所へ周知しています。

また、ハローワークが開催した介護分野の人材確保、育成、定着に向けた介護サービス事業所向けのセミナーに後援という形で参加しています。

さらに、介護人材の育成・確保を促進するため、千葉県の補助金を活用し、資格取得に必要な研修にかかる経費の一部助成を行いました。

⑦介護給付費（社会保障費）の増大

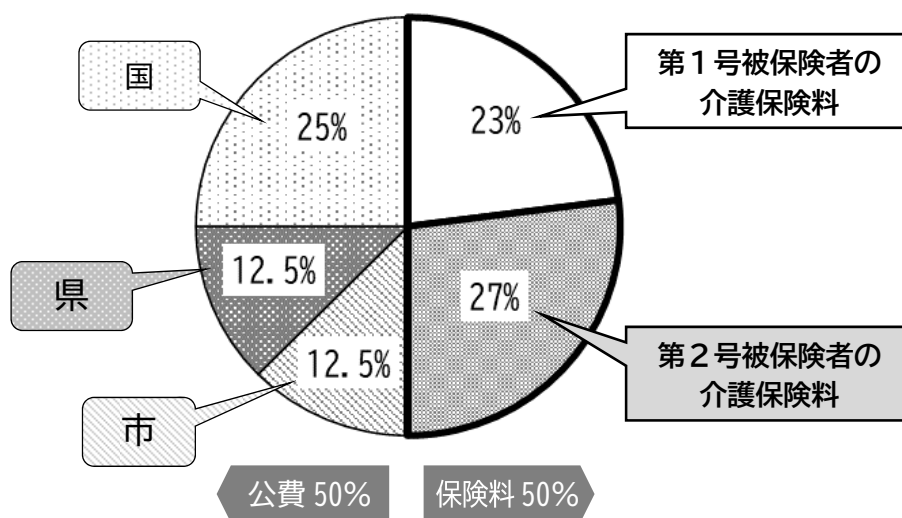
今後、高齢化の進展、とりわけ後期高齢者人口の増加を要因として、要介護・要支援認定者は増加が見込まれ、このことによる介護サービスにかかる費用の増大を予測しています。

本市では、現状の介護給付費の推移や年齢別人口の推移等から推計を行うと、令和7（2025）年度の介護給付費（標準給付費）は、令和3（2021）年度の約1.3倍の138億6,200万円、令和22（2040）年度には、約1.5倍の168億5,700万円になると予測しています（P.24）。

介護保険制度では、介護給付費の50%を公費（税金）で、残りの50%を被保険者から集める保険料でまかなっているため、介護給付費の増大に伴い、社会全体の経済的な負担が重くなっていくことになります。

増え続ける介護給付費を抑制するとともに、高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし続けていくためには、介護が必要な状態になる前から、介護予防や重度化予防を目的とした取り組みが重要です。

【在宅サービスにかかる介護給付費の財源構成】



第8期計画の振り返り

介護給付の適切なサービスの確保と費用の効率化を図るための介護給付費適正化事業として、「介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の5事業を計画に定め、実施しました。



第3章 本計画における施策の基本目標

第2章 第5節(P.33~46)で紹介したように、習志野市は現在から将来にわたって想定される高齢化の進行に伴い、以下のような課題に直面しています。

今後のさらなる高齢化に対応するために、本計画では4つの基本目標を定め、「住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち」の構築を目指して施策を展開していきます。

【習志野市の高齢化による課題】

- ① 孤立しやすい独居高齢者、高齢者世帯の増加
- ② 在宅サービスへのニーズの高まり
- ③ 介護者の負担の増大
- ④ 生活支援サービス（介護保険外サービスを含む）の担い手の不足
- ⑤ 認知症高齢者の増加と適切な理解の必要性
- ⑥ 介護人材の不足
- ⑦ 介護給付費（社会保障費）の増大

計画の基本理念

「住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち」

基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

【対応すべき課題】②③⑤⑥⑦

基本目標2 安定した日常生活のサポート

【対応すべき課題】①②③④⑤

基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

【対応すべき課題】⑤⑦

基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

【対応すべき課題】①④⑤⑥

基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

多くの人が、介護が必要になったとしても自宅での生活を続けたいと望んでいる中、実際に要介護状態になった高齢者が自宅での生活を続けていくためには、訪問介護員（ホームヘルパー）に自宅を訪問してもらう・施設に通う・短期間施設に宿泊する等、さまざまな状況に対応できる多様な介護サービスを充実させることが必要です。

また、自宅での生活が困難になった場合に、できるだけ馴染みのある環境で暮らし続けるため、住み慣れた地域の介護保険施設や高齢者向けの住まいを充実させることも大切です。

さらには、適切なサービス提供に向けて、人材の確保も求められている中、全国的な課題となっている介護人材不足への対応も必要です。

このため、「自分に合った生活場所と介護サービスの充実」を基本目標1とし、それぞれの暮らし方に合った介護サービスや施設、住まいの充実を図るとともに、それらを支える介護保険制度の適正な運営を図ります。

基本施策

1-1	介護サービスの提供体制の整備
1-2	高齢者の住まいの確保
1-3	介護サービスの質の確保
1-4	介護給付の適正化
1-5	介護人材の確保・定着及び業務効率化に向けた対策
1-6	災害や感染症等への対策に係る支援体制

基本目標2 安定した日常生活のサポート

社会からの孤立や認知症等による判断能力の低下、災害時の支援や緊急時の対応等、高齢化により生じる問題や不安は多岐にわたり、年齢、性別や心身の状態、暮らしぶりによってもさまざまです。

誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らしていくためには、できるだけ多くの角度から支援やサービスを提供し、それらを必要とする人に適切に届ける必要があります。

このため、「安定した日常生活のサポート」を基本目標2とし、高齢者が住み慣れた地域で安定した日常生活を送ることができるよう、本市の実情に応じたサービスの提供と、生活全般にわたって総合的にサポートする体制の構築を図ります。また、家族等へのサポートを行います。

基本施策

2-1	高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営
2-2	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）
2-3	医療と介護の連携体制の構築
2-4	認知症施策の推進
2-5	高齢者の見守り
2-6	高齢者の権利擁護
2-7	高齢者が利用できる福祉サービス



基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

高齢者がいつまでも楽しく生きがいのある毎日を過ごし、自立した日常生活を送るためには、心身や生活機能の低下、または要介護状態の重度化を予防することが大切です。

また、このことは、介護給付費や医療給付費といった社会保障費の上昇を抑制することにもつながるため、社会全体の経済的な負担を軽くする効果もあります。

このため、「いつまでも元気に暮らせる健康づくり」を基本目標3とし、高齢期を迎える前から取り組む「健康づくり」と、高齢期を迎えてから重点的に取り組む「介護予防」とともに推進します。

基本施策

3-1	成人期から取り組む健康づくり
3-2	介護予防・日常生活支援総合事業 (一般介護予防事業)

基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

高齢者人口がますます増加し、支援やサービスの必要性が増加していく中、それぞれの生活に合ったきめ細やかな支援を行うためには、介護保険や行政によるサービスのみならず、日常生活の手伝い、健康づくり・介護予防のためのサークル活動、地域での見守り活動等、さまざまな場面で地域の活力を活かしていく必要があります。

また、高齢者のほか、障がいのある人や子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができるよう「支え手」や「受け手」といった関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が役割を持ち、より多くの人々がつながり、支え合う「地域共生社会」の推進も、我が国が目指す長期的な方向性として位置づけられています。

そこで、基本目標4は、「地域で支え合う仕組みの拡大」とし、地域資源の把握や組織化といった地域のコーディネートや、活動に参加する意欲のある市民の支援及び育成を図ります。

また、高齢者自身が支援の受け手であると同時に担い手となり、地域社会の中でいきいきと活動できる体制を構築することで、基本目標2「安定した日常生活のサポート」、基本目標3「いつまでも元気に暮らせる健康づくり」の推進にもつながります。

基本施策

4-1	高齢者を地域で支える仕組みの拡大
4-2	高齢者の社会参加の促進

第2編 具体的な施策の展開

第1章 基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

基本目標 1

基本施策1-1 介護サービスの提供体制の整備	
(1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の整備推進	P.54
(2) 地域密着型サービスの整備推進	P.55
基本施策1-2 高齢者の住まいの確保	
(1) 高齢者の多様な住まいの確保	P.57
基本施策1-3 介護サービスの質の確保	
(1) 介護サービス事業者への指導	P.58
(2) 介護サービス相談員の派遣	P.59
基本施策1-4 介護給付の適正化	
(1) 介護認定の適正化	P.60
(2) ケアプランの点検	P.61
(3) 住宅改修等の点検	P.62
(4) 縦覧点検・医療情報との突合	P.62
(5) 介護給付費通知の実施	P.63
基本施策1-5 介護人材の確保・定着及び業務効率化に向けた対策	
(1) 介護人材の確保・定着及び業務効率化に向けた対策	P.64
基本施策1-6 災害や感染症等への対策に係る支援体制	
(1) 災害に対する備えの促進	P.66
(2) 感染症に対する備えの促進	P.67



基本施策1-1 介護サービスの提供体制の整備

本市の高齢者人口は今後も増加することが見込まれており、介護サービス利用者についても、今後、増加するとともに介護サービスの需要が多様化することが想定されます。

そこで、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、中長期の人口構造や介護ニーズの変化を見据えた介護サービスの提供体制を整備します。在宅生活が困難になった場合でも、可能な限り地域での生活を続けることができるよう、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）等の地域密着型サービスの整備を推進します。

このことにより、介護者の負担が重くなることでやむを得ず離職に至る、いわゆる「介護離職」の防止も目指します。

施設系サービス、居住系サービス、在宅サービスの整備状況（令和6（2024）年度開設予定を含む）

[種別凡例]

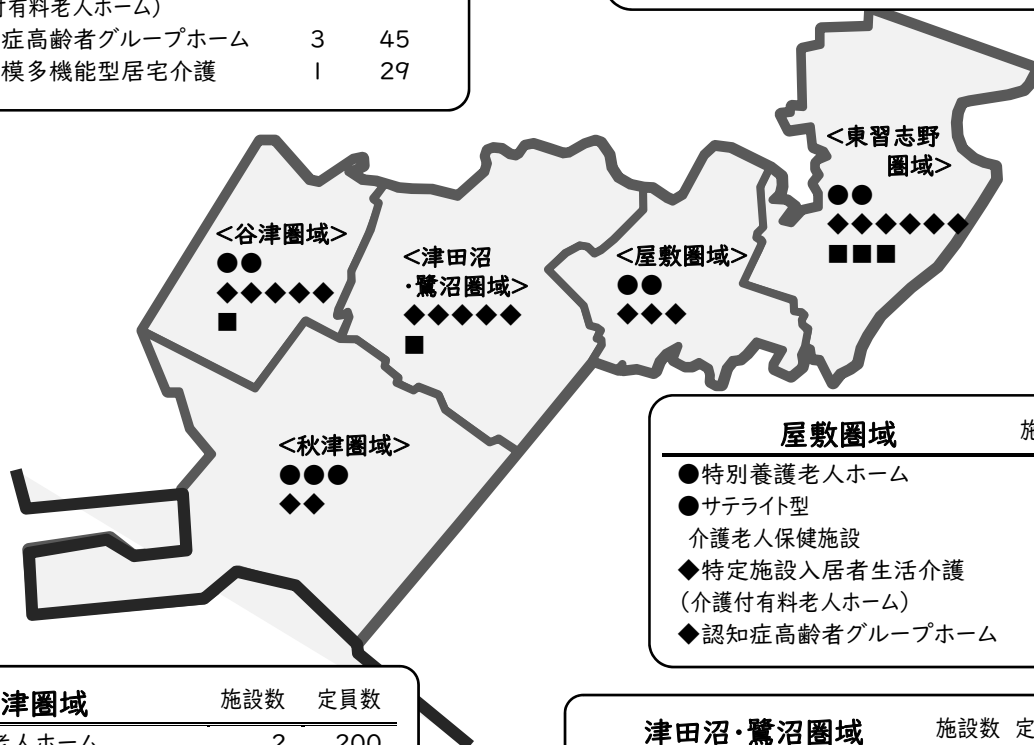
- ：施設系サービス ◆：居住系サービス
■：在宅サービス

谷津圏域

施設系サービス	施設数	定員数
●特別養護老人ホーム	2	190
◆特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	2	139
◆認知症高齢者グループホーム	3	45
■小規模多機能型居宅介護	1	29

東習志野圏域

施設系サービス	施設数	定員数
●特別養護老人ホーム	2	180
◆特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	2	160
◆認知症高齢者グループホーム	4	62
■小規模多機能型居宅介護	1	29
■看護小規模多機能型居宅介護	1	29
■定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-



屋敷圏域

施設系サービス	施設数	定員数
●特別養護老人ホーム	1	150
●サテライト型 介護老人保健施設	1	29
◆特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	1	51
◆認知症高齢者グループホーム	2	27

秋津圏域

施設系サービス	施設数	定員数
●特別養護老人ホーム (うち地域密着型)	2 (1)	200 (20)
●介護老人保健施設	1	200
◆認知症高齢者グループホーム	2	18

津田沼・鷺沼圏域

施設系サービス	施設数	定員数
◆特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	3	149
◆認知症高齢者グループホーム	2	36
■小規模多機能型居宅介護	1	29

(1)特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の整備推進

【担当部署:高齢者支援課】

《現状と課題》

市内には、7施設・720床分の特別養護老人ホームが整備されています。

しかし、入所希望者(待機者)は令和5(2023)年7月時点で299人に達しており、入所希望に対して、早期に対応することは困難な状況です。

特別養護老人ホームの整備状況(令和5(2023)年度末時点)

日常生活圏域	床数	(内)ユニット型	(内)従来型多床室
谷津	190	90	100
秋津	※ 200	20	180
津田沼・鷺沼	0	0	0
屋敷	150	150	0
東習志野	180	90	90
合計	720	350	370

※地域密着型特別養護老人ホーム(20床)を含む

《今後の取り組みと目標》

自宅での生活が困難になった高齢者が、引き続き住み慣れた地域で安心して生活できるよう、100床分の特別養護老人ホームの新規整備を予定します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
特別養護老人ホームの 合計定員数(人)	新規整備予定数:100 (参考) 令和6年度当初合計定員数:720 令和8年度末合計定員数:820		



(2)地域密着型サービスの整備推進

【担当部署：高齢者支援課】

①認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の整備推進

《現状と課題》

第8期計画では、2事業所（定員36人）を整備し、合計188人分の整備が完了しました。
しかし、多くの事業所で満員に近い状態になっています。

認知症高齢者グループホームの整備状況（令和5（2023）年度末時点）

日常生活圏域	事業所数	定員数(人)
谷 津	3	45
秋 津	2	18
津田沼・鷺沼	2	36
屋 敷	2	27
東習志野	※ 4	62
合 計	13	188

※令和6（2024）年度開設予定（18人）を含む

《今後の取り組みと目標》

認知症により自宅での暮らしが困難になった高齢者が、引き続き住み慣れた地域において家庭的な環境の中で生活を続けられるよう、認知症高齢者グループホームの整備を進めます。

認知症高齢者グループホームは、1事業所につき定員が18人以下と定められており、比較的小規模な施設整備が可能です。民有地の活用が容易であると考えられるため、民間事業者からの提案により、2事業所（定員合計36人）の新規整備を予定します。

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
認知症高齢者グループ ホームの合計定員数(人)	新規整備予定数:36 (参考) 令和6年度当初合計定員数:188 令和8年度末合計定員数:224		

②小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の整備推進

《現 状》

第8期計画では、「看護小規模多機能型居宅介護」事業所を1事業所（登録定員29人）整備し、合計116人を受け入れる体制を整えました。

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備状況（令和5（2023）年度末時点）

事業種別	日常生活圏域	事業所数	定員数（ ）内は 宿泊定員数（人）
小規模多機能型居宅介護	谷 津	1	29（ 7）
	津田沼・鷺沼	1	29（ 7）
	東習志野	1	29（ 9）
看護小規模多機能型居宅介護	東習志野	※ 1	29（ 9）
合 計		4	116（32）

※令和6（2024）年度開設予定（29人）を含む

《今後の取り組み》

「小規模多機能型居宅介護」や「看護小規模多機能型居宅介護」については、サービスの利用状況の確認等を行います。また、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、通いや訪問等を組み合わせて提供する複合的な在宅サービスについても検討していきます。

③定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備推進

《現 状》

第8期計画時点では、1事業所が整備されています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備状況（令和5（2023）年度末時点）

日常生活圏域	事業所数
東習志野	1

《今後の取り組み》

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備については、サービスの利用状況の確認等を通してニーズの把握に努めます。



基本施策1－2 高齢者の住まいの確保

高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加していることに伴い、介護が必要な高齢者も増加が見込まれています。このため、身体や生活状況に応じて入所が可能なサービス付き高齢者向け住宅や、有料老人ホーム等の高齢者向けの住まいを確保することが必要になってきています。介護サービスを提供する施設のみならず、多様なニーズの受け皿となる高齢者向け住まいの供給の確保を目指します。

(1) 高齢者の多様な住まいの確保

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

高齢者向けの住まいとして、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等があり、個々の状況に応じて入居することができるようになっています。いずれも生活相談や食事の提供等の生活上必要な援助のほか、一部の住まいでは介護サービスを併せて提供することもあります（介護保険法における「特定施設入居者生活介護」）。

サービス付き高齢者向け住宅は、整備を促進するため、新築の翌年度から5年度分の固定資産税の3分の2の額を減額する制度があります。

高齢者向け住まいの整備状況（令和5（2023）年度末時点）

住宅の種類	定員数・戸数
サービス付き高齢者向け住宅	116 戸
有料老人ホーム（住宅型）	113 人
有料老人ホーム（介護付）	499 人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	130 人
養護老人ホーム	50 人
シルバーハウジング	50 戸
高齢者向け優良賃貸住宅 ※1	102 戸
合 計 ※2	1,060 人

※1 UR賃貸住宅において整備された住宅を含む。

※2 サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅は1戸を1人として算出。

《今後の取り組みと目標》

高齢者向けの住まいについて、令和12年度までに、高齢者人口（65歳以上）に対し3.5%確保することを目指します。また、定期的に入居状況や介護サービスの提供状況を把握するとともに、未届けの有料老人ホーム等を確認した場合には、千葉県に対し情報提供を行い、質の確保に努めていきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
高齢者人口に対する確保割合(%)	3.1	3.1	3.2
(参考) 高齢者人口(見込み)(人)	42,248	42,422	42,673
(参考) 目標値に対する高齢者向け住まいの確保量(人)	1,310	1,315	1,366

※目標値については、第4次千葉県住生活基本計画において、令和12(2030)年度までに3.5%とすることを目標としていることから、本市においても令和12(2030)年度までに3.5%確保できるよう、段階的に目標値を引き上げる。

基本施策1－3 介護サービスの質の確保

介護サービスの指定事業者に対する運営指導等により、健全な事業運営に努め、保険給付の適正化を図ります。

また、希望する介護サービス事業者へ、市が委嘱する介護サービス相談員を派遣し、介護サービス相談員が、介護サービスの利用者や家族の相談、不満や要望等を聴き、必要に応じて介護サービス事業者へ伝えることにより、サービスの改善や向上を図ります。

(1) 介護サービス事業者への指導

【担当部署：介護保険課】

《現状と課題》

市内に所在する指定事業者に対し、指定有効期間の6年に1回の頻度で運営指導を実施し、運営基準、人員基準、報酬内容等について確認しています。加えて、介護保険法改正の際などに、集団指導を実施しています。指導にあたっては、令和4年度から、オンラインを活用できることとしています。また、必要に応じ、本市所在の千葉県指定事業者や他市所在の本市指定事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者についても、千葉県や他市町村と協力し、指導や監査を実施しています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランの点検（P.61）については、指導するにあたり、より専門的な指導体制が必要となっています。

運営指導・集団指導の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
運営指導実施事業所数	10	10	16
(参考)運営指導の実施率(%)	11.1	11.2	17.6
(参考)運営指導対象事業所数	90	89	91
集団指導実施回数(回)	0	4	0

《今後の取り組みと目標》

本市指定の事業者に対する運営指導を指定の有効期間（6年間）内に1回以上実施します。指導担当職員を定期的に外部研修に参加させることで、専門的な知識の習得を図るとともに、介護サービスに関する事故情報を活用し、介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントを推進します。また、集団指導も随時開催していきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
運営指導実施事業所数	16	16	17
(参考)運営指導の実施率(%)	16.8	16.5	17.2
(参考)運営指導対象事業所数	95	97	99
集団指導実施回数(回)	1	1	1



(2)介護サービス相談員の派遣

【担当部署：介護保険課】

《現 状》

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する「介護サービス相談員」を派遣しています。介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安等の相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。

また、介護サービス事業所、介護サービス相談員及び保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。

介護サービス相談員は、コロナ禍に伴い令和2年2月から派遣を中止していましたが、令和5年度から再開し、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。

なお、介護サービス相談員の受入れについては事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
介護サービス相談員の派遣（人）	0	0	0
受入れ事業所数	0	0	0
介護サービス相談員の 訪問回数（延べ）（回）	0	0	0

《今後の取り組みと目標》

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所及び利用者に周知を図っていきます。

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護サービス相談員の派遣（人）	14	14	14
受入れ事業所数	80	83	85
介護サービス相談員の 訪問回数（延べ）（回）	672	672	672

基本施策1－4 介護給付の適正化

介護給付における適切なサービスの確保と費用の効率化を図るため、「介護給付費適正化事業」として、介護認定の適正化、ケアプランの点検等を実施します。

本市においては、点検等にかかる十分な職員体制を整えるとともに、専門的な知識の習得に努めます。

(1) 介護認定の適正化

【担当部署：介護保険課】

《現 状》

介護保険の認定申請者の増加に伴い、認定調査件数及び認定審査件数が増加しています。

このような状況の中でも、適切かつ公平な要介護認定を確保するため、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有しました。

介護保険認定申請の受付状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受付件数(件)	4,504	7,133	8,387

研修参加者数（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
認定審査会委員現任者研修(人)	19	19	17
認定調査員現任者研修(人)	27	14	14

《今後の取り組みと目標》

引き続き、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有し、介護認定の平準化を図ります。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認定審査会委員現任者研修(人)	25	27	30
認定調査員現任者研修(人)	20	25	30



(2)ケアプランの点検

【担当部署：介護保険課】

《現 状》

居宅介護支援事業所等に対し定期的に運営指導を行い、ケアプランの点検を行っています。

介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合等）及びケアプラン分析の情報等の提供を受け、個別に点検を行っています。

また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議等で事例検討を行うことになっています。

運営指導実施状況及びケアプラン点検件数（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
運営指導実施事業所数(居宅介護支援事業所)	10	8	※ 2
ケアプラン点検件数(件)	322	257	217
集団指導実施回数(回)	1	0	0

※令和4年度の運営指導については、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、これまで実施を控えてきた地域密着型サービス事業所への指導を優先したことから、居宅介護支援事業所への実施は2事業所にとどまりました。

《今後の取り組みと目標》

引き続き、居宅介護支援事業所等に対する運営指導において、ケアプランの点検及び事例検討を行っていきます。

また、集団指導の中で、主任介護支援専門員等によるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会等を実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
運営指導実施事業所数(居宅介護支援事業所)	7	7	7
ケアプラン点検件数(件)	200	200	200
集団指導実施回数(回)	1	1	1

(3)住宅改修等の点検

【担当部署：介護保険課】

《現 状》

住宅改修費の給付については、身体の状態から給付対象であるかどうか、改修内容が適正であるか等を改修前の事前申請により改修可否を判定し、工事終了後の事後申請の書類審査を経て給付しています。

住宅改修費の給付については、必ず改修前の申請を受け、詳細な工事の内訳書や写真等を添付することとし、工事内容が適正な改修であるかの点検を行います。改修後についても、写真等を添付することで、確認しています。

また、福祉用具の給付についても、給付対象であるかどうか、当該年度の支給限度額を超えていないか、同年度で同一種目の購入はないか等の点検を行っています。

《今後の取り組み》

引き続き、住宅改修費及び福祉用具の給付について、給付対象であるかどうか、内容が適正であるか等を厳正に審査します。

また、必要に応じて現地確認を行い、審査の過程で疑義が生じた場合は、建築専門職、リハビリテーション専門職などへ確認を依頼します。

(4)縦覧点検・医療情報との突合

【担当部署：介護保険課】

《現 状》

国保連合会の介護給付適正化システムより提供される介護給付費点検情報を活用し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日、入院情報等を突合し、請求内容の誤りの早期発見、医療と介護の重複請求の確認等を行い、誤った請求を訂正するための過誤申請につなげています。

縦覧点検等の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
縦覧点検実施率(%)	100	100	100
医療費突合実施率(%)	100	100	100

《今後の取り組みと目標》

引き続き、介護給付費点検情報を活用し、提供された情報を突合して、請求誤り等を早期に発見することなどによって、介護サービス事業者に対し適切にサービスを提供することを促すとともに、費用の効率化に努めていきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
縦覧点検実施率(%)	100	100	100
医療費突合実施率(%)	100	100	100



(5)介護給付費通知の実施

【担当部署：介護保険課】

《現 状》

介護保険事業の適正な運営を図るため、介護保険サービスを利用した人に対し、3か月ごとにサービスの利用状況や費用の支払い状況を記載した給付費通知を送付し、介護保険給付費の適正な執行を図っています。

介護給付費通知については、発送後、内容についての問い合わせが多数あることから、一定の効果は得られていると捉えていますが、サービス利用者の増加に伴い、給付費通知件数が増加しています。

介護給付費通知報告書の通知状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
通知件数(件)	22,733	23,469	24,047

《今後の取り組み》

引き続き、介護サービス利用者に対し定期的に給付費通知を送付することで、サービスの利用状況、費用の支払い状況を提供し、介護保険制度への理解の一助とするとともに、介護給付費の適正な執行を図っていきます。

基本施策1－5 介護人材の確保・定着及び業務効率化に向けた対策

多くの介護サービス事業所がサービス提供を行う上で、マンパワー不足の悩みを抱えています。今後、高齢者が増加する一方、現役世代が減少していくため、介護人材の不足が懸念されています。このため、介護サービス事業所の負担軽減と業務効率化の観点から、介護分野の文書作成に係る負担軽減や要介護認定を遅滞なく適正に実施するための体制整備が求められています。

介護人材の確保は、介護サービスを安定的に提供するのに欠かせない重要課題であり、中長期的な視点からも確保につながるさまざまな支援策の充実に取り組んでいきます。

(1) 介護人材の確保・定着及び業務効率化に向けた対策

【担当部署：介護保険課、高齢者支援課】

《現状と課題》

介護予防・日常生活支援総合事業においては、平成30(2018)年度から人員基準などを緩和したサービスや住民主体によるサービスを開始し、それら多様な主体によるサービスの担い手を養成するため、市認定ヘルパー養成講座を実施し、受講者と事業所とのマッチング等を行いました。

しかしながら、多様な主体によるサービスの提供実績が少ない状況であり、今後、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援について、充実させていく必要があります。

介護サービス事業所の介護人材の確保に対しては、国や千葉県から発せられる介護人材の確保・定着に向けた各種情報を介護サービス事業所に対して周知すること等に努めるとともに、介護職員初任者研修等の受講費用の一部を助成する等、介護人材不足の解消に向けた取り組みを実施しています。

介護サービス事業所の負担軽減の観点から検討されている介護分野に係る申請書類・手続き等については、指定申請様式の共通化や記載事項の簡素化を図りました。



《今後の取り組み》

国や千葉県から発せられる各種情報について、介護サービス事業所への周知に努めるとともに、介護職員初任者研修などの受講費用の一部を助成する等、介護人材不足の解消に向けた取り組みを実施していきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業においては、地域の高齢者の「通いの場」(P.130)や自主活動としてサービス活動を提供する住民団体、緩和した基準によるサービスを提供する事業所の創出に努めるとともに、養成した担い手と住民団体や事業所等とのつながりを促進することで、生活支援の安定的な確保を図ります。

介護サービス事業所の負担軽減については、厚生労働省の「電子申請・届出システム」や国民健康保険中央会の「ケアプランデータ連携システム」の利用を推進し、文書に係る負担軽減を図ります。

また、今後、ますます増加することが見込まれる要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、手書きの申請書を読み取って入力処理を行う機能、いわゆるOCRの導入や、AIを活用した認定調査票の点検等、認定審査に係る事務の効率化を検討していきます。

さらに、介護認定審査会の簡素化を継続するほか、紙で郵送している審査会資料をデータ化し、タブレット等で閲覧可能にするなど、ICTの活用を検討していきます。

基本施策1－6 災害や感染症等への対策に係る支援体制

災害の発生や感染症の拡大等の非常時に備えるため、日頃からの介護サービス事業所との連携が重要です。

本市の「地域防災計画」及び「新型インフルエンザ等対策行動計画」との調和に配慮し、災害や感染症に備えた体制が介護サービス事業所で整備されるよう支援していきます。

(1)災害に対する備えの促進

【担当部署：介護保険課、健康福祉政策課】

《現状と課題》

介護サービス事業所に対しては、国または千葉県から発せられる災害に関する通知文書を送付し、周知啓発しています。

水防法・土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等）が円滑かつ迅速な避難の確保を図るために作成する「避難確保計画」について、策定が必要な対象施設の範囲（基準）を検討しました。

また、「習志野市地域防災計画」に基づき、避難生活の長期化に対応するため、災害時に一般の避難所で生活が困難な要配慮者が支障なく避難生活を送ることができる施設を福祉避難所として指定しています。福祉避難所を設置するまでの手順や設置した際の対応マニュアルに基づく避難所の開設・運営及び一般の避難所からの移送などを適切に行って参ります。

福祉避難所に指定されていない本市指定の介護サービス事業所についても、介護保険法に基づき、非常災害時に関する具体的計画を立てていることや、定期的に避難等の訓練を実施していることについて、運営指導を通して確認しています。

《今後の取り組み》

介護サービス事業所に対し、災害に関する情報などの周知啓発に努めるとともに、指定事業者に対しては、災害に関する具体的計画の作成状況等を確認し、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を行うよう促していきます。

水防法・土砂災害防止法に基づく浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、「避難確保計画」の作成及び避難訓練の実施を促していきます。

福祉避難所については、指定した施設との事前協議を進め、連携を深めます。



(2)感染症に対する備えの促進

【担当部署：介護保険課】

《現状と課題》

介護サービス事業所に対して、国または千葉県から発せられる感染症に関する通知文書や感染症に備える研修の案内等を送付するなど、感染症に対する周知啓発に努めています。

新型コロナウイルス感染症に関しては、市内の介護サービス事業所の置かれた状況を把握し、市内連携のもと、マスクや消毒液が不足している介護サービス事業所に対して、物資を提供しました。

今後も、本市指定の介護サービス事業所に対して、感染症の予防またはまん延防止のために必要な措置について、運営指導を通して確認していく必要があります。

《今後の取り組み》

引き続き、介護サービス事業所に対し、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対策の周知啓発に努めていきます。

また、本市指定の介護サービス事業所に対して、感染症の予防またはまん延防止のために必要な措置について、運営指導を通して促していきます。

第2章 基本目標2 安定した日常生活のサポート

基本目標2

基本施策2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営	
(1) 高齢者相談センターの運営	P.70
基本施策2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）	
(1) 多様なサービスの担い手の創出	P.73
(2) 訪問型サービス（第1号訪問事業）の提供	P.74
(3) 通所型サービス（第1号通所事業）の提供	P.75
(4) 介護予防ケアマネジメントによる支援	P.76
基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築	
(1) 地域の医療・介護の資源の把握	P.77
(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出	P.78
(3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	P.79
(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援	P.79
(5) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	P.79
(6) 医療・介護関係者の研修	P.80
(7) 地域住民への普及啓発	P.81
基本施策2-4 認知症施策の推進	
(1) 認知症の人が暮らしやすいまちづくり	P.82
(2) 認知症高齢者介護相談の開催	P.83
(3) 認知症地域支援の推進	P.84
基本施策2-5 高齢者の見守り	
(1) 緊急通報システムや地域での高齢者の見守り	P.88
(2) 災害時における避難支援	P.89
基本施策2-6 高齢者の権利擁護	
(1) 高齢者の権利擁護	P.90
(2) 消費者被害の防止	P.91
(3) 成年後見制度の利用支援	P.92
(4) 福祉サービスの利用援助	P.94
基本施策2-7 高齢者が利用できる福祉サービス	
(1) 日常生活を支援するための事業	P.95
(2) 高齢者への助成制度	P.98



基本施策2-1 高齢者相談センター(地域包括支援センター)の運営

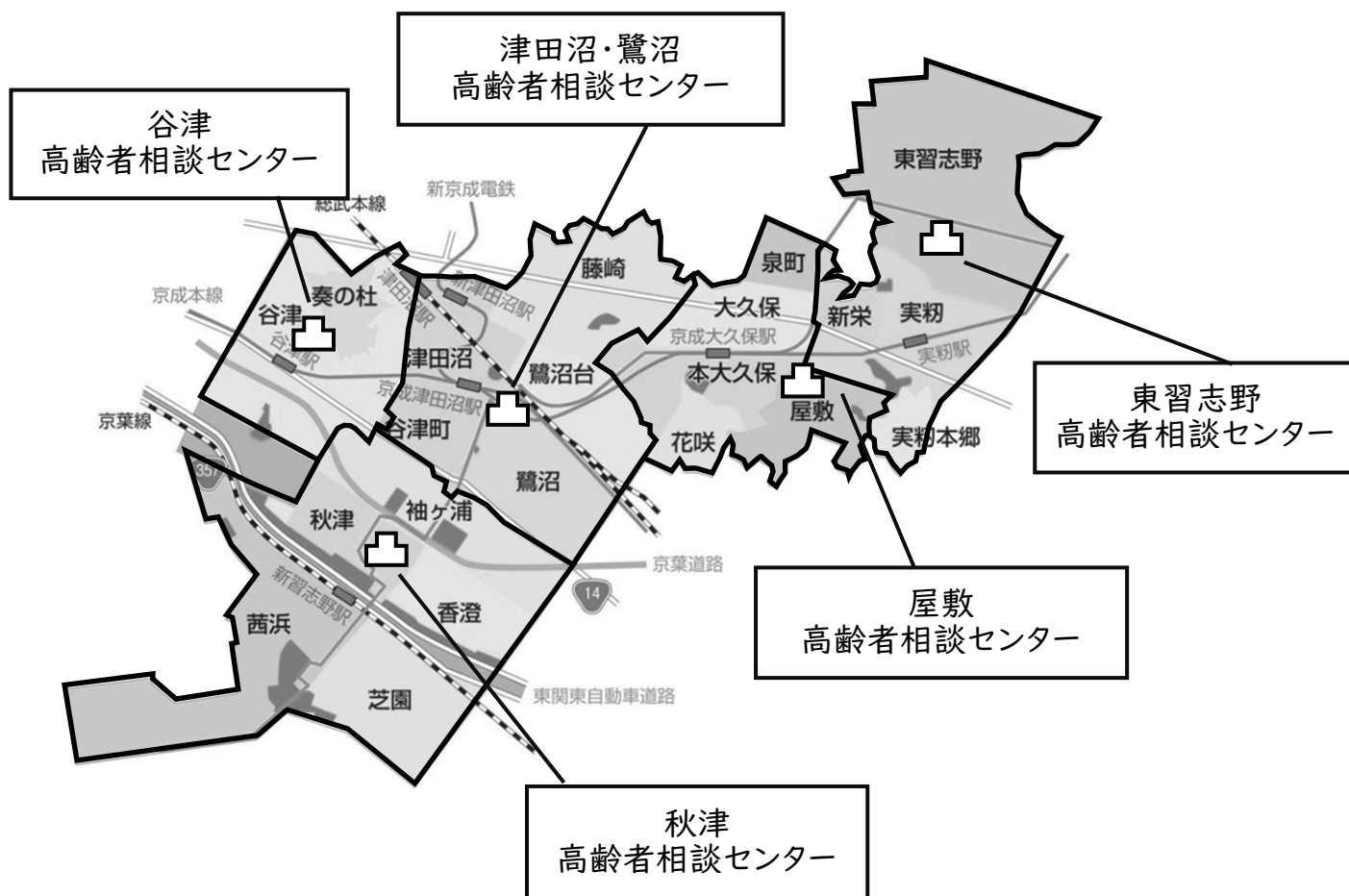
本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、各地域の身近な相談窓口として、日常生活圏域ごとに1か所ずつ高齢者相談センター(地域包括支援センター)を設置しています。

高齢者相談センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が連携し、どのような支援が必要かを把握した上で、適切な保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動等のあらゆる社会資源による支援につなげ、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。

また、地域の保健・医療・福祉等の関係機関・関係者や地域住民との連携を高め、ネットワークの構築を進めます。これを実現するため、各高齢者相談センターに「認知症地域支援推進員」(p.84)及び「第2層生活支援コーディネーター」(p.116)を配置しています。

※本市では、地域包括支援センターについて、気軽に相談できる場となるよう「高齢者相談センター」という名称としています。

高齢者相談センターの設置状況



(1) 高齢者相談センターの運営

【担当部署：高齢者支援課】

《現状と課題》

本市では、高齢者相談センターの運営を社会福祉法人に業務委託し、高齢者本人やその家族（ヤングケアラーを含む）、地域の高齢者に関する困りごとに対応する総合相談業務を中心として、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援や、介護予防や生活支援サービス等の利用にかかる支援、給付管理等のマネジメント業務等を行っています。

また、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議等も行い、高齢者相談センターの機能の拡大・充実に努めています。

しかし、複雑化・多様化する高齢者問題に対応するためには、さらなる専門性の確保や多方面での連携が必要です。

併せて、高齢者相談センターでは、地域包括ケアシステムの構築のために中核的機関として取り組んでいます。引き続き、これまで蓄積されたネットワーク体制を強化し、地域課題に対応した取り組みや情報発信ができる運営が求められています。

総合相談支援業務（手段別の相談状況）（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
電話相談（延べ）（件）	9,179	13,031	13,584
所内相談（延べ）（件）	1,800	2,201	2,454
訪問相談（延べ）（件）	3,213	4,082	4,266
合 計	14,192	19,314	20,304



《今後の取り組み》

引き続き、高齢者相談センターの運営に必要な人員体制の整備と併せて、総合相談支援機能を活用し、認知症高齢者の家族、ヤングケアラー等、家族介護者支援に取り組みます。また、関係機関との連携を図り、高齢者相談センターを中心に地域の自主団体活動の立上げや運営支援等、地域課題に対応した取り組みを行います。

高齢者相談センターの質の向上を図るため、介護保険法で義務づけられた事業評価について、本市が重点的に取り組んできた「高齢者相談センターによる自己評価」や「市による事業評価」、より客観的に評価を行う「第三者評価（外部評価）」を定期的の実施し、高齢者に対する相談の専門機関として、機能の充実を図ります。

業務の一つである「地域ケア会議」については、地域住民を含めた多様な関係者の参加を推進し、高齢者への適切な支援や地域で自立した生活を営むための検討を「個別会議」及び「圏域会議」として行います（P.119）。

生活支援体制整備事業では、第2層生活支援コーディネーターを中心に協議体を運営し、地域資源の調整や新たな資源開発から地域づくりへとつながる具体的な検討を行い、高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備を推進します。

認知症総合支援事業では、認知症地域支援推進員を中心に地域での交流の場の開催や、認知症初期集中支援チームとの連携による認知症の地域支援体制の構築に取り組みます。

これらの事業や地域のニーズに合わせた情報の発信、機関紙の発行を積極的に行う等、地域における高齢者支援のネットワークづくりの強化に取り組みます。

高齢者相談センターの行う業務

包括的支援事業	①総合相談支援業務	保健師や看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員がさまざまな相談（認知症高齢者の家族、ヤングケアラー等）に応じ、適切な保健・医療・福祉サービス及び地域の支え合い活動等のあらゆる社会資源につなげる等の支援を行っています。
	②権利擁護業務	高齢者等からの、虐待、成年後見制度、消費者被害等の相談に応じるとともに、内容の周知・被害防止の啓発に努めています。対応にあたっては、市役所担当課、成年後見センター、消費生活センターと連携して業務にあたっています。
	③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	介護支援専門員と地域の関係機関との連携・協働体制の整備やネットワークづくりを支援しています。 また、随時、支援困難事例やサービス計画作成技術等の介護支援専門員への個別指導や相談を行っています。
	④介護予防ケアマネジメント業務	事業対象者及び要支援1、2の人に対して、介護予防・日常生活支援を目的に、適切な介護予防・生活支援サービスが効果的に提供されるようケアプランを作成し、定期的なモニタリングにより業務評価・課題分析を行い、必要に応じてプランの変更を実施しています。
	⑤在宅医療・介護連携推進事業	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するための業務を市と協議しながら行っています。
	⑥生活支援体制整備事業	生活支援サービスに関する地域のニーズ把握、地域資源の把握に努め、高齢者等の地域住民による多様な生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する業務を市と連携して行っています。
	⑦認知症総合支援事業	認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援、その他認知症である又はその疑いがある人や介護者・家族に対する総合的な支援を行います。 また、地域での交流の場や「認知症サポーター養成講座」も開催しています。
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築		多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築し、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやNPO法人、ボランティアによるインフォーマルサービス等のさまざまな社会資源と連携できる環境整備を行っています。
地域ケア会議の開催		個別ケースの支援内容の検討を通じて、介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括ケアシステムの構築、地域課題の把握に努めています。
指定介護予防支援業務		介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関と連絡調整等を行っています。



基本施策2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」においては、要支援者（買い物等身の回りの世話の一部に見守りや手助けを必要とするような高齢者）等が、それぞれの状態に応じて必要とするサービスを選択できることを目指しています。また、地域においては自分ができることを支援者として行うこと等により、自立した日常生活を送り続けられるようにすることを目指しています。

総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」には、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスがあり、これらのサービスは、総合事業開始以前の介護予防訪問介護（ホームヘルプ）や介護予防通所介護（デイサービス）と同等のサービス（以下、「従前相当サービス」）のほかにも、人員基準などを緩和したサービス（サービスA）や、住民が主体となって行う日常生活の支援サービス（サービスB）、保健・医療の専門職による短期間のサービス（サービスC）等、さまざまな形態で提供することが可能となっています。

総合事業のサービス提供と併せて、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進していきます。

（1）多様なサービスの担い手の創出

【担当部署：高齢者支援課】

《現状と課題》

第8期計画においても、従前相当サービスや通所型短期集中予防サービスに加え、人員基準等を緩和したサービスや、住民主体によるサービスの提供の取り組みを継続して実施しました。

また、それら多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座を実施し、実習等を通じて受講者と事業所とのマッチング等を行いました。

しかし、多様な主体によるサービスの提供実績が少なく、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスについて、充実させていく必要があります。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座 受講者と事業所とのマッチング(回)	0	2	2

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《今後の取り組みと目標》

引き続き、地域の高齢者の「通いの場」(P.130)や自主活動としてサービス活動を提供する住民団体、緩和した基準によるサービスを提供する事業所の創出に努めます。

また、担い手を養成する講座の受講者と事業所等について、実習の機会等を活用してつなぐことにより、生活支援の担い手等を確保し、十分な量・質のサービスを提供することを目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座 受講者と住民団体や事業所等をつなぐ機会(回)	2	2	2

(2)訪問型サービス(第1号訪問事業)の提供

【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う以下のサービスを提供しています。

○介護予防訪問型サービス(従前相当サービス)

訪問介護員による身体介護や生活援助といった、従前の介護予防訪問介護(ホームヘルプ)相当のサービス

○生活援助訪問型サービス(サービスA)

訪問介護員や市認定ヘルパーによる生活援助等のサービス

○住民主体による訪問型サービス(サービスB)※

住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス

※活動団体に対する補助制度を整備しています。

サービスの提供状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
介護予防訪問型サービス(延べ)(人)	4,319	4,268	3,973
生活援助訪問型サービス(延べ)(人)	24	26	25
住民主体による訪問型サービスを 提供する団体数	0	0	0

《今後の取り組み》

引き続き、サービスを提供します(サービスの見込み量はP.162、163)。

住民主体の訪問型サービス提供団体の創出のため、担い手となり得る住民等との協議を進めます。



(3)通所型サービス(第1号通所事業)の提供

【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

介護サービス事業所または体操や運動、趣味活動等を行う地域の高齢者の「通いの場」(P.130)等の活用も視野に入れた生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴等を行う以下のサービスを提供しています。

○介護予防通所型サービス(従前相当サービス)

生活機能向上のための機能訓練等、従前の介護予防通所介護(デイサービス)相当のサービス

○運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービス(サービスA)

緩和した人員基準等による運動・レクリエーション等のサービス

○住民主体による通所型サービス(サービスB)※

地域の高齢者の「通いの場」を活用したサービス

○通所型短期集中予防サービス(サービスC)

生活機能を改善するための運動器の機能向上のプログラムを一定期間集中的に提供するサービス

※活動団体に対する補助制度を整備しています。

サービスの提供状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
介護予防通所型サービス(延べ)(人)	6,320	6,227	6,305
運動機能向上ミニデイ型サービス、 介護予防ミニデイ型サービス(延べ)(人)	96	82	63
住民主体による通所型サービスを 提供する団体数	0	0	0
通所型短期集中予防サービス(人)	22	36	37

《今後の取り組み》

引き続き、サービスを提供します(サービスの見込み量はP.164、165)。

住民主体の通所型サービス提供団体の創出のため、担い手となり得る住民等との協議を進めます。

(4)介護予防ケアマネジメントによる支援

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

介護予防ケアマネジメントは、高齢者相談センターまたは同センターから委託を受けた居宅介護支援事業所で実施しています。

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」、「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、要支援者等の状態に応じたサービスが一体的かつ効率的に提供されるよう、ケアプランの作成等を通して支援しています。

ケアマネジメントの実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
ケアマネジメント実施数(延べ)(人)	6,537	6,247	6,198

《今後の取り組み》

引き続き、サービスの利用希望者が適切にサービスを利用できるよう支援します（サービスの見込み量はP.166）。



基本施策2－3 医療と介護の連携体制の構築

本市では、「在宅医療・介護連携推進事業」において、高齢者が疾患を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、生活を続けられるようにすることを目指しています。

地域の医療・介護関係者の顔の見える関係構築のため、医療・介護関係の職能団体で構成する習志野在宅医療・介護連携ネットワーク（通称：「あじさいネットワーク」）を組織し、本市の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び訪問看護協議会等を対象に実施したアンケート調査と分析に基づいて、在宅医療・介護連携の課題の抽出を行い、そこから導いた重点項目への対応策の検討等の活動を行っています。

また、近隣市とも情報交換し連携を図っています。

<重点項目>

- I. 関係者の負担解消策の検討
- II. 専門職を支える相談体制の構築
- III. 在宅医療と在宅介護の切れ目ない提供を目指した、情報共有体制の強化
- IV. 家族の介護負担の軽減を目指した、介護サービス活用のための情報の充実

あじさいネットワーク構成団体：

習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会、
習志野市訪問看護協議会、習志野連携の会、習志野市ケアマネ連絡会、
習志野市リハビリテーション協議会、習志野保健所、エーザイ株式会社、
高齢者相談センター、習志野市高齢者支援課（事務局）

(1)地域の医療・介護の資源の把握

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

市内の医療・介護の資源として、医療関係機関や介護サービス事業所に関する情報を把握し、市民をはじめ、医療・介護関係者に周知しています。

在宅医療に関する情報を収集した専門職向けの相談先ガイドを、毎年更新し、医療・介護関係者に周知しています。

《今後の取り組み》

国の地域包括ケア「見える化」システムや、ちば医療なび等の市以外による情報サービスを活用しながら、個別の医療関係機関や介護サービス事業所の役割等の連携にあたって必要な情報の収集と関係者間での共有を図ることで、重点項目Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの実現を目指します。

また、国や千葉県から提供される在宅医療・介護に関するデータを分析することで、医療関係機関や介護サービス事業所の資源量とサービスの必要量の現状把握に努めていきます。

(2)在宅医療・介護連携の課題の抽出

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

重点項目に対する対応策の検討のため、「あじさいネットワーク」にて課題の抽出を行い、それに伴う部会を開催しています。

《今後の取り組み》

引き続き、あじさいネットワークにおける意識の共有を図りつつ、課題への対応策の検討を進めます。

(3)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

在宅医療については、一部の医療機関、歯科医療機関、薬局、訪問看護事業所により、訪問診療等が提供されています（下表「市内で在宅医療を提供する医療関係機関数」参照）。

また、地域の医療機関の医療ソーシャルワーカーによる団体で、あじさいネットワークにも参画している「習志野連携の会」では、退院支援に重点を置いた連携についての勉強会等が開催されています。

令和元（2019）年10月に習志野市医師会が中心となり発足した「入退院支援推進委員会」には、本市も構成団体として参画しています。

市内で在宅医療を提供する医療関係機関数（令和5（2023）年6月時点）

日常生活圏域	医 科	歯 科	薬 局	訪問看護
谷 津	8	13	12	2
秋 津	4	4	2	1
津田沼・鷺沼	7	9	15	2
屋 敷	5	7	11	3
東習志野	4	7	4	3
合 計	28	40	44	11

（資料）ちば医療ナビ 千葉県医療情報システム

《今後の取り組み》

在宅医療における医師等の時間的拘束といった負担は、切れ目のない在宅医療の提供体制を構築する上で大きな障壁となっていますが、あじさいネットワークにおいて、在宅医療・介護の最前線で携わる多職種間にて現実的な解決策について検討を行い、重点項目Ⅰの実現を目指します。

また、入退院支援推進委員会に参画することで、既存の連携ツールやルールを整理し、重点項目Ⅲの実現を目指します。



(4)医療・介護関係者の情報共有の支援

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

あじさいネットワークでは、千葉県の地域連携シートや医師会が運用しているICTシステムの活用のほか、地域から病院への書類の提出先等をまとめた専門職向けの相談窓口ガイドを作成し、医療・介護関係者の円滑な情報共有を支援しています。

また、習志野市及び船橋市に加えて、各市の医師会と医療・介護の関係者が、心臓病をもつ住民の健康保持・増進のために組織した「船橋習志野心不全連携協議会」に参加しています。

《今後の取り組み》

医師会を中心として利用しているICTシステムに限らず、千葉県やその他の民間組織が開発・活用を勧めているツールの情報も把握する等、あじさいネットワークにおいて、多職種・多機関における情報共有のあり方を検討することで、効果的・効率的な情報共有に必要な支援を実施し、重点項目Ⅲの実現を目指します。

また、在宅での看取りや入退院時などに活用できるような情報共有ツールの作成・活用に取り組みます。

(5)在宅医療・介護関係者に関する相談支援

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

在宅医療・介護連携の推進にあたっては、地域の医療・介護関係者からの相談にも対応することが求められており、それが結果として、本人やその家族が在宅で安心して住み慣れた地域で暮らしていくことにつながります。このような相談は、医療・介護連携の総合相談窓口として、高齢者相談センターが応じています。

また、市内の総合病院では、医療ソーシャルワーカーが退院後の在宅生活に向けた相談や支援を行っています。

医療関係者と介護関係者の連携調整や地域資源の紹介がよりスムーズに行えるように、専門職向けの相談先ガイドを配布しています。

《今後の取り組みと目標》

医療関係者と介護関係者に分かりやすいように相談先ガイドの情報を更新していき、重点項目Ⅱの実現を目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
高齢者等実態調査で、 高齢者相談センターが果たしている役割を 「多職種連携マネジメント」と回答した 事業者の割合(%)	—	25.0	—

(6)医療・介護関係者の研修

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

医療・介護連携推進のための多職種研修会をあじさいネットワーク構成団体である医師会及びエーザイ株式会社と共催しています。講義やグループワークを通して、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療ソーシャルワーカー、リハビリテーション職、介護支援専門員（ケアマネジャー）、高齢者相談センター、行政等、多職種にわたる関係者が意見交換を行い、「顔が見える関係づくり」を構築してきました。

また、地域ケア会議では各圏域の高齢者相談センターが中心となり、地域の医療関係者、介護関係者、地域住民、行政関係者が具体的な事例を議論し、地域課題を抽出するための会議を開催しています。

《今後の取り組み》

引き続き、顔が見える関係を構築しつつ、地域の課題に応じた研修を通して連携強化を支援し、重点項目ⅡやⅢの実現を目指します。

(7)地域住民への普及啓発

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

あじさいネットワーク監修のもと、医療や介護が必要となった場合にも、在宅で本人の希望に沿った生活が実現できるよう、必要な準備や予備知識等に焦点をあてた市民向けのパンフレットを作成し、配布しています。また、ホームページにもパンフレットの内容を掲載しています。

あじさいネットワークの部会で、ACP※の啓発を目的とした媒体づくりを実施しています。

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取り組み。

《今後の取り組み》

関係機関と連携しつつ市民へ普及啓発をしていくことで、重点項目Ⅳの実現を目指します。



基本施策2－4 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症の人は増加していくと見込まれており、国によると、令和7（2025）年には高齢者の5人に1人が認知症になると推計しています。

認知症は早期発見・早期治療により、症状の改善や進行を遅らせることができる場合があります。また、症状が軽いうちであれば、相談機関の専門職の意見を聞きつつ、今後どのように生活していくのか等、将来の生活の準備をすることができます。

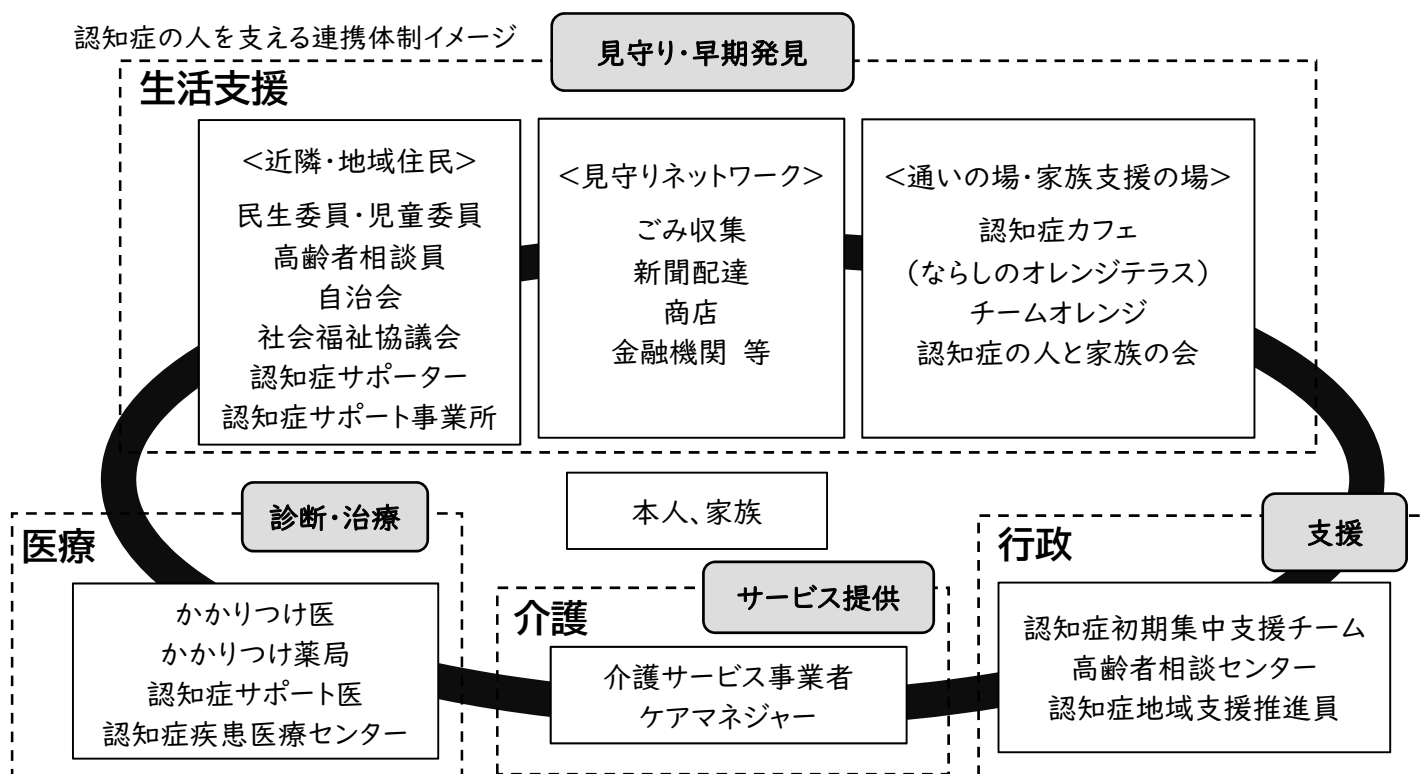
しかし、認知症に対する知識や理解が不足していると、早期発見することができず、症状が進行し、結果的に本人だけでなく、周囲の人も対応が難しくなることもあります。

本市では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるようにするため、施策を進めていきます。

認知症に関する知識の普及啓発に取り組むことで、認知症の早期発見と早期対応につなげるほか、認知症地域支援推進員による認知症相談支援体制を充実させ、医療・介護の関係者をはじめ、認知症の有無を問わず全ての地域住民も含めたネットワークの構築と認知症の人が主体的に発信できるような取り組みに努めます。併せて、認知症に関する正しい知識と理解を深めることにより、共生社会の実現を推進します。

また、認知症サポーターや認知症サポート事業所、ならしのオレンジテラス（認知症カフェを含む）、習志野市高齢者見守りネットワーク等にかかわる市民及び市内事業所等に認知症への理解を広め、認知症があっても地域で支えられながら生活し続けることができるサポート体制を整備していきます。

認知症の人を支える連携体制イメージ



①認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)の作成

《現 状》

認知症地域支援推進員と協働し、習志野市独自の情報を盛り込んだ「認知症あんしんガイド」を作成しています。ガイドの中には、あじさいネットワークを中心とした市内医療・介護関係者からの協力を得て作成した、「認知症ケアパス」が含まれています。

認知症ケアパスとは、認知症の進行度(状態)に応じた、適切な受診と利用できるサービス等の目安を示すものです。

市役所窓口(高齢者支援課)、高齢者相談センター、市内医療機関のほか、毎年開催している認知症シンポジウムの来場者に対して配布し、周知に努めています。

認知症の人の本人発信の方法の一つとして、今後さらに、認知症の人やその家族の意見を踏まえた媒体作成が求められています。

認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)の発行状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
発行数(部)	10,000	8,000	9,500

《今後の取り組み》

認知症への理解を広め、個別の相談対応にも活用できるよう、さらなる充実に努めます。



②世界アルツハイマー月間における啓発活動

《現 状》

令和2年度から、9月の世界アルツハイマー月間の関連事業として、市役所庁舎内、高齢者相談センター、市内図書館、有志の認知症サポート事業所や店舗にて、認知症支援のイメージカラーであるオレンジ色の装飾を実施し、市民への周知に努めました。

この他に、以下の市民啓発活動を行っています。

- 認知症シンポジウムの開催
- 認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)の作成・配布
- 認知症啓発活動への協力
- 認知症の人と家族の会千葉県支部主催 駅前街頭行動への参加

認知症シンポジウムの参加状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
参加者(人)※	中止	(オンライン開催)110	(ハイブリッド開催)123

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

令和3年度については、オンライン形式で開催。

令和4年度については、オンライン及びサテライト会場形式(事前予約)の組み合わせにより開催。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

(2)認知症高齢者介護相談の開催

【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

精神科医師による、認知症または認知症の疑いがある本人やその介護者への相談を行いました。自身や家族の認知機能低下に不安がある人、対応に困っている人など個々の状況に応じて、医療面と併せて介護・福祉サービスの活用につながる助言を行うとともに、支援が継続されるよう関係機関との連携を図っています。

認知症の疑いがある本人に受診を勧める場合、正確に情報伝達されるか課題となっていたことから、相談者への適切な医療・介護サービスを提供するため、「千葉県オレンジ連携シート」を使用し、医療機関へ情報提供を行っています。

認知症高齢者介護相談の実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
開催回数(回)	16	17	18
相談件数(延べ)(人)	27	25	26

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

①認知症地域支援推進員による取り組み

《現状と課題》

認知症地域支援推進員は、認知症に関する知識の普及啓発や「認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）」の作成、認知症の人とその家族への相談支援、医療機関・介護サービス事業者及び地域ボランティアの連携強化等により、支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る取り組みを行っています。

現在は、認知症地域支援推進員を各高齢者相談センターへ配置し、認知症に関する知識の普及啓発として「認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）」の見直しを行い、また、認知症初期集中支援チームと連携し、支援体制の構築に取り組んでいます。

さらなる知識の普及啓発にあたっては、認知症の人とその家族の協力を得つつ、当事者が直接発言できる場を設けるなどの仕組みを構築する必要があります。

《今後の取り組み》

認知症基本法及び認知症施策推進大綱に基づき、支援体制の強化を図る中で、発症や進行を遅らせることも視野に入れ、引き続き、認知症に関する知識の普及啓発や認知症の人とその家族への相談支援及び一体的支援の充実を図ります。

また、これらにかかわる人材及び関係機関・団体等との連携や、認知症サポーター養成事業を通して認知症への理解を広め、認知症の人やその家族が希望をもって暮らし続けることのできる地域づくりを重要課題として取り組みます。



②認知症初期集中支援チームによる取り組み

《現状と課題》

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」（以下、支援チーム）を設置し、認知症の早期診断や早期対応に向けた支援体制を構築しました。

現在、支援チームは、市内の西部、東部の2チームで稼働しており、医療サービスや介護サービスを利用できていないといった認知症の人及び認知症を疑われる人に対して、訪問支援を行っています。また、受診の動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言のほか、身体を整えるケアや生活環境等への助言等も行っています。

さらに、支援の充実を図るため、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議しています。

今後は、高齢化率の上昇に伴い、認知症の人の増加が見込まれており、困難事例等に対して早期支援・早期対応できる体制整備等のさらなる充実が必要です。

認知症初期集中支援チームによる支援対応状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
支援対応件数(件)	4	5	4
前年度からの継続件数(件)	2	1	1
年度内に支援対応を終了した件数(件)	3	4	2
支援対応を終了した人のうち、 医療・介護サービスにつながった件数・割合 (件・%)	2(66.7)	2(50.0)	2(100.0)

《今後の取り組みと目標》

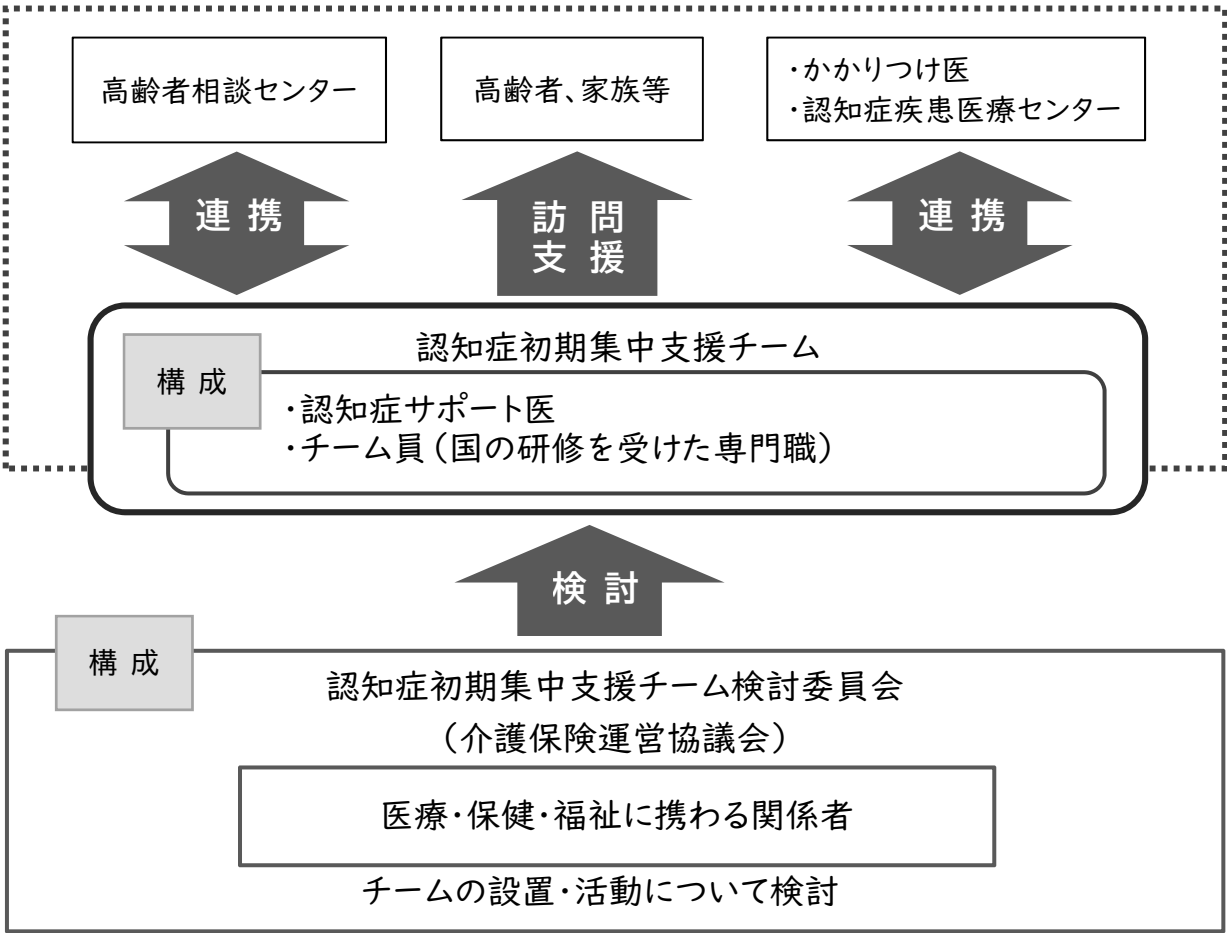
支援チームについて、広報習志野やホームページ等で、市民への周知に努めます。

支援チームは、認知症の人やその家族から相談を受けた高齢者相談センターからの連絡で支援を開始するため、支援チーム員と高齢者相談センターとの情報共有が重要です。このことから役割分担の明確化を図り、円滑な支援を目指します。

また、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議し、適正な体制の整備に努めます。

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
支援対応を終了した人のうち、医療・介護 サービスにつながった件数の割合(%)	65.0以上	65.0以上	65.0以上

認知症初期集中支援チーム 関係図





③認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）

《現状と課題》

認知症の人とその家族が、地域の人や医療と介護の専門職等と集い、歓談や相談ができる場として、「認知症カフェ」を設置しています。

認知症カフェの設置にあたっては、多様な主体による運営により、身近な地域で開催できるよう補助事業としています。

地域の人や医療と介護の専門職等と集うという開催方法以外にも、国からは認知症の人が主体的に発信できるような取り組みが求められており、本人とその家族を支える新しい認知症カフェのスタイルについて、検討する必要があります。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として令和2年から活動を休止していましたが、令和4年から少しずつ再開の動きが見えています。認知症の人やその家族らが気兼ねなく通える場を安定して提供するため、幅広い運営団体と協働していくことも課題です。

本市では、認知症カフェのうち、習志野市認知症サポート事業所・ならしのオレンジテラス登録事業実施要領に基づき、登録を行っている認知症カフェを「ならしのオレンジテラス」と呼んでいます。

認知症カフェの開催状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
設置数(か所)	4	4	4
開催回数(回)	0	0	4
参加者数(人)	0	0	25

《今後の取り組み》

認知症施策全般に、認知症の人が主体的に発信できる仕組みづくりが求められています。このため、認知症カフェの運営スタッフや、認知症の人とその家族らとともに、カフェのスタイルや開催方法について検討します。

また、高齢者相談センターでは、今後の開催方法への相談対応や運営サポートを行う他、認知症の人やその家族が身近な地域で気軽に立ち寄れる場として、認知症カフェの立ち上げについて民間団体等に働きかけを行い、拡大を目指します。

基本施策2－5 高齢者の見守り

高齢者単身世帯等の増加に伴い、高齢者に対する見守りの必要性は増している一方で、地域との関係の希薄化・閉じこもりがちな高齢者の増加等により、個々に対する見守りを行うことが難しくなっています。

このような状況の中、緊急通報システム等による見守りや、地域で行われる見守り等を重層的に行うとともに、災害時や行方不明時といった緊急時の対応の体制を整えることにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援していきます。

(1)緊急通報システムや地域での高齢者の見守り

【担当部署：高齢者支援課】

①緊急通報サービス事業

《現 状》

緊急時に非常通報ボタンを押すだけで、受信センターに通報することができる端末機器（固定型または携帯型）を貸与しています。受信センターでは、24時間365日体制で急病や健康上の相談などに応じ、必要時には本人に代わって消防に通報します。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

②認知症高齢者のGPS端末利用費助成事業

《現 状》

認知症等により、外出中に行方不明になるおそれのある高齢者が、位置探索システム（GPS端末）の利用契約をした際の費用を助成しています。行方不明となった高齢者の居所を早期に発見することにより、高齢者の安全を確保するとともに、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ります。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

③習志野市SOSネットワーク

《現 状》

認知症等により行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防等と連携し、緊急情報メールの配信、防災行政無線の放送等により市民等に呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めています。



	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
習志野市SOSネットワークにより 発見できない行方不明高齢者の数(人)	0	0	0

《今後の取り組みと目標》

習志野市SOSネットワークにより、行方不明高齢者全員の発見を目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
習志野市SOSネットワークにより 発見できない行方不明高齢者の数(人)	0	0	0

(2)災害時における避難支援

【担当部署:健康福祉政策課】

〈避難行動要支援者支援事業〉

《現 状》

災害時に迅速な安否確認、避難支援及び救護活動をするため、要介護認定を受けている人や障がいのある人等、一人では避難することが困難な人について把握し、円滑な支援ができるよう民生委員・児童委員、高齢者相談員の協力を得て、避難行動要支援者名簿及び避難支援計画書を作成しています。

計画書には、本人同意を得た上で、災害発生後の避難方法、かかりつけ医、服薬の種類等を記載しています。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続するとともに、自助・共助・公助による円滑な安否確認、避難支援ができるよう、「災害時における要配慮者支援マニュアル」に基づく運用の周知に努めます。

基本施策2－6 高齢者の権利擁護

高齢者が判断能力の低下によって、介護保険等の生活に必要なサービスが受けられなくなることを防ぐとともに、虐待による人権侵害や消費者被害等から守るため、さまざまな支援を行います。

また、金銭管理や生活上に必要な法律行為を支援する成年後見制度を適切に利用できるよう「成年後見センター」の機能強化を図ります。

(1) 高齢者の権利擁護

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

本市をはじめ、高齢者相談センター及び成年後見センターでは、高齢者の相談窓口として権利擁護や成年後見制度に関する相談に応じ、制度に関する情報提供や関係機関の紹介を行うことで、高齢者やその家族が孤立することのないように支援しています。

また、介護負担から虐待へと発展することを防ぐため、関係機関が相互に協力し、虐待の早期発見・早期対応を行っています。

なお、本市では、環境上及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な高齢者が入所して養護を受ける施設として、「養護老人ホーム白鷺園」を設置し、指定管理者による運営を行っています。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

虐待防止に関する制度等の啓発や認知症等への理解の周知を進めるとともに、介護者家族等の支援を行っていきます。

地域住民や関係機関等の連携を密にし、早期発見に努めます。

また、要介護施設従事者等による虐待の防止のために、施設における研修の実施、虐待防止委員会の開催等により対策を推進してまいります。

養護老人ホーム白鷺園を運営する指定管理者に対しては、運営状況に関するヒアリングを実施する等、適正な運営の継続に努めます。

虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動（回）	20	20	20



(2)消費者被害の防止

【担当部署:消費生活センター】

《現状と課題》

消費生活センターでは、「身に覚えのない(心当たりのない)品物が突然、自宅に届いた」、「架空請求のメールやはがきが届いた」、「インターネット通販で注文し、代金を支払ったが商品が届かない」といった、消費生活全般にわたる相談に対応し、消費者が不利益をこうむらないよう問題の解決にあたっています。

具体的には、「まちづくり出前講座」やイベントでの情報提供、広報習志野への「消費生活メモ」の定期的な掲載をはじめとした注意喚起や消費者トラブルの周知を行っています。

被害に遭いやすい高齢者に対しては、介護サービス事業者や民生委員・児童委員による見守りが被害の未然防止や被害回復に有効であるため、見守りを支援する人たちへの悪質商法に関する情報提供を進めていく必要があります。

電話及び来所による相談件数(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
相談件数(件)	1,143	1,009	1,129
うち高齢者(件)	340	288	303

《今後の取り組みと目標》

高齢者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、また、巻き込まれた場合は消費者トラブルを最小限に抑えられるよう高齢者相談センター等の関係機関に対して、相談事例等を定期的に情報提供し、連携体制を整えます。さらに、高齢者が比較的多く集まる機関に対しては、まちづくり出前講座の開催を消費生活センターから依頼します。

また、消費生活センターに来所された人に対しては、消費者トラブル等の対策をとりまとめた冊子を配布し、注意喚起を行います。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
消費者被害相談事例等の 関係機関への情報提供の頻度	3か月毎	3か月毎	3か月毎

(3)成年後見制度の利用支援

【担当部署:高齢者支援課、社会福祉協議会】

①市長による審判開始申立て

《現 状》

認知症等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する場合に、親族による申立てが困難な人について、市長による審判開始申立てを行っています。

また、費用負担が困難な場合には、審判開始申立てに係る費用や、成年後見人等に支払うべき報酬費用を助成しています。

市長による成年後見審判開始申立ての状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
申立て件数(件)	13	15	8

成年後見人等報酬費の助成状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
助成件数(件)	8	14	11

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

②成年後見センターによる支援

《現状と課題》

成年後見センター業務については、習志野市社会福祉協議会に業務を委託し、成年後見制度に係る相談支援、市民後見人の養成・育成等を行っています。(P.123)

また、成年後見制度の普及啓発として、まちづくり出前講座を実施しています。

成年後見制度の相談者の中には、複数の問題を抱えており、制度利用の前に生活環境の立て直しが必要なケースもあるため、広い視野をもって解決できる職員が必要となっています。

成年後見制度のまちづくり出前講座実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
まちづくり出前講座の実施回数(回)	2	2	2

※第8期計画期間中において、成年後見センターによる法人後見受任は開始していません。



《今後の取り組みと目標》

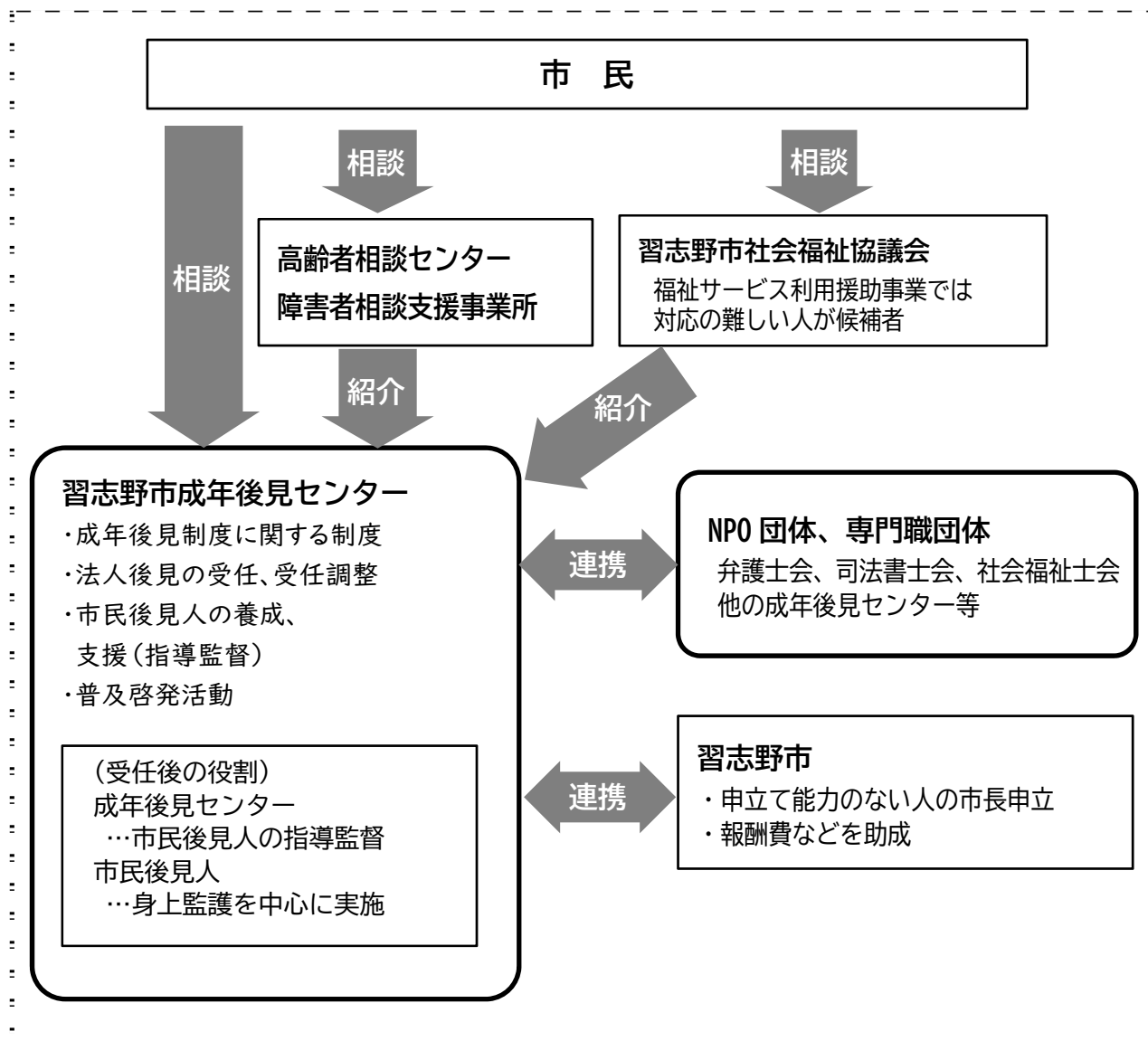
職員の研鑽及び資質向上に努め、相談機能の充実を図っていきます。

また、まちづくり出前講座などを通じて、市民に制度について広く周知していくほか、市内の福祉・介護サービス事業所や病院、金融機関等に対しても働きかけを行います。

成年後見センターにおいては、法人後見の受任機能を整備し、市民後見人養成講座修了者が後見業務に携われるよう支援するとともに、福祉や法律に関する専門団体や関係機関、地域住民等が包括的に関わっていけるよう、連携ネットワークの構築を目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
まちづくり出前講座の実施回数(回)	5	5	5
成年後見センターによる法人後見 新規受任件数(件)	3	4	5

第9期計画における成年後見センター・各機関の業務イメージ



〈福祉サービス利用援助事業〉

《現状と課題》

習志野市社会福祉協議会では、市内在住の高齢者や障がいのある人で、利用に必要な契約内容を理解できる人に対し、福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理を代行して、地域で安心して暮らすことができるようお手伝いしています。

なお、契約内容を理解できない場合や、希望する援助内容が福祉サービス利用援助事業の範囲を超えている場合は、関係機関と連携しつつ成年後見制度の利用を案内しています。

多様な生活課題を抱えた人が増えてきていることから、関係機関との連携を強化し、利用者個人とその生活環境にも目を向けていく必要があります。

福祉サービス利用援助事業の利用状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度			令和3 (2021)年度			令和4 (2022)年度		
相談者	相談 人数 (人)	相談・訪問 調査等回数 (延べ)(回)	新規契約 締結件数 (件)	相談 人数 (人)	相談・訪問 調査等回数 (延べ)(回)	新規契約 締結件数 (件)	相談 人数 (人)	相談・訪問 調査等回数 (延べ)(回)	新規契約 締結件数 (件)
合 計	39	216	4	38	193	8	41	205	5
うち高齢者	24	129	3	29	123	6	28	169	5

《今後の取り組み》

当事者を支援する関係機関に事業の周知を図り、必要な人に情報が行き届くようにしていきます。

また、生活支援員※養成講座の実施により生活支援員の発掘を行うとともに、研修会を実施して育成に努め、併せて専門員※も研修会に参加することで、資質向上に努めていきます。

※生活支援員・・・利用者宅を定期的に訪問して、福祉サービス利用の手続きや金銭管理の代行等を直接支援します。

※専門員・・・本人の生活状況を確認して、本事業の契約までの調整を行い、支援計画を作成します。また、支援に必要な関係機関との調整や生活支援員への指導も行います。



基本施策2-7 高齢者が利用できる福祉サービス

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、介護保険のサービスだけでなく、高齢者の日常生活をさまざまな角度から支援する必要があります。

食生活の支援や外出の移動支援等、生活全般にわたって高齢者を総合的に支援するとともに、それらを必要とする人に届けられるよう周知に努めます。

(1) 日常生活を支援するための事業

【担当部署：高齢者支援課、クリーンセンター業務課】

①「食」の自立支援事業（配食安否確認サービス）

《現 状》

在宅の高齢者に対して、食に関わる各種サービスの利用調整を行った上で、栄養バランスのとれた食事の配食を行うことで、食生活の自立、健康の増進等を図っています。

配食は平日の夕食に実施しており、配食時に安否確認を行うとともに、利用者の健康状態を把握しています。

配食安否確認サービスの実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
利用者数(人)	167	163	159
配食数(食)	20,151	19,371	18,391
1日あたりの平均配食数(食)	120.7	118.8	115.7

《今後の取り組み》

引き続き、配食利用者が在宅生活で自立できるよう、栄養バランスのとれた食事の提供を行っていきます。

また、配食利用者が利用しやすい環境になるよう、体制整備を進めていきます。

②高齢者外出支援事業(タクシー券)

《現状と課題》

在宅で生活する75歳以上、非課税世帯の高齢者に対し、日常生活に必要な交通手段の確保と、その運賃の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、高齢者の外出を促進することを目的に、タクシー券を交付しています。

高齢化に伴い支給対象者が増加し、また、利用枚数も増加傾向にあることから、支給対象者や支給方法、支給金額について検討する必要があります。

タクシー券交付実績と利用状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
交付世帯数(世帯)	2,163	2,246	2,403
交付枚数(枚)	73,643	76,373	81,235
利用枚数(枚)	50,378	54,940	59,681
利用率(%)	68.4	71.9	73.5

《今後の取り組み》

高齢者が自立した生活を送る上でニーズの高い事業であることから、第9期計画においても、本事業を継続します。

また、高齢者等実態調査において、タクシーだけでなく、電車やバスの利用に対する助成を求めるご意見が多かったことを踏まえ、電車やバス等の公共交通全般への助成を見据えた見直しを進めてまいります。

③高齢者及び障がい者戸口収集支援事業

《現 状》

ごみを集積所まで出すことが困難な高齢者及び障がいのある人に対し、戸口収集を行うことによりごみ出しの負担を軽減し、居宅での生活を支援しています。

戸口収集支援事業の利用状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
利用者数(人)	186	184	210



《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続し、高齢者及び障がいのある人が地域社会の中で生活を営むうえで必要不可欠となるごみ出しの支援を行います。対象となる全ての方への周知を図るとともに、庁内関係各課と連携していきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数(人)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

④高齢者住宅等安心確保事業(シルバーハウジング)

《現 状》

高齢者が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことを目的に、バリアフリー化された住宅(実習県営住宅の一部)において、ライフサポートアドバイザー(LSA:生活援助員)を配置し、入居者の安否確認、生活相談、緊急時対応等、高齢者が生活しやすい環境整備を行っています。

居住者数は安定しているものの、事業開始から20年以上経過し、居住者全体の高齢化が進んだことにより、自立生活が困難な人が増えています。

高齢者住宅等安心確保事業の利用状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
世帯数(世帯)	43	44	40
居住者数(人)	48	47	44

※所在地:東習志野2-10-1(1号棟 27戸)、2-10-2(2号棟 23戸)

※居住者の募集については千葉県が実施

《今後の取り組み》

事業開始当初に比べ、介護施設等の充実が図られており、高齢者が生活するための環境整備が進んでいることから、本事業継続の必要性について千葉県と協議を行っていきます。

(2)高齢者への助成制度

【担当部署：高齢者支援課】

①はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業

《現 状》

市民の健康保持・増進を目的に、65歳以上の高齢者等に対し、はり、きゅう、マッサージ、あん摩または指圧の施術費用を一部助成する利用券（1回700円）×24枚（12か月分）を交付しています。

はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業の利用状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
支給人数(人)	45	47	52
利用枚数(枚)	567	615	674
助成額(円)	396,900	430,500	471,800

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

②敬老祝金事業

《現 状》

市民の長寿を祝し、高齢者の福祉を増進することを目的に、長寿を祝う節目の年齢に敬老祝金を支給しています。

敬老祝金の支給状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
88歳(人)	685	738	831
99歳(人)	56	57	64
100歳以上(人)	84	107	121
合計金額(千円) (対象人数)	10,490 (825)	11,730 (902)	13,220 (1,016)

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

また、高齢化に伴い、今後も支給対象者及び支給金額の増加が見込まれることから、見直しについても検討していきます。



③在宅高齢者紙おむつ支給事業

《現 状》

要介護3から5の認定を受けている65歳以上の高齢者で、在宅において現に紙おむつを使用している人に紙おむつを支給することにより、高齢者等の経済的負担の軽減を図り、在宅での生活を継続できるよう支援を行っています。

在宅高齢者紙おむつの支給状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
支給実人数(人)	563	580	594

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

第3章 基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

基本施策3-1 成人期から取り組む健康づくり

(1) 健康づくりの実践	P.101
(2) 健康診査とがん検診の実施	P.103
(3) 後期高齢者保健事業（後期高齢者医療広域連合受託事業）の実施	P.106

基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

(1) 要支援、要介護状態となるリスクの高い人の把握	P.108
(2) 高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施	P.109
(3) 介護予防教室の開催	P.111
(4) てんとうむし体操（転倒予防体操）の実施と普及	P.113
(5) 一般介護予防事業評価事業の実施	P.114



基本施策3－1 成人期から取り組む健康づくり

高齢期を迎えても元気で豊かな生活を送るためには、高齢期になる前の成人期から健康づくりに取り組むことが大切です。

健康づくりの総合計画である「健康なまち習志野計画」に基づき、健康相談、健康教育や健康診査等の事業を実施し、介護予防を見据えた若い世代からの健康づくりの実践を促進していきます。

(1)健康づくりの実践

【担当部署：健康支援課】

①健康相談と健康教育の実施

《現 状》

「健康なまち習志野計画」（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）に基づく健康増進事業として、人が集まる機会を利用した健康教育（まちづくり出前講座等）や、市民からの要望を受け随時実施する健康相談等により、生活習慣病の予防や健康診査の活用等、市民が主体的に健康的な生活を実践することができるよう、健康教育を通して啓発しています。

また、小・中学校と連携し、保健師等による健康教育を授業に導入し、家族単位的生活習慣病予防を推進しています。

令和2年より、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、健康教育の機会が大幅に減少しました。小・中学校での健康教育では、希望があった学校と協力し、感染対策を図った上で実施しました。

小・中学校での健康教育実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
健康教育の実施数(校)	4	8	13

《今後の取り組みと目標》

広報習志野、ホームページを活用した普及・啓発活動を強化します。また、より多くの市民が本事業を活用できるよう、高齢者相談センター等と連携して町会や地域の団体等への事業の周知に努めます。

さらに、小・中学校との連携については継続して行い、市内全ての小・中学校での生活習慣病予防教育を実施できるよう努め、児童生徒に対して健康的な生活習慣の確立を図ります。このことにより、健康に対して関心が薄い40代から50代の保護者が、子どもを介した生活習慣の見直しの機会となるよう取り組みます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
健康教育の実施数(校)	17	19	20

②健康づくり推進員の育成、支援

《現状と課題》

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送るために、市民の健康づくりを推進する「健康づくり推進員」を育成しています。

健康づくり推進員が主催するウォーキング「習志野発見ウォーク」、料理教室「ヘルシーライフ料理教室」や「フレイル予防プログラム（仮称）」を実施してきました。

現在は、健康づくり推進員の人数の減少や新たな健康課題に応じた活動の展開が課題となっています。

健康づくり推進員の状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
健康づくり推進員の人数(人)	20	26	9

健康づくり推進員への活動の支援回数（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
健康づくり推進員への 活動支援回数(回)	63	40	54

《今後の取り組みと目標》

健康づくり推進員が、市民への健康的な食習慣及び適切な運動習慣等の啓発・確立・定着に寄与するため、健康づくり推進員の活動について検討し、実践できるよう支援します。

また、フレイル予防に着目し、身近な地域で人と人との関わり合いながら、身体活動と食の取り組みを通して身体機能の維持・向上を図る“きっかけ”づくりを行うことを目的とする活動の定着化に向け、多様な支援をしていきます。

さらに、活動の継続・充実を図るため、「健康づくり推進員養成講座」を実施します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
健康づくり推進員への 活動支援回数(回)	40	40	40



③健康マイレージ事業

《現 状》

健康習慣のきっかけづくり・継続・定着を目指し、誰もが健康で幸せな生活ができること及び地域産業の活性化を図ることを目的として「健康マイレージ事業」を実施しています。

この事業は、日々の健康行動（日常的な運動や地域活動への参加等）でポイントが貯められ、協力店で各種サービスを受けられるカードを発行しています。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

(2)健康診査とがん検診の実施

【担当部署：健康支援課】

①健康診査

《現状と課題》

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、習志野市国民健康保険の被保険者である40歳～74歳の人に対し、「特定健康診査・特定保健指導」を実施するとともに、後期高齢者医療の被保険者である75歳以上の人については、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、「後期高齢者健康診査」を実施しています。40歳以上の医療保険に加入していない人に対しては、「一般健康診査」を実施しています。このうち、特定健康診査の未受診者に対しては、受診勧奨を実施しています。

健康診査については、現在、集団健診を導入しており、休日に受診を希望する人が多いことから休日に実施しています。また、がん検診との同日実施日も設け、健診が受けやすいようにしています。このような工夫により、年々、受診希望者が増加しており、受診枠を増やして希望者全員が受診できるよう体制を整えています。

この他、特定保健指導対象者以外の人に対し、個別保健事業として、高血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防及び重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施しています。

一方、歯科健康診査については、成人期から高齢期を通した歯科健康診査の体制を令和4（2022）年度に強化し、定期的な口腔管理ができるよう努めています。

高齢期においても健康を維持し食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失予防、オーラルフレイル予防を目的とした成人歯科健康診査を実施しています。

健康づくりのため、自身の体や歯の健康状態を知ることは重要であり、生活習慣病の早期発見、重症化予防を推進するためにも健康診査の受診率の向上が課題となっています。

特定健康診査の受診状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
特定健康診査受診率(%)	31.1	32.2	37.9

成人高齢者歯科健康診査受診率

	令和4年度 (2022)年度
成人高齢者歯科健康診査受診率(%) (65歳・70歳・80歳)	6.8

固いものが食べにくくなった者	令和4年度 (2022)年度
一般高齢者(%)	27.0
在宅要支援認定者(%)	46.4

※高齢者等実態調査（令和4年度）

《今後の取り組みと目標》

特定健康診査集団健診を休日中心に実施し、受診しやすい体制づくりに努めるとともに、未受診者に対しては、受診の意義等を周知し、受診率向上に努めます。

また、成人高齢者歯科健康診査を通して、定期的な歯科受診やオーラルフレイル予防につなげ「何でもかんで食べることができる」口腔状態を保てるよう、成人高齢者歯科健康診査の受診率向上に努めます。

特定健康診査 受診率（国民健康保険データヘルス計画）

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
特定健康診査受診率(%)	39.0	39.5	40.0

成人高齢者歯科健康診査受診率

	令和6年度 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成人高齢者歯科健康診査受診率(%) (65歳・70歳・80歳)	7.1	7.1	7.1



②がん検診

《現 状》

がんやその他の疾患の早期発見、早期治療を目的に、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を実施しています。

がん検診の有用性と受診方法について対象者へ通知することに加えて、広報習志野、ホームページ、ポスター掲示等で周知を図っている他、未受診者に対しては、行動経済学のナッジ理論（より良い選択を自発的にとれるようにする方法）に基づく受診勧奨を実施しています。

また、検診の結果、要精密検査となり、その後の精密検査を未受診の人に対しても、受診勧奨を行っています。

習志野市がん検診の受診率は、胃がん検診の集団検診は高齢化等により年々減少傾向ですが、他のがん検診は横ばいもしくは増加しています。

高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合

	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度
一般若年者(40歳～64歳)(%)	47.0	45.7
一般高齢者(65歳以上)(%)	45.0	42.2

《今後の取り組みと目標》

引き続き、ナッジ理論に基づくがん検診の有用性や受診方法の周知及び未受診者勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

また、検診を受ける際の注意事項や対象外の項目を分かりやすく周知するよう努めます。

集団検診では、加齢や疾病など受診者の身体状態を見極め、安全ながん検診の提供に努めます。

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
高齢者等実態調査で、 1年以内にがん検診を受 けていると回答した人の 割合(%)	一般若年者 (40歳～64歳)	—	50.0	—
	一般高齢者 (65歳以上)	—	50.0	—

(3)後期高齢者保健事業(後期高齢者医療広域連合受託事業)の実施

【担当部署:健康支援課】

後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、心身に多様な問題を抱える高齢者に対して本事業を行うことにより、効果的かつ効率的にきめ細やかな対応を行い、健康寿命の延伸を目指しています。

①個別的支援(ハイリスクアプローチ)

《現状と課題》

健診や医療・介護のレセプト情報を保有するKDB(国保データベース)システムや健康診査データ・後期高齢者の質問票等から把握した、低栄養や高血圧、慢性腎不全、健康状態不明者等の健康リスクが高い人に対し、必要に応じてかかりつけ医や歯科医、関係機関と連携しつつ、保健師・管理栄養士等の専門職が支援を行い、個別の状況に応じたサービス(医療や介護、地域の高齢者の「通いの場」(P.130等))につなげています。

後期高齢者の健康問題である「フレイル予防」・「疾病の重症化予防」の推進のため、健康診査の受診率の向上が課題です。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
後期高齢者健康診査受診率(%)	35.8	35.4	38.2

《今後の取り組みと目標》

後期高齢者健康診査受診率の向上に努めるとともに、本市の健康問題の分析や本事業を実施評価する中で、より効果的な対象者の抽出や支援方法の検討を行います。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
後期高齢者健康診査受診率(%)	36.0	36.8	37.6

※目標値については、千葉県後期高齢者医療広域連合が策定する、第3期千葉県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(データヘルス計画)と同様とした。



②地域の高齢者の「通いの場」等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

《現 状》

高齢者の集まる「通いの場」等を活用して健康教育を実施し、フレイル予防や健康診査受診の周知・啓発を行うとともに、参加者の健康状態を把握し、その結果に応じて個別支援を行っています。

《今後の取り組み》

地域の高齢者の「通いの場」において、フレイル予防等の周知・啓発を強化するとともに、高齢者相談センター等と情報共有を行い、健康リスクが高い対象者を把握し、支援につなげていきます。

基本施策3－2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業においては、65歳以上のすべての高齢者を対象とし、年齢や心身の状況などによって分け隔てることなく、住民主体の地域の高齢者の「通いの場」（P.130）を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や「通いの場」が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

また、地域リハビリテーション活動支援事業として、リハビリテーション職などを活かした自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防を機能強化していきます。

（1）要支援、要介護状態となるリスクの高い人の把握

【担当部署：健康支援課】

〈介護予防把握事業〉

《現 状》

これまで「閉じこもり等の何らかの支援が必要と見込まれる高齢者」として、特定健康診査及び後期高齢者健康診査の未受診者に対して、介護予防や高齢者相談センター等に関するパンフレットを送付し、支援が必要な対象者の把握に努めてきました。

これに加えて、令和4年度からは、後期高齢者健康診査未受診者のうち、特にフレイル予防の効果が高いと考えられる76歳をターゲットとして周知啓発を実施しています。

後期高齢者健康診査受診者に対しては、リスクの高い対象者へのアプローチとして、フレイルチェック票該当者に対して介護予防教室への参加を勧奨しました。介護予防教室ではグループワークを取り入れ、教室終了後も個人に合ったフレイル予防を継続できるよう取り組みました。さらに、教室参加中に「通いの場」等につなげる取り組みをしました。

令和4年度後期高齢者健康診査受診者でリスクの高い方への介護予防教室参加勧奨と参加の状況

	リスクの高い方への 介護予防教室 参加勧奨数	介護予防教室 参加者数	つながった割合
足腰げんき塾	249 人	23 人	9.2%
脳の活性化プログラム	155 人	9 人	5.8%

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

住民主体の介護予防活動へつなげるため、後期高齢者健康診査のフレイルチェック票を活用し、介護予防に関するパンフレットの送付や健診未受診者への受診勧奨を実施します。フレイルリスクの高い対象者を早期に把握し、介護予防教室や「通いの場」、「地域リハビリテーション活動支援事業」等につなげることに努めます。



(2)高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施 【担当部署:健康支援課、高齢者支援課】

①高齢者を対象とした健康教育と健康相談

《現 状》

地域のサークル、町会、老人クラブや習志野市社会福祉協議会支部の「ふれあい・いきいきサロン」、公民館の「寿学級」などの地域の高齢者の「通いの場」(P.130)において、保健師、管理栄養士、歯科医師、歯科衛生士等の専門職が、主にフレイル予防(転倒予防、低栄養予防、口腔機能向上、認知症予防等)について健康教育を実施し、普及を図っています。新型コロナウイルス感染症流行時は、対面実施は控える等対策に留意しました。

健康相談については、健康、栄養、歯科に関する相談を保健師、管理栄養士、歯科衛生士が個別に電話、面接、訪問で行っています。また、歯科医師による健康相談事業も行っています。

地域の高齢者の「通いの場」における健康教育実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
実施回数(回)	7	10	34

地域の高齢者の健康相談実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
実施回数(回)	373	368	434

《今後の取り組み》

第9期計画においても取り組みを継続し、フレイル予防の普及啓発を行います。

また、健康教育・健康相談の実施方法について、効果的な手法を検討していきます。

②地域リハビリテーション活動支援事業

《現 状》

地域リハビリテーション活動支援事業として、習志野市リハビリテーション協議会と協働し、運動機能向上、認知症予防、体力測定、嚥下機能向上の4種の介護予防講座を地域の高齢者の団体に対して実施してきました。

また、団体向けの講座だけでなく、市主催の公開講座も実施しており、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、「体力測定」を除く3種の介護予防講座をオンラインで実施しています。

リハビリテーション職による介護予防講座の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
開催数(回)	7	7	8
参加者(人)	70	66	119

《今後の取り組みと目標》

引き続き、リハビリテーション職と地域住民のつながる機会として、地域の介護予防の取り組みを総合的に支援していきます。介護予防講座では、幅広く参加者を募るために、オンライン開催を併用していきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
開催数(回)	20	20	20

③地域運動習慣自主化事業

《現 状》

地域運動習慣自主化事業「まちでフィットネス」として、運動を新たに取り入れたい地域の活動団体に対して、スポーツトレーナーによる運動指導とプログラムを提供することで、地域において気軽に介護予防に取り組める機会を提供し、運動習慣が確立できるよう支援しています。

既に運動を取り入れている団体には年1回の運動指導とプログラムを提供している他、団体のリーダー支援として、転倒予防体操（てんとうむし体操）を普及啓発している転倒予防体操推進員に対する活動支援としての運動指導と、プログラムの提供を行っています。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、新たな団体の立ち上げ支援を行うことは困難な状況が続きました。このため、立ち上げ支援として提供する、1プログラムあたりの内容を全8回から6回へ変更するなど気軽に申し込める環境を整え、新たな団体の立ち上げを幅広く募集しています。

地域運動習慣自主化事業（まちでフィットネス）の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
立ち上げ支援団体数	2	0	1

《今後の取り組みと目標》

第9期計画においても、身近な地域での運動習慣の自主化に向けた取り組みを継続します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
立ち上げ支援団体数	4	4	4



(3)介護予防教室の開催

【担当部署：健康支援課】

《現 状》

介護予防に取り組むきっかけづくりとなる教室として、運動器の機能向上を目的とした「足腰げんき塾」と、認知症予防を目的とした「脳の活性化プログラム」を実施しています。

新型コロナウイルス感染症発生後は、実施時間の短縮や定員の増減、電話対応等、感染症対策に留意して実施しました。その後、感染症の状況の変化により「通いの場」へつながった数は徐々に増えてきています。

介護予防教室の開催状況（各年度末時点）

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
運動器の機能向上教室 「足腰げんき塾」	実施回数(回)	60	90	90
	実人数(人)	131	166	177
	人数(延べ)(人)	553	799	892
認知症予防の教室 「脳の活性化プログラム」	実施回数(回)	18	36	36
	実人数(人)	39	47	57
	人数(延べ)(人)	303	475	598

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
教室参加者のうち、運動習慣化の意識を持っている人の割合(%)	82.4	85.0	98.5
教室参加者のうち、生活機能が維持・向上している人の割合(%)	56.5	52.6	64.1
教室参加者のうち、地域の高齢者の「通いの場」への参加が増えた人数	6人/170人 (3.5%)	15人/213人 (7%)	44人/234人 (19%)

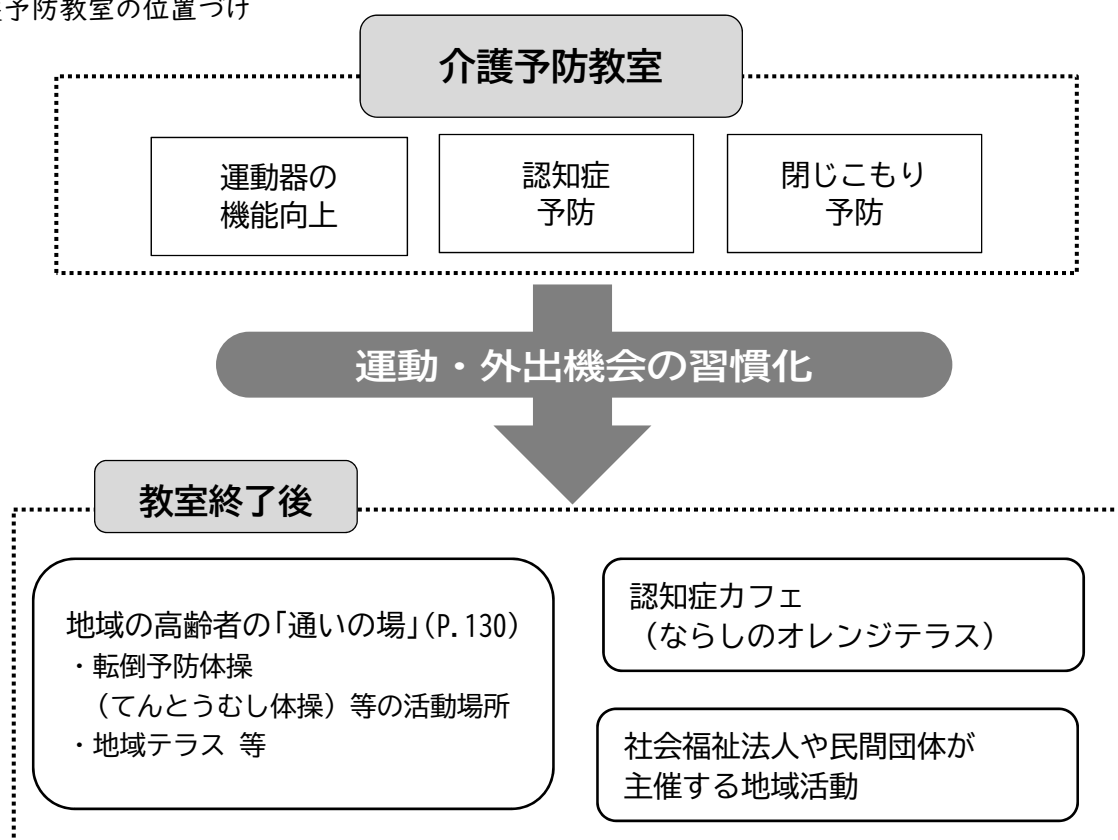
《今後の取り組みと目標》

介護予防教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後はてんとうむし体操活動場所（P.113）等の地域の高齢者の「通いの場」（P.130）、その他の事業につなげていき、高齢者相談センター等と連携しつつ運動や外出を習慣化できるよう、市民の健康づくりを支援していきます。

令和5年度から、参加者の多様な運動機能に合わせ、スポーツジムの会場とした「足腰げんき塾 立位運動コース」を開設します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護予防教室参加者の合計数(人)	340	340	340
教室参加者のうち、運動習慣化の意識を持っている人の割合(%)	80.0	80.0	80.0
教室参加者のうち、生活機能が維持・向上している人の割合(%)	80.0	80.0	80.0
介護予防教室参加者のうち、終了後に地域の高齢者の「通いの場」等へ参加している割合(%)	70.0	70.0	70.0

介護予防教室の位置づけ





(4) てんとうむし体操（転倒予防体操）の実施と普及

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

平成16（2004）年度に、転倒・骨折を防ぐための体操として、習志野市オリジナルの体操である「てんとうむし（転倒無視）体操」を作成し、「転倒予防体操推進員」の養成と活動支援（P.128）を行っています。

てんとうむし体操の普及啓発を行う転倒予防体操推進員は、町内の集会所や市内の公園等、地域の身近な場所を利用し、地域住民とてんとうむし体操に取り組んでいます。

また、体操場所に合わせた3つのバージョン（椅子編、畳編、立位編を含む）の音楽媒体（CD・カセットテープ）や映像媒体（DVD・VHS）、カラーリーフレットを作成しています。

さらには、転倒予防体操推進団体に市民が参加し、てんとうむし体操に取り組めるよう、登録団体を公表しています。登録団体は、地域の高齢者の「通いの場」（P.130）としての役割も担っており、高齢者相談センターと協力しながら実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で登録団体数や参加者数が減少しましたが、感染症対策に取り組みながらの活動が少しずつ定着し、参加者数は戻りつつあります。

転倒予防体操推進員の地域活動実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
活動場所の数(か所)	56 (19か所活動自粛)	57 (8か所活動自粛)	55 (5か所活動自粛)
てんとうむし体操（転倒予防体操） 参加人数(延べ)(人)	11,612	16,001	19,585

《今後の取り組み》

第9期計画においても、地域における介護予防活動として高齢者相談センターと協力しつつ、てんとうむし体操（転倒予防体操）普及に関する取り組みを継続します。また、活動再開を決めた団体に対しては、再び継続的に活動できるよう、必要に応じて個別的な支援を行います。



てんとうむし体操イメージキャラクター
「てんてんちゃん」

(5)一般介護予防事業評価事業の実施

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

高齢者が地域において支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、よりよい地域づくりにつながることから、地域づくりの視点からの一般介護予防事業を含めた総合事業全体の評価を行っています。

本評価は、国の地域支援事業実施要綱に「一般介護予防事業評価事業」として規定されているものであり、評価結果に基づき、事業全体の改善を行うことを目的としています。

評価にあたっては、同要綱の内容に沿って設けた評価指標である、ストラクチャー指標（事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制などの指標）・プロセス指標（事業を効果的かつ効率的に実施するための事業成果の指標）・アウトカム指標（事業成果の目標に関する指標）を活用しています。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、年度ごとに一般介護予防事業評価事業を含めた総合事業全体の評価の実施と、本計画の進捗管理を一体的に進めていきます。

一般介護予防事業

対象者：第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者

事業名	内容	習志野市の取り組み
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる	●介護予防把握事業(P.108)
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う	●高齢者を対象とした健康教育と健康相談(P.109) ●介護予防教室の開催(P.111)
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	●地域運動習慣自主化事業(P.110) ●てんとうむし体操(転倒予防体操)の実施と普及(P.113)
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う	●一般介護予防事業評価事業の実施(P.114)
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言などを実施	●地域リハビリテーション活動支援事業(P.109)

第4章 基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

基本施策4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大

(1) 高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制の整備	P.116
(2) 高齢者相談員の活動支援	P.121
(3) 地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援	P.122
(4) 地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動の推進	P.129
(5) 地域の高齢者の「通いの場」の確保	P.130
(6) 習志野市社会福祉協議会による活動	P.131

基本施策4-2 高齢者の社会参加の促進

(1) 高齢者の就業支援	P.133
(2) 老人クラブ活動の支援	P.134
(3) 老人福祉センターの運営	P.135
(4) 高齢者の地域交流の支援	P.136
(5) 生涯学習参加への支援	P.137
(6) 生涯スポーツ参加への支援	P.138
(7) バリアフリーのまちづくりの推進	P.139

基本施策4－1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大

今後、高齢化がますます進行する中で、地域の高齢者のニーズは多様化しています。

例えば、軽度の支援が必要な高齢者にとっては、病院受診の付添いやごみ出し等、介護保険サービスだけでは担うことができないサービスや支援の必要性が高くなっています。

そのためには、地域のボランティア等の地域活力を活かしたサービスの提供体制をつくる必要があります。

生活支援コーディネーターが中心となって、地域住民を含めた多様な関係者とともに、各地域での生活支援サービスのあり方を検討していく協議体の活用等を通して、より充足するための生活支援サービスの創出を行います。

また、認知症サポーター養成事業や認知症サポート事業所、習志野市高齢者見守りネットワーク事業等を通して、認知症があっても地域で支えられながら生活し続けることができるサポート体制を整備していきます。

(1) 高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制の整備

【担当部署：高齢者支援課】

〈生活支援体制整備事業〉

〈現状と課題〉

要支援者等の介護度の軽い高齢者については、IADL（手段的日常生活動作）の低下により生じる日常生活上の困りごとや、外出等に対する支援が求められています。

本市では、互助を基本とした生活支援サービスを創出するため、地域のネットワークの構築や担い手の創出、支援ニーズと活動のマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を第1層（市内全域）、第2層（日常生活圏域ごと）に配置しています。

また、第2層生活支援コーディネーターを中心として、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、各圏域におけるネットワークの強化を図り、生活支援のあり方について、地域住民等と協議を進めてきました。

このような取り組みの結果、各地域で高齢者が集える場づくりが進んできました。すべての高齢者を対象とする一般介護予防事業において、地域住民が主体となり運営される地域の高齢者の「通いの場」（P.130）となる「地域テラス」の継続を支援してきました。今後は、要支援者等も対象に含んだ地域での集える場の創出が求められています。

この他、一人暮らしの高齢者の困りごと等に対応する、住民主体の訪問型サービス等を継続的に行うための支援策等が必要となっています。



	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
地域テラスを提供する団体数(団体)	12	14	13
住民主体による通所型サービスを提供する 団体数(団体)	—	—	—
住民主体による訪問型サービスを提供する 団体数(団体)	—	—	—

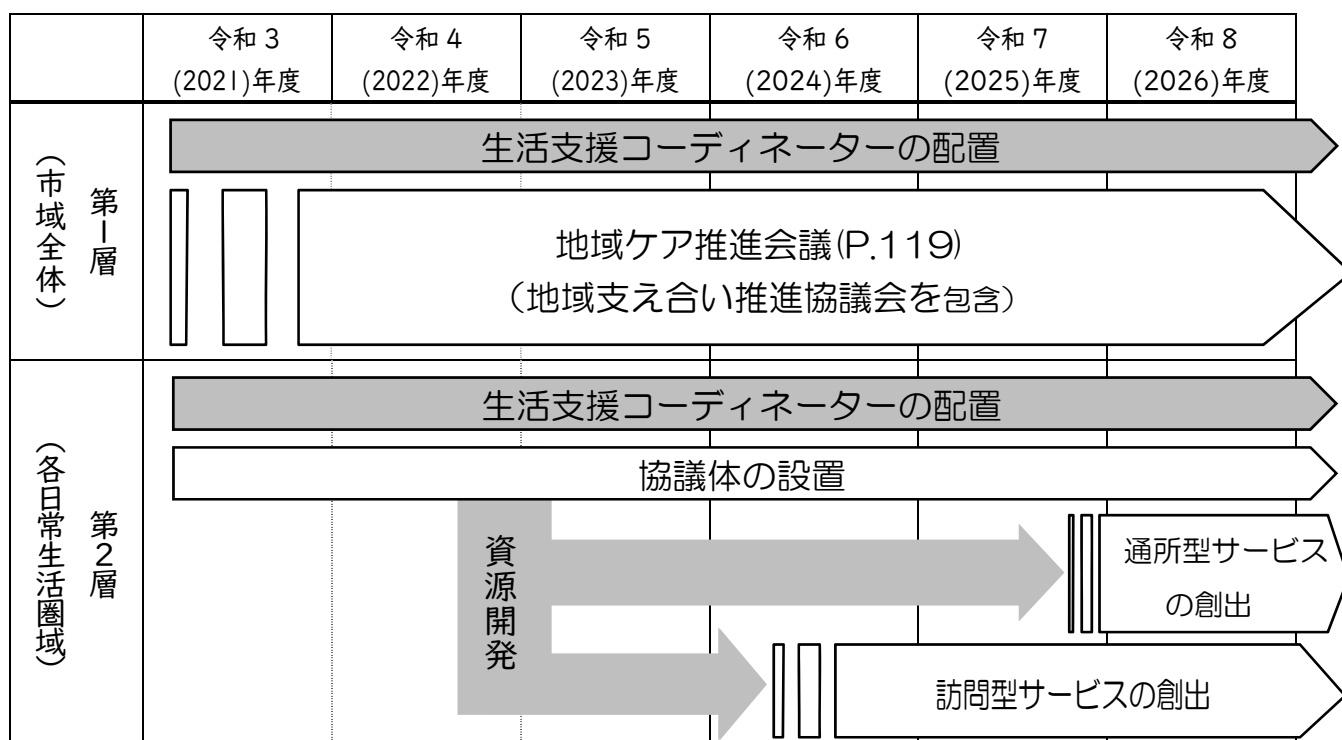
《今後の取り組みと目標》

第2層ごとの協議体において、地域住民が主体となり、地域の高齢者の「通いの場」を創出することに加え、生活上の困りごとをサポートし合い、お互いの見守りができるような仕組みづくりに取り組みます。

また、各日常生活圏域から抽出される課題については、市全域としての地域ケア推進会議において検討します。

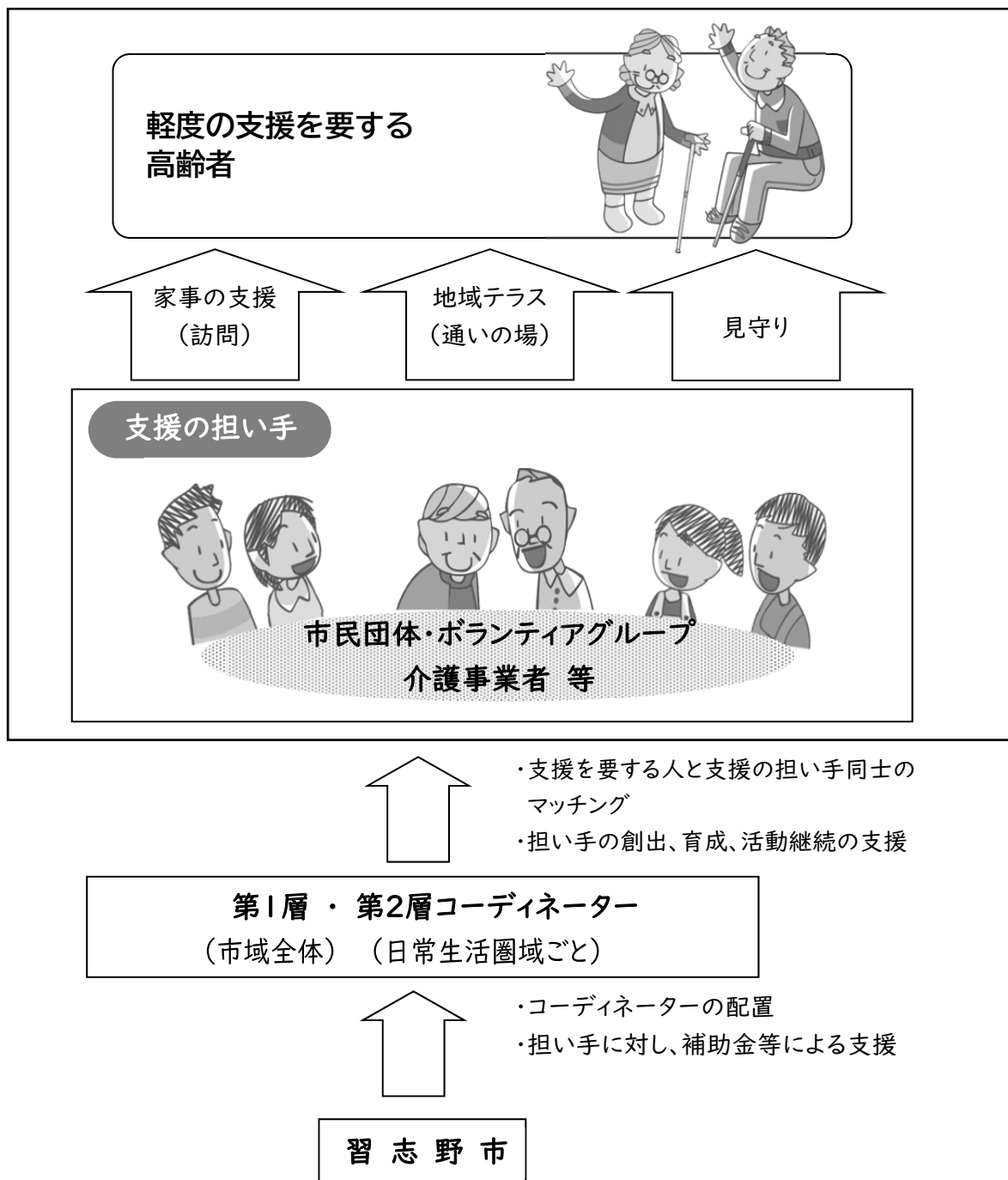
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域テラスを提供する団体数(団体)	13	13	14
住民主体による通所型サービスを提供する 団体数(団体)	1	1	1
住民主体による訪問型サービスを提供する 団体数(団体)	1	1	1

生活支援体制整備の工程イメージ



サロンのような通いの場（通所型サービス）において、支え手と利用者が分け隔てのない交流を通じて互いの信頼関係を築いていくなかで、訪問での手伝い（訪問型サービス）の輪が広まり、繰り返しの相互作用で、地域での支え合いの活動が各地域で広まっていくことが、継続的な支援活動へと育っていくという考えのもと、これらの活動に対する支援やコーディネートを行っていきます。

生活支援体制のイメージ





②地域ケア会議推進事業

《現 状》

令和3年度より高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続することができるよう、個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進し、地域包括ケアシステムの実現に向けて、「地域ケア推進会議」を実施しています。

5つの日常生活圏域においては、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」や、困難事例に対する検討や個別の自立支援をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。

地域ケア会議の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	15	18	35

《今後の取り組みと目標》

「地域ケア推進会議」において、高齢者の地域生活における課題を共有し、課題解決に必要なインフォーマルサービスや地域の見守り等の資源開発・地域づくりに関する内容について、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい（生活の場）」等にかかわるさまざまな関係者とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、生活支援サービス及び地域における人材や制度など、多様な社会資源による支援体制の構築を検討します。

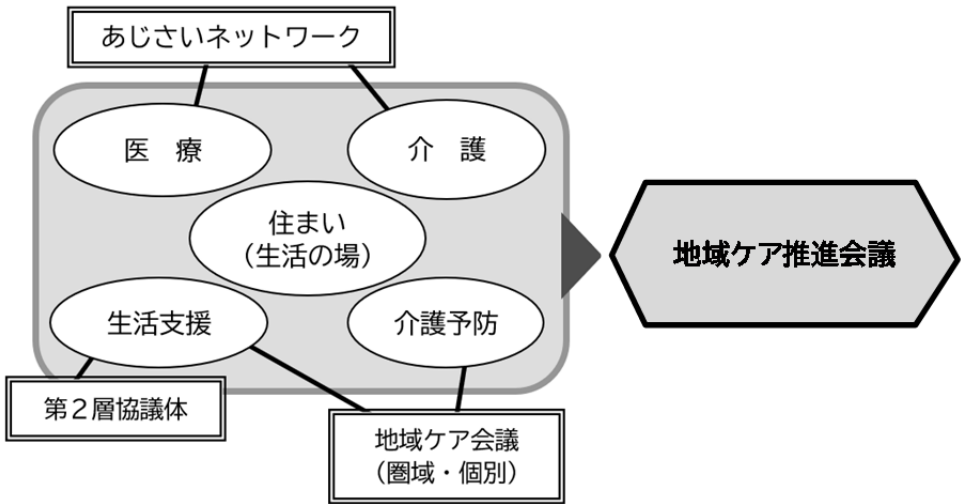
また、5つの日常生活圏域においては、引き続き、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を実施します。

なお、地域ケア個別会議においては、困難事例の検討だけではなく、要支援者等のプランに対して、介護予防・自立支援の観点から、医療・介護の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で本人が望む生活を継続できる支援に向けた検討をする「介護予防自立支援検討会議」を実施します。

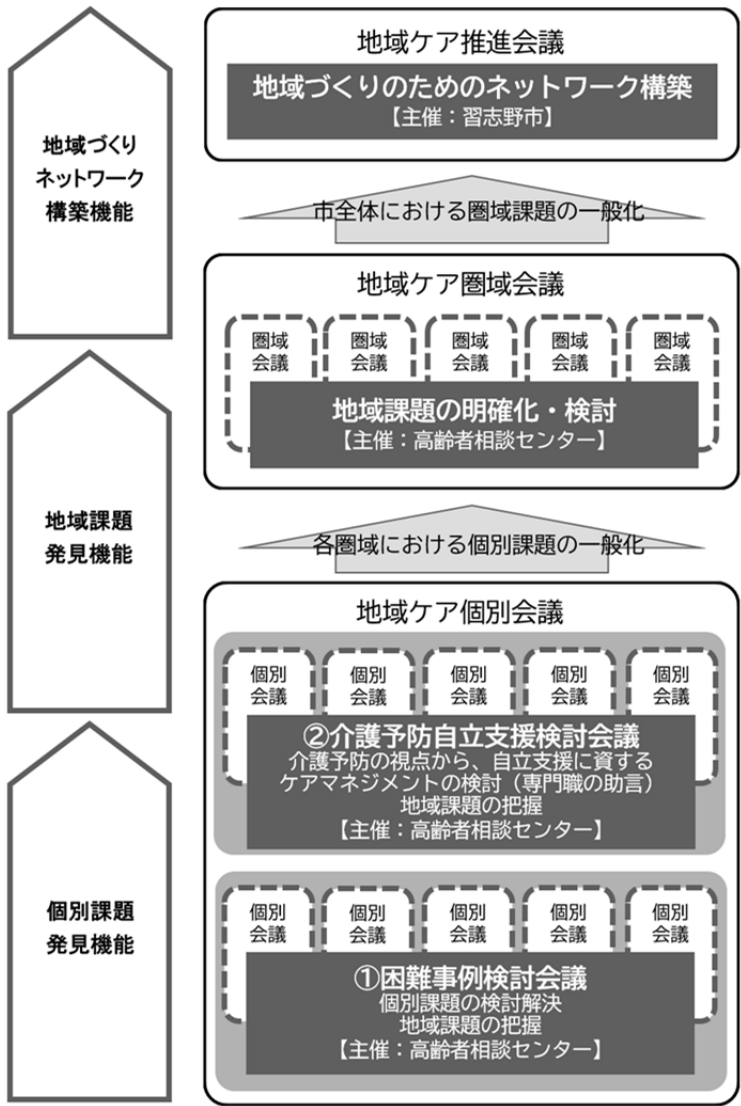
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域ケア推進会議の開催数（回）	2	2	2
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	25	25	25
地域ケア個別会議のうち、 「介護予防自立支援検討会議」の開催数（回）	5	5	5
地域ケア個別会議のうち、 「介護予防自立支援検討会議」における ケアマネジャーの参加率（％）	60.0	60.0	60.0

地域包括ケアシステムに係る本市の会議体のイメージ

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、
「医療」・「介護」・「介護予防」・「住まい（生活の場）」・「生活支援」が一体的に提供される
地域包括ケアシステムの深化・推進を実現していきます。



地域ケア会議のイメージ





(2) 高齢者相談員の活動支援

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、定期訪問による見守りや福祉制度の案内等を行う「高齢者相談員」を支援しています。

高齢者の増加等に対応するため、順次増員を図り、令和5年度末現在、56名の相談員が活躍しています。

第8期計画時は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、高齢者宅を積極的に訪問できない時期が続き、十分に状況を把握できない困難さが生じました。

定期訪問以外にも、避難行動要支援者支援事業(P.89)に協力し、地域の高齢者の安全・安心に寄与しています。

高齢者相談員による定期訪問活動状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
独居高齢者世帯(世帯)	362	315	569
高齢者世帯(世帯)	34	32	60
日中独居世帯(世帯)	33	29	57
合 計(世帯)	429	376	686

《今後の取り組み》

自宅で生活する高齢者が増加傾向にあるため、第9期計画においても、継続して地域での見守り活動を行います。

(3)地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援 【担当部署:高齢者支援課、社会福祉協議会】

① 生活支援等のサービスの担い手の養成と活動支援

《現状と課題》

要支援者等の日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「市認定ヘルパー養成講座」を開催しています。

養成講座修了者は、緩和した基準によるサービス事業所に登録またはボランティアとして要支援者への必要なサービス活動に関わっていけるよう、支援しています。

日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を実施するためには、市域にバランスよくサービスの担い手が創出されていることが必要です。

市認定ヘルパー養成講座の実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
開催数(回)	0	2	2
修了者(人)	0	19	16

《今後の取り組みと目標》

第9期計画においても、生活支援等を行う担い手が創出されるよう養成講座を継続することで、市域にバランスよく担い手が存在するよう努めます。このことにより、緩和した基準によるサービス事業所あるいは地域のボランティア(住民主体の団体含む)等が、要支援者に必要なサービスを提供できる体制づくりを目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座修了者のうち、緩和した基準によるサービス事業所や住民主体の活動団体へ登録または習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録する人の割合(%)	100	100	100
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座修了者のうち、緩和した基準によるサービス事業所や住民主体の活動団体またはボランティア等の多様なサービスの提供に携わる人の割合(%)	30.0	30.0	30.0



②市民後見人の養成と活動支援

《現 状》

成年後見センター業務については、習志野市社会福祉協議会に委託して実施しています。

これまで、成年後見人等は親族や専門職が担ってきました。今後、専門職等の担い手の不足が見込まれるといった理由から、地域の実情に詳しく、判断能力が十分でない人に寄り添った対応が期待できる「市民後見人」が必要となっているため、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度にかけて市民後見人養成講座を開催しました。(養成講座修了者の人数が目標数を超過したため、令和元(2019)年度以降の養成講座を休止しています。)

現在は、市民後見人養成講座修了者に対し、勉強会を実施しています。

《今後の取り組みと目標》

市民後見人養成講座修了者の育成に努め、後見業務に携われるよう支援体制の整備を図ります。

また、養成講座の開催を2、3年に1回にする等、実施計画(1年目に養成、2、3年目で育成)の整備を図ります。

③認知症サポーターの養成と活動支援

《現状と課題》

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちを目指して、認知症を正しく理解し、地域で見守り支援を行う認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

認知症サポーター養成講座は、事業所や地域での開催等が浸透してきており、現在は、若年層の参加にも力を入れ、市教育委員会等と連携し、学校での開催に努めています。

高齢者相談センターにおいては、認知症の人とその地域の人たちと一緒に接し方を学ぶ等、地域に密着した小グループでも開催しています。しかし、参加者は高齢者が多く、若年層の参加が少ない状況にあります。幅広い年代に受講いただく工夫が課題です。

また、令和7年度には、認知症サポーターを中心とした、認知症の人も参画する支援の輪「チームオレンジ※」の創出が求められており、今後、高齢者相談センターや認知症地域支援推進員（P.84）、キャラバン・メイト等、認知症にかかわる人材及び事業所等の連携の強化や、認知症サポーターや認知症の人も含めた地域活動についての検討が急務となっています。

※「チームオレンジ」

認知症施策推進大綱において示された地域支援体制の強化に対する取り組みのひとつで、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の具体的なニーズに対する支援につなげる仕組み。

	令和2 (2024) 年度	令和3 (2025) 年度	令和4 (2026) 年度
認知症サポーター養成講座 受講者数(人)	210	954	1,207
認知症サポーター養成講座 実施教育機関数(校)	1	4	6



《今後の取り組みと目標》

より幅広い年齢層の人が認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症の人を支える地域づくりができるように、学校等の教育機関と連携し、養成講座の開催に努めます。

また、養成した認知症サポーターの地域での活動を支援するため、フォローアップ講座の充実を図ります。

認知症サポーターへは、地域における支え手としての活動意向を確認しながら、フォローアップ講座の受講、認知症サポーター同士やキャラバン・メイトとの交流の場への参加、認知症カフェやつどいの場への参加をサポートしながら、「認知症施策推進大綱」の最終年度である令和7(2025)年度を見据え、認知症地域支援推進員を中心に認知症に関わる人材と連携し、地域における認知症のサポート体制の構築及びチームオレンジの創出に取り組みます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認知症サポーター養成講座 受講者数(人)	500	500	500
認知症サポーター養成講座 実施教育機関数(校)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)



認知症サポーターキャラバンのマスコット
「ロバ隊長」

④認知症サポート事業所登録事業

《現状と課題》

認知症サポーターがいる事業所を、認知症の人とその家族を支援する「認知症サポート事業所」として登録し、ホームページ等で公表しています。また、登録した事業所には、認知症サポート事業所であることを示すステッカーを交付しています。



認知症サポート事業所ステッカー

認知症サポート事業所の登録状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
登録事業所数	81	85	93

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

登録事業所の拡大を図るため、習志野市高齢者見守り事業者ネットワークの協定締結事業者（P.129）との連携を図ります。

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
登録事業所数	100	105	110



⑤キャラバン・メイトの養成と活動支援

《現 状》

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成のため、千葉県主催の養成講座に加え、本市主催の養成講座を3年に一回開催し、人材確保に努めています。

また、活動支援・意欲向上を目的としたキャラバン・メイト連絡会の実施に加えて、高齢者相談センターにおいても地区会を実施し、支援に取り組んでいます。

認知症キャラバン・メイトの登録者状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
登録者(人)	130	137	159

キャラバン・メイト連絡会の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
開催数(回)	—	1	1

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《今後の取り組み》

引き続き、キャラバン・メイトの確保及び連絡会の実施による活動支援に取り組めます。

併せて、認知症地域支援推進員を中心に、地区ごとのキャラバン・メイト連絡会を継続し、より地域に即した活動につながるよう支援します。

⑥転倒予防体操推進員の養成と活動支援

《現 状》

てんとうむし体操（転倒予防体操）の普及（P.II3）を行う「転倒予防体操推進員」を養成するため、転倒予防体操推進員養成講座を実施しています。

転倒予防体操推進員に対しては、身近な地域において主体的な活動ができるよう、保健師が活動場所へ出向いての支援や研修会の開催等を実施しています。

また、転倒予防体操を普及している団体（転倒予防体操推進団体）に対して、補助金を交付し活動を支援しています。

転倒予防体操推進員の状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
新規登録者数(人)	7	11	10
転倒予防体操推進員数(人)	134	137	137

転倒予防体操推進員への各種活動支援状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
地区活動支援(種類)	105	124	184
地区会開催(回)	5	5	5
研修会開催(回)	1	0	2

転倒予防体操推進団体補助金の交付状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
転倒予防体操推進団体補助金 交付団体数(団体)	9	13	14

《今後の取り組み》

第9期計画においても、地域での転倒予防体操推進員の活動を支援するとともに、転倒予防体操推進員養成講座を継続して実施していきます。



(4)地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動の推進 【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

地域住民や民生委員・児童委員、高齢者相談員、高齢者宅を訪問する機会がある事業者等が、身近に住む高齢者の異変を感じた際に、高齢者相談センターへ連絡・相談する習志野市高齢者見守りネットワーク事業を推進しています。

また、高齢者見守りネットワーク事業の趣旨に賛同する事業者との間で協定を締結しており、令和4(2022)年度末時点で51事業者と協定を締結しています。事業者間の連携強化を図るため、協定を締結した事業者による見守りの対応例等について情報を共有しています。

高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者の状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
協定締結事業者数	43	47	51

《今後の取り組みと目標》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク」について、事業者の協力を募り、連携体制の強化を図ります。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
協定締結事業者数	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

(5)地域の高齢者の「通いの場」の確保

【担当部署：高齢者支援課】

《現状と課題》

「通いの場」とは、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です。介護予防・認知症予防にも繋がる地域の拠点となる場所でもあり、通いの場づくりは重要な取り組みとして推進されています。

「通いの場」の確保のため、転倒予防体操推進団体、地域テラス、認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）等に対し、補助金を交付しています。

趣味活動やボランティア活動、就労的活動等、高齢者が気軽に参加できる「通いの場」を、今後も確保していく必要があります。

・地域の高齢者の「通いの場」への参加状況（以下のような会・グループ等（「通いの場」）への参加の頻度）

調査数：一般高齢者1,500、在宅要支援認定者等1,500、合計3,000

回答数（下表の合計）：1,527（参加率50.9%）

活動種別	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回
ボランティア	13	20	28	45
スポーツ関係	61	101	94	67
趣味関係	51	102	72	158
学習・教養サークル	6	14	35	68
てんとうむし体操	16	28	42	34
地域サロン（地域テラス）	5	5	6	14
高齢者のつどい	12	24	24	32
老人クラブ	10	9	3	15
町内会・自治会	9	7	7	45
収入のある仕事	128	80	20	17

（資料）高齢者等実態調査（令和4年度）

《今後の取り組みと目標》

地域の高齢者の「通いの場」として、地域介護予防活動や高齢者の社会参加の場への継続的な支援を行うとともに、新たな「通いの場」の把握に努め、地域の高齢者の55%が「通いの場」へ参加している状態を目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
高齢者等実態調査で、 地域の高齢者の「通いの場」へ 参加していると回答した人の割合(%)	—	55.0	—



(6) 習志野市社会福祉協議会による活動

【担当部署：社会福祉協議会】

① ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）

《現 状》

地域の人たちが集う食事会・茶話会・情報交換をはじめ、参加者が講師となった手芸・趣味活動、ゲーム・レクリエーション活動、健康体操、健康チェック等の活動を各支部（16地域）で行っています。

また、これら各支部が実施するサロンに加え、地域住民が歩いて行ける、より身近な場所で実施している住民同士の交流や仲間づくり、生きがいつくり、閉じこもり予防・介護予防などを行う地域住民の集まりに対して助成を行っています。

ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
ふれあい・いきいきサロン (地域サロン) 設置数(か所)	50	48	46

《今後の取り組みと目標》

地域住民が住み慣れた地域で孤立せず、いつまでも安心して生活ができる地域づくりにつなげていくため、引き続き、ふれあい・いきいきサロンを実施し、助成を行うとともに設置数の拡大を目指します。

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
ふれあい・いきいきサロン (地域サロン) 設置数(か所)	69	74	79

② 住民参加型家事援助等サービス事業

《現 状》

地域の高齢者を中心に、障がいのある人や子育て中の家庭を対象として、掃除、外出のお手伝い、話し相手等、日常生活のちょっとした困りごとを地域住民同士で助け合うサービスを実施しています。

現在16支部中8支部（谷津・鷺沼・鷺沼台・大久保・香澄・秋津・袖ヶ浦・本大久保）で実施しており、有償（1時間400円～600円）で行っています。

《今後の取り組み》

習志野市社会福祉協議会では、本事業を支える協力員の募集だけでなく、習志野市ボランティア・市民活動センターとも連携し、協力員の発掘・育成にも努めながら、未実施の4支部（津田沼・屋敷・花咲・谷津西部）や休止中の4支部（藤崎・実籾・東習志野・津田沼北部）についても、実施に向けて取り組んでいきます。

また、住民の困りごとに対応している機関の発掘、連携についても検討していきます。

③三世代交流と想いを届ける福祉の出前講座

《現 状》

地域の行事での「三世代交流」、学校等を含めた「世代間交流」を行っています。

また、「想いを届ける福祉の出前講座」では、障がいのある人やその家族等で構成される団体の協力のもと、学校や地域住民の集まりを訪問して、取り組み内容を紹介しています。

《今後の取り組み》

習志野市社会福祉協議会の広報紙やホームページで、「三世代交流」や「世代間交流」の取り組みを紹介していきます。

また、ホームページに掲載している福祉図書目録を活用して、「想いを届ける福祉の出前講座」の普及に努めます。特に「想いを届ける福祉の出前講座」については、学校の福祉教育だけでなく、地域で行われている勉強会で活用していただけるよう、働きかけを行います。



基本施策4－2 高齢者の社会参加の促進

高齢になると心身の機能の低下等から、不安感・孤独感が高まってくる傾向にあり、高齢者が明るく活力に満ちた生活を送るためには、生きがいを見出し、それを維持することが大切です。

高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を地域社会で活かすことが、生きがいや地域の活力を生み出し、また、高齢者自身の健康づくり、介護予防にもつながります。

これらを踏まえ、高齢者が性別や年齢を超えて地域の人々と交流し、ともに活動できるよう地域で活躍する場の支援や整備を推進していきます。

(1) 高齢者の就業支援

【担当部署：高齢者支援課】

①<シルバー人材センター補助事業>

《現 状》

定年退職後等の高齢者に対して、生きがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的に、地域に密着した仕事を提供している公益社団法人習志野市シルバー人材センターに対し、運営費などの補助を行っています。

シルバー人材センター会員登録数等の状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
会員登録数(人)	887	859	803
契約件数(件)	2,386	2,216	1,933
就業人数(延べ)(人)	100,815	99,198	93,525
就業率(%)	88.2	87.1	95.1

《今後の取り組みと目標》

高齢化が進行する中で、高齢者が持つ知識や技能を活かし、就業を通じて生きがいの充実や活力のある地域社会づくりに寄与できるよう、支援を継続します。

また、会員数の減少に歯止めをかけるべく、会員の増強活動や就業開拓にも取り組んでいただき、魅力あるシルバー人材センター運営をお願いしていきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
シルバー人材センター 会員登録数(人)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)

(2)老人クラブ活動の支援

【担当部署：高齢者支援課】

①＜あじさいクラブ活動事業＞

《現状と課題》

高齢者の健康増進や会員相互の親睦を目的とした老人クラブの合同組織として、「習志野市あじさいクラブ連合会」を組織し、各種スポーツ大会や芸能大会等、年間を通して実施している活動に対し、支援を行っています。

会員の高齢化による会員数減に伴い、各事業の参加者が減少傾向にあり、高齢者が積極的に参加できる環境づくりを検討する必要があります。

老人クラブ数及び会員数の状況（各年度4月1日時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
単位クラブ数	50	47	47
会員数(人)	2,325	2,121	2,052

※習志野市あじさいクラブ連合会加入団体

習志野市あじさいクラブ連合会主催事業の参加状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
高齢者スポーツ大会(人)	—	—	299
グラウンドゴルフ大会(人)	—	—	115
パークゴルフ大会(人)	—	45	107
ペタンク大会(人)	—	—	55
芸能大会(人)	—	—	453

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全事業が中止。令和3年度については、参加者を制限してパークゴルフ大会のみ実施。

《今後の取り組みと目標》

高齢者が住み慣れた地域で元気に活動することで地域の活性化につながり、地域社会が豊かになることが期待されるため、第9期計画においても、引き続き、あじさいクラブ活動を支援します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
1単位クラブあたりの会員数	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)
各種大会参加者数(人)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)



(3)老人福祉センターの運営

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

本市では、市内在住の60歳以上の人が利用できる老人福祉センターを2か所（老人福祉センターさくらの家、高齢者福祉センター芙蓉園）設置し、指定管理者による運営を行っています。

健康づくりや各種講座の開催等、指定管理者独自の取り組みが好評を得ています。

老人福祉センターの利用状況（各年度末時点）

	老人福祉センターさくらの家			高齢者福祉センター芙蓉園		
	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
一般利用者(人)	9,122	13,943	26,162	14,132	20,438	33,391
団体利用者(人)	14	0	0	194	214	320

※新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の臨時休所や利用制限を設けての運営を行いました。

《今後の取り組み》

生きがいを持って日常生活を送ることや運動習慣を継続すること等により、心身の機能を維持し、要支援・要介護状態を予防することが期待されます。また、地域の高齢者の「通いの場」（P.130）や介護予防教室の開催場所として活用することも可能であるため、第9期計画においても運営を継続します。

なお、さくらの家の風呂については、設備の老朽化が進んでいるため、今後のあり方について検討を進めていきます。

この他、芙蓉園と同一敷地内にある旧花の実園分場の建物については、現在、障害福祉サービスの地域活動支援センターやサークル活動で使用しています。建築後45年以上が経過しており老朽化が進んでいるため、令和7（2025）年度から令和8（2026）年度にかけて、長寿命化改修工事の実施を予定しています。

(4)高齢者の地域交流の支援

【担当部署:高齢者支援課】

①<高齢者ふれあい元気事業>

《現状と課題》

高齢者を敬愛し、多世代による地域交流を促進することを目的に、地域や町会等が主催する各種事業(地域まつり、高齢者を交えた交流会等)に対し、補助金を交付しています。

事業開始以来、約8割の町会により活用されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で事業中止や条件付きの実施となり、実施町会が減少しています。今後、補助金を活用していない町会に対し、啓発していく必要があります。

高齢者ふれあい元気事業の実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
全体町会数	—	249	249
実施町会数	—	74	129
実施率(%)	—	29.7	51.8

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止。令和3年度については、飲食禁止等条件を付して実施。

《今後の取り組みと目標》

高齢者と地域の人が交流し、安全で安心して暮らせるまちづくりの一助として、引き続き補助を行うとともに、実施率の向上を目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施率	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)



(5)生涯学習参加への支援

【担当部署：社会教育課】

《現状と課題》

市内公民館では、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、毎週水曜日に60歳以上の人を対象とした「寿学級」をはじめ、各種講座を開講しています。

「寿学級」では、学級生が一般教養やレクリエーション等の学習を通し、親睦を図っています。また、多様化するニーズに対応したテーマや地域参加のための講座にも取り組んでいます。

市内公民館それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりについて学び、実践する地域学習圏会議は、世代を超えた人々が交流・参加する場となっています。

しかし、これら講座やサークル等の参加者は固定化・高齢化で減少傾向にあります。

また、3年にわたり新型コロナウイルス感染症拡大防止の外出自粛等で活動が制限・中止されてきた中、高齢者においては、以前の行動様式への回帰にはまだ心理的な障壁も見受けられます。これらを踏まえ、新たな参加者の拡大が課題です。

市内在住・在勤・在学の18歳以上を対象とする「市民カレッジ」については、平成7(1995)年度から開講し、まちづくりに対する意識を醸成し、生涯を通じて地域で活動できる礎と仲間をつくることを目的として、各分野の専門家による講義、座学だけでなく体験型授業等、高度化する市民の学習ニーズに応えてきました。

令和4(2022)年度までに合計1,821名が卒業しており、今後も卒業生が地域で活躍できる機会と学習内容を拡充していく必要があります。

生涯学習の参加状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
寿学級 参加者数(延べ人数)	919	2,123	3,155
市民カレッジの60歳以上の 受講生数(人)	—	69	62

※令和2年度市民カレッジについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《今後の取り組みと目標》

公民館の講座については、地域の高齢者の参加を促進するため、多様化するニーズに応えられる魅力的な講座や学習内容の拡充に努めます。

市民カレッジについては、定期的な学習内容の見直しと、活動内容のPRに努め、参加者の拡充に努めます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
寿学級 参加者数(延べ人数)	4,300	4,300	4,300
市民カレッジの60歳以上の 受講生数(人)	70	70	70

(6)生涯スポーツ参加への支援

【担当部署：生涯スポーツ課】

《現状と課題》

スポーツ推進委員が主催する「スポーツ奨励大会」や、市民スポーツ指導員が企画・運営する「地区活動」において、高齢者が参加しやすいスポーツイベントが開催され、多くの人が参加しています。

また、本市と協働で立ち上げた3つの総合型地域スポーツクラブにおいては、多くの高齢者が会員として活動し、スポーツを通じた健康づくりはもちろんのこと、地域の人とのコミュニケーションづくりに役立っています。

さらに、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会では、高齢者のニーズに応じたプログラムや取り組みやすい運動メニューを提供しています。

平成30(2018)年度に実施した「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」によると、高齢者のスポーツ・運動の実施率は他の年代に比べて高いことが分かっていますが、普段運動する人やイベント・行事への参加者は固定化している傾向があり、いかに普段運動していない高齢者の参加につなげられるかが課題です。

生涯スポーツの参加状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
総合型地域スポーツクラブ(3クラブ)の 60歳以上の会員数(人)	345	341	335
スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)の 60歳以上の参加者数(人)	—	—	37

※令和2・3年度の「スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《今後の取り組みと目標》

引き続き、高齢者が参加しやすいプログラムやイベントを企画し、高齢者が積極的に取り組み、楽しむことができるよう庁内関係各課やスポーツ推進団体と連携を図り、支援を行います。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
総合型地域スポーツクラブ(3クラブ)の 60歳以上の会員数(人)	400	400	400
スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)の 60歳以上の参加者数(人)	150	150	150



(7) バリアフリーのまちづくりの推進

【担当部署：都市計画課】

《現 状》

高齢者や障がいのある人等の移動が困難な人が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、平成18(2006)年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に対応した整備を推進するため、平成17(2005)年3月に策定した「交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、平成26(2014)年10月に「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想(以下、基本構想)」を策定しました。

基本構想の基本理念を「誰もが心身ともに快適に移動できる やさしいまちづくり」とし、心のバリアフリー(障がい等に対する正しい理解や支援体制の充実等)とハード面の整備(駅やバス・タクシー、歩道、信号機等のバリアフリー整備)により、安全に安心して外出や施設利用ができる環境をつくり、心身ともに健やかに暮らすことができる、やさしいまちづくりを進めています。

市内を走る各バス事業者のノンステップバス導入率は、令和4(2022)年度までに75%に達しています。

《今後の取り組み》

基本構想において重点整備地区に選定した3地区「JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」「京成津田沼駅周辺地区」「新習志野駅周辺地区」について、令和7(2025)年度を目標年度とする基本構想に基づいた「習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画」により、一体的なバリアフリー整備を図ります。

また、重点整備地区以外の地区についても、高齢者や障がいのある人等が円滑に通行できるよう、道路や公共施設等の新設・改築にあわせて、順次バリアフリー整備を推進します。

参考：習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画における目標

当該地区内の主要施設を結ぶ経路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき経路である「生活関連経路」について、視覚障害者誘導用ブロック設置や歩道の段差改善を推進すると共に、バリアフリー対応信号機整備を促進します。(令和7(2025)年度 整備率100%)

第5章 各施策の個別目標のまとめ

基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

指 標	第9期計画の個別目標		
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
基本施策1ー1 介護サービスの提供体制の整備			
特別養護老人ホームの合計定員数	820床(新規整備分:100床)		
認知症高齢者グループホームの合計定員数	224人(新規整備分:36人)		
基本施策1ー2 高齢者の住まいの確保			
高齢者向け住まいの供給量 (高齢者人口に対する確保割合)	3.1%	3.1%	3.2%
基本施策1ー3 介護サービスの質の確保			
指定事業者の实地指導実施事業所数	16事業所	16事業所	17事業所
集団指導実施回数	1回	1回	1回
介護サービス相談員の派遣	14人	14人	14人
介護サービス相談員受入れ事業所数	80事業所	83事業所	85事業所
介護サービス相談員の訪問回数(延べ)	672回	672回	672回
基本施策1ー4 介護給付の適正化			
認定審査会委員現任者研修参加者数	25人	27人	30人
認定調査員現任者研修参加者数	20人	25人	30人
居宅介護支援事業所の運営指導実施事業所数	7事業所	7事業所	7事業所
ケアプラン点検件数	200件	200件	200件
集団指導実施回数	1回	1回	1回
縦覧点検実施率	100%	100%	100%
医療費突合実施率	100%	100%	100%



基本目標2 安定した日常生活のサポート

指 標	第9期計画の個別目標		
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
基本施策2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）			
多様な主体によるサービスの担い手を養成する 講座受講修了者と事業所とのマッチング	2回	2回	2回
基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築			
高齢者等実態調査で、高齢者相談センターが 果たしている役割を「多職種連携マネジメント」 と回答した事業者の割合	—	25.0%	—
基本施策2-4 認知症施策の推進			
認知症初期集中支援チームの 支援対応を終了した人のうち、 医療・介護サービスにつながった件数の割合	65.0%以上	65.0%以上	65.0%以上
基本施策2-5 高齢者の見守り			
習志野市SOSネットワークにより 発見できない行方不明高齢者の数	0人	0人	0人
基本施策2-6 高齢者の権利擁護			
虐待防止に関する制度等や認知症等の 啓発活動回数	20回	20回	20回
消費者被害相談事例等の 関係機関への情報提供の頻度	3か月毎	3か月毎	3か月毎
成年後見制度の まちづくり出前講座の実施回数	5回	5回	5回
成年後見センターによる法人後見新規受任件数	3件	4件	5件
基本施策2-7 高齢者が利用できる福祉サービス			
戸口収集支援事業利用者数	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

指 標	第9期計画の個別目標		
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
基本施策3-1 成人期から取り組む健康づくり			
小・中学校での健康教育の実施数	17校	19校	20校
健康づくり推進員への活動支援回数	40回	40回	40回
特定健康診査受診率	39.0%	39.5%	40.0%
成人高齢者歯科健康診査受診率 (65歳・70歳・80歳)	7.1%	7.1%	7.1%
高齢者等実態調査で、 1年以内にがん検診を受けていると 回答した人の割合(一般若年者)	—	50.0%	—
高齢者等実態調査で、 1年以内にがん検診を受けていると 回答した人の割合(一般高齢者)	—	50.0%	—
後期高齢者健康診査受診率	36.0%	36.8%	37.6%
基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)			
リハビリテーション職による 介護予防講座の開催数	20回	20回	20回
地域運動習慣自主化事業(まちでフィットネス) 立ち上げ支援団体数	4団体	4団体	4団体
介護予防教室参加者の合計数	340人	340人	340人
介護予防教室参加者のうち、 運動習慣化の意識を持っている人の割合	80.0%	80.0%	80.0%
介護予防教室参加者のうち、 生活機能が維持・向上している人の割合	80.0%	80.0%	80.0%
介護予防教室参加者のうち、終了後に地域の高 齢者の「通いの場」へ参加している割合	70.0%	70.0%	70.0%



基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

指 標	第9期計画の個別目標		
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度

基本施策4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大			
地域テラスを提供する団体数	13団体	13団体	14団体
住民主体による通所型サービスを提供する団体数	1団体	1団体	1団体
住民主体による訪問型サービスを提供する団体数	1団体	1団体	1団体
地域ケア推進会議の開催数	2回	2回	2回
地域ケア会議(圏域・個別)の開催数	25回	25回	25回
地域ケア個別会議のうち、 「介護予防自立支援検討会議」の開催数	5回	5回	5回
地域ケア個別会議のうち、 「介護予防自立支援検討会議」における ケアマネジャーの参加率	60.0%	60.0%	60.0%
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座 修了者のうち、緩和した基準によるサービス事業所や 住民主体の活動団体へ登録または習志野市ボラン ティア・市民活動センターへ登録する人の割合	100%	100%	100%
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座 修了者のうち、緩和した基準によるサービス事業所や 住民主体の活動団体またはボランティア等の多様な サービスの提供に携わる人の割合	30.0%	30.0%	30.0%
認知症サポーター養成講座受講者数	500人	500人	500人
認知症サポーター養成講座実施教育機関数	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)
認知症サポート登録事業所数	100事業所	105事業所	110事業所
高齢者見守り事業者ネットワーク協定締結事業者数	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)
高齢者等実態調査で、 地域の高齢者の「通いの場」へ参加していると 回答した人の割合	—	55.0%	—
ふれあい・いきいきサロン(地域サロン)設置数	69か所	74か所	79か所

指 標	第9期計画の個別目標		
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度

基本施策4-2 高齢者の社会参加の促進			
シルバー人材センター会員登録数	増または 現状維持 (前年度比)	増または 現状維持 (前年度比)	増または 現状維持 (前年度比)
あじさいクラブ活動事業 1単位クラブあたりの会員数	増または 現状維持 (前年度比)	増または 現状維持 (前年度比)	増または 現状維持 (前年度比)
あじさいクラブ活動事業 各種大会参加者数	増または 現状維持 (前年度比)	増または 現状維持 (前年度比)	増または 現状維持 (前年度比)
高齢者ふれあい元気事業実施率	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)
寿学級 参加者数(延べ)	4,300人	4,300人	4,300人
市民カレッジの60歳以上の受講生数	70人	70人	70人
総合型地域スポーツクラブ(3クラブ)の 60歳以上の会員数	400人	400人	400人
スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)の 60歳以上の参加者数	150人	150人	150人

第3編 介護保険事業費と保険料の推計

第1章 介護サービス量などの実績と見込み

第1節 サービス別の実績と見込み

①居宅サービスの実績と見込み

●訪問介護

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が、要介護者の自宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の介護、炊事・掃除・洗濯等の家事支援等を行い、利用者が居宅で日常生活を継続できるよう支援するサービスです。

実績・計画値（単位：回／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	362,133	394,878	426,186	398,143	421,492	405,610
	実績値	359,878	363,435	382,223	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	440,267	465,152	472,153	461,926



●（介護予防）訪問入浴介護

簡易浴槽を積んだ移動入浴車で、入浴が困難な要介護者等の自宅を訪問して、身体の清潔の保持や心身機能の向上を図るため、入浴の介護を行うサービスです。

実績・計画値（単位：回／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	6,594	7,126	7,754	5,135	5,279	4,987
	実績値	6,154	5,930	5,119	-	-	-
予防給付	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	3	1	0	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	5,462	5,821	5,930	5,821
予防給付	中長期見通し	0	0	0	0

●（介護予防）訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、病状が安定期にあり訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者等の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療補助となる看護を行うサービスです。

実績・計画値（単位：回／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	75,654	80,410	84,933	144,593	167,281	187,381
	実績値	91,383	106,840	123,776	-	-	-
予防給付	計画値	8,435	8,871	9,069	6,373	6,080	5,844
	実績値	7,835	6,751	6,833	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	202,229	212,503	214,702	212,156
予防給付	中長期見通し	6,198	6,352	6,198	6,352

●（介護予防）訪問リハビリテーション

病院・診療所・介護老人保健施設等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者等の自宅を訪問して、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的に、医師の指示に基づき必要なリハビリテーションを行うサービスです。

実績・計画値（単位：回／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	6,624	7,048	7,358	18,000	18,749	18,845
	実績値	10,190	13,342	15,092	-	-	-
予防給付	計画値	768	768	768	1,422	1,422	1,422
	実績値	1,361	857	1,290	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	20,609	21,396	21,584	21,396
予防給付	中長期見通し	1,588	1,588	1,422	1,588

●（介護予防）居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士が、要介護者等の自宅を訪問して、定期的な療養上の管理・指導等を行うサービスです。

実績・計画値（単位：人／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	16,176	17,304	18,384	20,448	21,396	21,552
	実績値	17,164	18,095	19,380	-	-	-
予防給付	計画値	948	984	1,020	924	948	960
	実績値	970	1,011	864	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	23,268	24,528	24,840	24,444
予防給付	中長期見通し	1,020	1,044	1,020	1,044



●通所介護

居宅の要介護者が、定員19人以上のデイサービスセンターに通って、食事・入浴・排せつ等の介護、生活等についての相談・助言・健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値（単位：回／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	131,164	139,133	146,750	127,243	128,024	126,398
	実績値	116,208	116,070	125,329	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	136,309	142,757	144,245	142,855

●（介護予防）通所リハビリテーション

居宅の要介護者等が、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的に、介護老人保健施設や病院等に通所して、理学療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。

実績・計画値（介護給付 単位：回／年、予防給付 単位：人／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	43,546	45,983	48,063	37,466	38,970	39,077
	実績値	34,872	35,628	36,029	-	-	-
予防給付	計画値	2,376	2,484	2,556	2,208	2,220	2,256
	実績値	1,784	2,087	2,028	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	41,914	43,926	44,207	44,018
予防給付	中長期見通し	2,400	2,448	2,388	2,460

●（介護予防）短期入所生活介護

要介護者等の心身の状況や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事・入浴等の介護や機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値（単位：日／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	60,736	64,828	68,918	45,396	44,695	46,873
	実績値	50,884	48,976	45,892	-	-	-
予防給付	計画値	324	324	324	514	517	517
	実績値	213	262	413	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	47,934	50,543	51,109	49,973
予防給付	中長期見通し	517	517	517	517



●（介護予防）短期入所療養介護

要介護者等の心身の状況や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、介護老人保健施設や病院等に短期間入所して、医療によるケア、食事・入浴等の介護、機能訓練等を受けるサービスです。

実績・計画値（単位：日／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護 給付	計画値	3,190	3,270	3,476	2,379	2,400	2,420
	介護老人保健施設	3,168	3,248	3,454	2,359	2,380	2,400
	病院等	22	22	22	20	20	20
	介護医療院	0	0	0	0	0	0
	実績値	2,759	3,068	2,303	－	－	－
	介護老人保健施設	2,759	3,068	2,303	－	－	－
	病院等	0	0	0	－	－	－
	介護医療院	0	0	0	－	－	－
予防 給付	計画値	0	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0
	病院等	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	－	－	－
	介護老人保健施設	0	0	0	－	－	－
	病院等	0	0	0	－	－	－
	介護医療院	0	0	0	－	－	－

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護 給付	中長期見通し(老健)	2,578	2,701	2,773	2,773
	中長期見通し(病院等)	20	20	20	20
	中長期見通し(介護医療院)	0	0	0	0
予防 給付	中長期見通し(老健)	0	0	0	0
	中長期見通し(病院等)	0	0	0	0
	中長期見通し(介護医療院)	0	0	0	0

●（介護予防）福祉用具貸与

居宅の要介護者等で、心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある場合、居宅での日常生活を支援する特殊寝台や車椅子等を貸与するサービスです。

実績・計画値（単位：人／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	24,636	26,184	27,672	29,364	30,636	31,080
	実績値	25,138	26,433	28,044	-	-	-
予防給付	計画値	5,448	5,664	5,868	4,668	4,584	4,572
	実績値	5,198	4,995	4,836	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	33,480	35,100	35,472	35,124
予防給付	中長期見通し	4,848	4,980	4,824	4,968

●（介護予防）特定福祉用具購入費

要介護者等が、居宅で生活を営むために必要な福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入した場合の購入費用を支給するサービスです。

実績・計画値（単位：千円／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	14,339	15,429	16,240	15,648	16,032	16,032
	実績値	13,459	15,088	15,277	-	-	-
予防給付	計画値	3,260	3,850	3,850	2,696	2,696	2,696
	実績値	3,347	2,468	2,650	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	17,700	18,513	18,513	18,077
予防給付	中長期見通し	2,696	2,696	2,696	2,696



●（介護予防）住宅改修費

居宅の要介護者等が、実際に居住する住宅について、手すりの取付け等の一定の住宅改修を行ったとき、改修費を支給するサービスです。

住宅改修工事費用の全額（上限20万円）を施工事業者に支払後、保険負担分（7割～9割）を市に申請する「償還払い」と、利用者の利便性を考慮し自己負担分（1割～3割）のみを施工事業者に支払い、保険負担分の受領を施工事業者に委任する「受領委任払い」の2つの方法があります。

実績・計画値（単位：千円／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	33,224	34,156	36,268	28,839	28,839	29,889
	実績値	27,665	27,123	23,657	-	-	-
予防給付	計画値	15,997	18,183	18,183	14,700	14,700	14,700
	実績値	15,617	14,423	13,500	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	31,886	32,905	33,955	33,955
予防給付	中長期見通し	14,700	14,700	14,700	14,700

●（介護予防）特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた介護付有料老人ホーム等の高齢者向けの住まいに入居している要介護者等に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の世話、機能訓練等を行うサービスです。

実績・計画値（単位：人／月）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	484	528	612	589	668	710
	実績値	474	495	518	-	-	-
予防給付	計画値	47	49	50	47	52	55
	実績値	56	55	43	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	773	815	822	810
予防給付	中長期見通し	59	59	59	60

●（介護予防）居宅介護支援

居宅で介護を受ける要介護者等が、日常生活を営むために必要な居宅サービスを受けられるように、助言し、支援するサービスです。

要介護者等の心身の状態、置かれている環境や本人・家族の希望を考慮して、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、そのケアプランに基づき、居宅サービス事業者等との連絡調整等の支援を行います。

実績・計画値（単位：人／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	38,928	41,316	43,524	43,368	44,592	45,216
	実績値	39,048	40,660	41,952	-	-	-
予防給付	計画値	7,656	7,992	8,268	7,716	7,932	8,148
	実績値	8,071	8,246	7,488	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	48,672	50,940	51,372	51,012
予防給付	中長期見通し	8,652	8,856	8,592	8,868



②地域密着型サービスの実績と見込み

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と通報に応じる随時対応を一体的に提供するサービスです。

実績・計画値（単位：人／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	216	348	468	408	420	420
	実績値	175	227	384	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	456	480	480	480

●夜間対応型訪問介護

要介護者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるように、夜間において、定期的な巡回訪問または通報を受け、その人の居宅において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

実績・計画値（単位：人／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	0	0	0	0

●地域密着型通所介護

居宅の要介護者が、定員18人以下の小規模なデイサービスセンターに通って、食事・入浴・排せつ等の介護、生活等についての相談・助言・健康状態の確認など、日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値（単位：回／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	80,154	84,831	89,118	77,312	78,600	80,351
	実績値	76,685	75,247	77,749	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	86,658	90,557	90,917	90,722

●（介護予防）認知症対応型通所介護

認知症の居宅の要介護者等が、デイサービスセンターに通って、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値（単位：回／年）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	16,050	17,099	17,924	16,996	16,976	17,054
	実績値	14,524	15,209	16,315	-	-	-
予防給付	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	18,304	19,386	19,625	19,386
予防給付	中長期見通し	0	0	0	0



●（介護予防）小規模多機能型居宅介護

居宅の要介護者等の心身の状況や、置かれている環境等に応じて、事業所への「通い」を中心に、利用者の状態や希望に対応した「訪問」や「短期間の宿泊」により、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値（単位：人／月）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	79	88	97	76	77	78
	実績値	74	72	72	-	-	-
予防給付	計画値	3	3	4	2	2	2
	実績値	2	1	2	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	85	89	88	88
予防給付	中長期見通し	2	2	2	2

●（介護予防）認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が、共同生活を営む住居（グループホーム）で、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値（単位：人／月）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	152	170	188	187	206	224
	実績値	147	142	170	-	-	-
予防給付	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	244	258	259	257
予防給付	中長期見通し	0	0	0	0

●地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護付有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して、その施設が提供するサービスの内容等を定めた計画に基づき、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上と療養上の世話、機能訓練を行うサービスです。

実績・計画値（単位：人／月）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	0	0	0	0

※ 特定施設入居者生活介護で対応が可能なことから、
地域密着型特定施設入居者生活介護については、利用見込みはありません。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者（原則、要介護3以上の人）に対し、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームにおいて、施設サービス計画に基づいて行われる食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話等を行うサービスです。

実績・計画値（単位：人／月）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	20	20	20	20	20	20
	実績値	19	19	22	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	20	20	20	20

※ 広域型施設の整備を予定していることから、地域密着型介護老人福祉施設については、利用定員の増加見込みはありません。



●看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

医療ニーズの高い居宅の要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その人の選択に基づき、事業所への「通い」を中心に、利用者の状態や希望に対応した「訪問」や「短期間の宿泊」による食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練と併せて、訪問看護のサービスを提供します。

実績・計画値（単位：人／月）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	0	6	12	29	29	29
	実績値	0	0	0	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	29	29	29	29

③施設サービスの実績と見込み

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者（原則、要介護3以上の人）に対し、施設サービス計画に基づいて行われる食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

実績・計画値（単位：人／月）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	602	708	725	694	694	794
	実績値	613	681	678	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	859	914	929	900

●介護老人保健施設

病状が安定期にあり、看護・介護やリハビリテーション等の医学的管理が必要な要介護者に、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療、日常生活上の世話を行うことによって、在宅復帰を目指す施設です。

実績・計画値（単位：人／月）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	267	270	272	213	213	213
	実績値	251	239	219	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	261	277	281	274



●介護医療院

医療を介した長期の療養が必要な要介護者に対して、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアといった医療サービス、医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療、日常生活上の世話を行う施設です。

令和5（2023）年度末で廃止となる介護療養型医療施設からの転換に伴い、令和6（2024）年度から増加することが見込まれます。

実績・計画値（単位：人／月）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	21	24	27	24	24	24
	実績値	19	22	22	-	-	-

（参考：中長期の見通し）

		令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
介護給付	中長期見通し	27	29	30	28

●介護療養型医療施設

病状が安定期にある長期の療養が必要な要介護者に、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療等を行う医療施設です。令和5（2023）年度末で制度が廃止となることから、介護医療院等への転換が予定されています。

実績・計画値（単位：人／月）

		第8期			第9期		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護給付	計画値	2	2	2	-	-	-
	実績値	2	2	2	-	-	-

④介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の実績と見込み
 <訪問型サービス（第Ⅰ号訪問事業）>

●介護予防訪問型サービス（従前相当サービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が、要支援者等の自宅を訪問して、調理・掃除等を一緒に行い、利用者ができることが増えるよう支援するサービスです。

実績・計画値（単位：人／月）

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実績・計画値	356	331	366	390	408	423

（参考：中長期の見通し）

	令和10 (2028)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度	令和25 (2043)年度
中長期見通し	438	432	421	438

●生活援助訪問型サービス（サービスA）

訪問介護員（ホームヘルパー）や市認定ヘルパーが、要支援者等の自宅を訪問して、掃除・洗濯等を行う、生活援助に特化したサービスです（身体介護は行いません）。

実績・計画値（単位：人／月）

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実績・計画値	2	2	11	4	4	4

（参考：中長期の見通し）

	令和10 (2028)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度	令和25 (2043)年度
中長期見通し	4	5	4	4



●住民主体による訪問型サービス（サービスB）

地域住民が、要支援者等の自宅を訪問して、掃除・洗濯等を行う、生活援助に特化したサービスです（身体介護は行いません）。

実績・計画値（単位：団体／年）

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実績・計画値	0	0	0	1	1	1

（参考：中長期の見通し）

	令和10 (2028)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度	令和25 (2043)年度
中長期見通し	1	1	1	1

<通所型サービス(第Ⅰ号通所事業)>

●介護予防通所型サービス(従前相当サービス)

居宅の要支援者等が、デイサービスセンターに通って、入浴・食事等のサービスや、生活機能向上のための機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値(単位:人/月)

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実績・計画値	519	525	707	755	789	818

(参考:中長期の見通し)

	令和10 (2028)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度	令和25 (2043)年度
中長期見通し	847	836	815	847

●運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービス(サービスA)

居宅の要支援者等が、緩和した人員基準によるデイサービスセンターに通って、運動やレクリエーション等を行うサービスです。

実績・計画値(単位:人/月)

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実績・計画値	7	5	30	15	16	16

(参考:中長期の見通し)

	令和10 (2028)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度	令和25 (2043)年度
中長期見通し	17	17	16	17



●住民主体による通所型サービス（サービスB）

要支援者等が、地域住民が運営する通いの場等に通って、体操や趣味活動を行うサービスです。

実績・計画値（単位：団体／年）

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実績・計画値	0	0	0	1	1	1

（参考：中長期の見通し）

	令和10 (2028)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度	令和25 (2043)年度
中長期見通し	1	1	1	1

●通所型短期集中予防サービス（サービスC）

要支援者等が、日常生活動作の改善を目的として介護サービス事業所に通って、運動器の機能訓練等を約3か月間（週1～2回程度）集中的に受けるサービスです。

実績・計画値（単位：人／年）

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実績・計画値	36	37	38	62	78	78

（参考：中長期の見通し）

	令和10 (2028)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度	令和25 (2043)年度
中長期見通し	78	78	78	78

●介護予防ケアマネジメント

高齢者相談センターの職員等が、要支援者等へのサービスが適切に提供されるようケアプランの作成を行います。

実績・計画値（単位：人／月）

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度 (見込)	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実績・計画値	521	517	695	727	760	787

（参考：中長期の見通し）

	令和10 (2028)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度	令和25 (2043)年度
中長期見通し	815	805	785	815



第2節 介護サービス提供量の実績と見込み

第8期計画では、本市の65歳以上人口を125,195人(3年間累計、以下同じ)と見込み、高齢化率は、23.7%(3年間平均、以下同じ)と推計していました。第8期計画期間の実績見込みでは、65歳以上人口は124,517人、高齢化率は23.7%です。

第9期計画では、65歳以上人口を127,343人、高齢化率を24.1%と見込んでいます。第8期計画値との比較では、65歳以上人口が2,148人、1.7%の増加となり、高齢化率も0.4ポイント増加し、今後も高齢化が進んでいくものと推計しています。

このような状況を踏まえ、また、施設サービス及び地域密着型サービスの整備計画(P.54～56)を勘案し、サービス見込量を推計しました。

	総人口 (3年間累計) (人)	高齢者人口 (3年間累計) (人)	高齢化率 (3年間平均) (%)
第8期計画値	528,297	125,195	23.7
第8期実績見込み	526,309	124,517	23.7
第9期計画値	528,625	127,343	24.1

居宅サービス（その1）

			単 位	実 績			計 画		
				令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (見込)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問介護	介護 給付	計画値	回／年	362,133	394,878	426,186	398,143	412,492	405,610
		実績値		359,878	363,435	382,223	-		
		達成率		99.4	92.0	88.8	-		
訪問入浴介護	介護 給付	計画値	回／年	6,594	7,126	7,754	5,135	5,279	4,987
		実績値		6,154	5,930	5,119	-		
		達成率		93.3	83.2	66.0	-		
	予防 給付	計画値	回／年	0	0	0	0	0	0
		実績値		3	1	0	-		
		達成率		-	-	-	-		
訪問看護	介護 給付	計画値	回／年	75,654	80,410	84,933	144,593	167,281	187,381
		実績値		91,383	106,840	123,776	-		
		達成率		120.8	132.9	145.7	-		
	予防 給付	計画値	回／年	8,435	8,871	9,069	6,373	6,080	5,844
		実績値		7,835	6,751	6,833	-		
		達成率		92.9	76.1	75.3	-		
訪問リハビリ テーション	介護 給付	計画値	回／年	6,624	7,048	7,358	18,000	18,749	18,845
		実績値		10,190	13,342	15,092	-		
		達成率		153.8	189.3	205.1	-		
	予防 給付	計画値	回／年	768	768	768	1,422	1,422	1,422
		実績値		1,361	857	1,290	-		
		達成率		177.2	111.6	168.0	-		
居宅療養管理 指導	介護 給付	計画値	人／年	16,176	17,304	18,384	20,448	21,396	21,552
		実績値		17,164	18,095	19,380	-		
		達成率		106.1	104.6	105.4	-		
	予防 給付	計画値	人／年	948	984	1,020	924	948	960
		実績値		970	1,011	864	-		
		達成率		102.3	102.7	84.7	-		
通所介護	介護 給付	計画値	回／年	131,164	139,133	146,750	127,243	128,024	126,398
		実績値		116,208	116,070	125,329	-		
		達成率		88.6	83.4	85.4	-		
通所リハビリ テーション	介護 給付	計画値	回／年	43,546	45,983	48,063	37,466	38,970	39,077
		実績値		34,872	35,628	36,029	-		
		達成率		80.1	77.5	75.0	-		
	予防 給付	計画値	人／年	2,376	2,484	2,556	2,208	2,220	2,256
		実績値		1,784	2,087	2,028	-		
		達成率		75.1	84.0	79.3	-		



居宅サービス（その2）

			単 位	実 績			計 画		
				令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (見込)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
短期入所生活 介護	介護 給付	計画値	日／年	60,736	64,828	68,918	45,396	44,695	46,873
		実績値		50,884	48,976	45,892	-		
		達成率		83.8	75.5	66.6	-		
	予防 給付	計画値	日／年	324	324	324	514	517	517
		実績値		213	262	413	-		
		達成率		65.7	80.9	127.5	-		
短期入所療養 介護	介護 給付	計画値	日／年	3,190	3,270	3,476	2,379	2,400	2,420
		実績値		2,759	3,068	2,303	-		
		達成率		86.5	93.8	66.3	-		
	予防 給付	計画値	日／年	0	0	0	0	0	0
		実績値		0	0	0	-		
		達成率		-	-	-	-		
福祉用具貸与	介護 給付	計画値	人／年	24,636	26,184	27,672	29,364	30,636	31,080
		実績値		25,138	26,433	28,044	-		
		達成率		102.0	101.0	101.3	-		
	予防 給付	計画値	人／年	5,448	5,664	5,868	4,668	4,584	4,572
		実績値		5,198	4,995	4,836	-		
		達成率		95.4	88.2	82.4	-		
特定福祉用具 購入費	介護 給付	計画値	千円／年	14,339	15,429	16,240	15,648	16,032	16,032
		実績値		13,459	15,088	15,277	-		
		達成率		93.9	97.8	94.1	-		
	予防 給付	計画値	千円／年	3,260	3,850	3,850	2,696	2,696	2,696
		実績値		3,347	2,468	2,650	-		
		達成率		102.7	64.1	68.8	-		
住宅改修費	介護 給付	計画値	千円／年	33,224	34,156	36,268	28,839	28,839	29,889
		実績値		27,665	27,123	23,657	-		
		達成率		83.3	79.4	65.2	-		
	予防 給付	計画値	千円／年	15,997	18,183	18,183	14,700	14,700	14,700
		実績値		15,617	14,423	13,500	-		
		達成率		97.6	79.3	74.2	-		
特定施設入居 者生活介護	介護 給付	計画値	人／月	484	528	612	589	668	710
		実績値		474	495	518	-		
		達成率		97.9	93.8	84.6	-		
	予防 給付	計画値	人／月	47	49	50	47	52	55
		実績値		56	55	43	-		
		達成率		119.1	112.2	86.0	-		
居宅介護支援	介護 給付	計画値	人／年	38,928	41,316	43,524	43,368	44,592	45,216
		実績値		39,048	40,660	41,952	-		
		達成率		100.3	98.4	96.4	-		
	予防 給付	計画値	人／年	7,656	7,992	8,268	7,716	7,932	8,148
		実績値		8,071	8,246	7,488	-		
		達成率		105.4	103.2	90.6	-		

地域密着型サービス

			単 位	実 績			計 画		
				令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (見込)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	介護 給付	計画値	人／年	216	348	468	408	420	420
		実績値		175	227	384	-		
		達成率		81.0	65.2	82.1	-		
夜間対応型 訪問介護	介護 給付	計画値	人／年	0	0	0	0	0	0
		実績値		0	0	0	-		
		達成率		-	-	-	-		
地域密着型 通所介護	介護 給付	計画値	回／年	80,154	84,831	89,118	77,312	78,600	80,351
		実績値		76,685	75,247	77,749	-		
		達成率		95.7	88.7	87.2	-		
認知症対応型 通所介護	介護 給付	計画値	回／年	16,050	17,099	17,924	16,996	16,976	17,054
		実績値		14,524	15,209	16,315	-		
		達成率		90.5	88.9	91.0	-		
	予防 給付	計画値	回／年	0	0	0	0	0	0
		実績値		0	0	0	-		
		達成率		-	-	-	-		
小規模多機能 型居宅介護	介護 給付	計画値	人／月	79	88	97	76	77	78
		実績値		74	72	72	-		
		達成率		93.7	81.8	74.2	-		
	予防 給付	計画値	人／月	3	3	4	2	2	2
		実績値		2	1	2	-		
		達成率		66.7	33.3	50.0	-		
認知症対応型 共同生活介護	介護 給付	計画値	人／月	152	170	188	187	206	224
		実績値		147	142	170	-		
		達成率		96.7	83.5	94.4	-		
	予防 給付	計画値	人／月	0	0	0	0	0	0
		実績値		0	0	0	-		
		達成率		-	-	-	-		
地域密着型 特定施設入居 者生活介護	介護 給付	計画値	人／月	0	0	0	0	0	0
		実績値		0	0	0	-		
		達成率		-	-	-	-		
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	介護 給付	計画値	人／月	20	20	20	20	20	20
		実績値		19	19	22	-		
		達成率		95.0	95.0	110.0	-		
看護小規模 多機能型 居宅介護	介護 給付	計画値	人／月	0	6	12	29	29	29
		実績値		0	0	0	-		
		達成率		-	0.0	0.0	-		



施設サービス

			単 位	実 績			計 画		
				令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (見込)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人 ホーム)	介護 給付	計画値	人／月	602	708	725	694	694	794
		実績値		613	681	678	-		
		達成率		101.8	96.2	93.5	-		
介護老人保健 施設	介護 給付	計画値	人／月	267	270	272	213	213	213
		実績値		251	239	219	-		
		達成率		94.0	88.5	80.5	-		
介護医療院	介護 給付	計画値	人／月	21	24	27	24	24	24
		実績値		19	22	22	-		
		達成率		90.5	91.7	81.5	-		
介護療養型医 療施設	介護 給付	計画値	人／月	2	2	2		-	
		実績値		2	2	2	-		
		達成率		100.0	100.0	100.0	-		

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

		単 位	実 績			計 画		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 (見込)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護予防訪問型 サービス	計画値	人／月	－			390	408	423
	実績値		356	331	366	－		
生活援助訪問型 サービス	計画値	人／月	－			4	4	4
	実績値		2	2	11	－		
住民主体による 訪問型サービス	計画値	団体 ／年	－			1	1	1
	実績値		0	0	0	－		
介護予防通所型 サービス	計画値	人／月	－			755	789	818
	実績値		519	525	707	－		
運動機能向上ミ ニデイ型サービ ス、介護予防ミ ニデイ型サービ ス	計画値	人／月	－			15	16	16
	実績値		7	5	30	－		
住民主体による 通所型サービス	計画値	団体 ／年	－			1	1	1
	実績値		0	0	0	－		
通所型短期集中 予防サービス	計画値	人／年	－			62	78	78
	実績値		36	37	38	－		
介護予防ケア マネジメント	計画値	人／月	－			727	760	787
	実績値		521	517	695	－		



第2章 総給付費などの見込み

第8期計画での総給付費 実績

第8期計画の介護サービス量の費用の大部分を占める総給付実績は、令和3(2021)年度 10,519,999千円、令和4(2022)年度 10,884,233千円となっています。

第9期計画での総給付費 見込額

第9期計画の総給付費見込額については、第9期計画期間における要介護認定者数や利用者数の伸び、サービス利用実績や、施設・在宅サービスの施策の方向性などを勘案して算出しています。

その他、第9期計画中の費用は次のとおり見込んでいます。

(単位：円)

項 目	第9期 計	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
標準給付費見込額	41,681,419,650	13,291,446,700	13,861,608,150	14,528,364,800
総給付費（在宅・居住系・施設の各サービス）	39,784,675,000	12,690,464,000	13,230,288,000	13,863,923,000
特定入所者介護サービス費等給付額	601,241,000	195,014,000	200,260,000	205,967,000
高額介護サービス費等給付額	1,077,769,000	339,039,000	358,706,000	380,024,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	181,828,000	55,565,000	60,407,000	65,856,000
算定対象審査支払手数料	35,906,650	11,364,700	11,947,150	12,594,800
地域支援事業費見込額	2,193,658,244	709,994,000	736,308,640	747,355,604
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,318,213,344	421,278,000	441,188,740	455,746,604
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	657,485,900	216,063,000	222,466,900	218,956,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	217,959,000	72,653,000	72,653,000	72,653,000
合 計	43,875,077,894	14,001,440,700	14,597,916,790	15,275,720,404

(参考：中長期の見通し)

(単位：円)

項 目	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度	令和27 (2045)年度
標準給付費見込額	15,815,392,000	16,678,210,500	16,857,009,650	16,562,627,600
総給付費（在宅・居住系・施設の 各サービス）	15,109,426,000	15,941,818,000	16,120,243,000	15,827,060,000
特定入所者介護サービス費等 給付額	218,775,000	228,204,000	228,320,000	227,948,000
高額介護サービス費等給付額	402,579,000	419,930,000	420,143,000	419,460,000
高額医療合算介護サービス費 等給付額	71,028,000	74,089,000	74,127,000	74,006,000
算定対象審査支払手数料	13,584,000	14,169,500	14,176,650	14,153,600
地域支援事業費見込額	759,203,277	747,627,471	766,884,353	801,623,996
介護予防・日常生活支援総合 事業費	472,041,277	460,325,471	458,249,353	491,454,996
包括的支援事業（地域包括支援セ ンターの運営）及び任意事業費	213,987,000	214,127,000	235,460,000	236,994,000
包括的支援事業 （社会保障充実分）	73,175,000	73,175,000	73,175,000	73,175,000
合 計	16,574,595,277	17,425,837,971	17,623,894,003	17,364,251,596

介護保険の費用負担割合

		公 費			保険料	
		国	千葉県	習志野市	第1号 被保険者 保険料	第2号 被保険者 保険料
介護保険 給付費	居宅給付費	25% ※	12.5%	12.5%	23%	27%
	施設給付費	20% ※	17.5%	12.5%	23%	27%
地域支援 事業費	介護予防・日常生活 支援総合事業費	25% ※	12.5%	12.5%	23%	27%
	包括的支援事業 ・任意事業費	38.5%	19.25%	19.25%	23%	—

※ 介護保険給付費および介護予防・日常生活支援総合事業費の国負担分のうち5%相当分は、市町村間の高齢者の所得などに応じて調整。



第3章 第1号被保険者の保険料推計

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の標準給付費見込額および地域支援事業費見込額をもとに、第1号被保険者の保険料月額を推計しています。

本計画では、保険料の大幅な上昇を抑制するため、市の介護給付費準備基金5億円を繰り入れ、活用いたします。

本来、第9期計画における保険料基準額(月額)は、6,453円であったのに対し、介護給付費準備基金の繰り入れにより、310円の保険料の負担軽減が図られ、6,143円となります。

項 目	推計結果
1. 標準給付費見込額	41,681,419,650 円
2. 地域支援事業費見込額	2,193,658,244 円
3. 第1号被保険者負担分および調整交付金合計相当額	12,241,249,565 円
4. 調整交付金見込額	1,745,009,000 円
5. 財政安定化基金拠出金見込額	0 円
6. 介護給付費準備基金取崩額	500,000,000 円
7. 財政安定化基金取崩による交付額	0 円
8. 保険者機能強化推進交付金などの交付見込額	111,753,000 円
9. 保険料収納必要額	9,884,487,565 円
10. 予定保険料収納率	99.0%
11. 保険料賦課総額	9,984,330,874 円
12. 所得段階別加入割合補正後被保険者数	135,452 人

$$\begin{aligned} \diamond \text{保険料基準額(年額)} &= \text{保険料賦課総額} \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数} \\ &\div 73,710 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\diamond \text{保険料基準額(月額)} = 73,710 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} = 6,143 \text{ 円}$$

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の保険料の所得段階と保険料額は、次のとおりです。

所得段階	対 象 者		基準額に 対する割合	保険料額 (年間)
第1 段階	本人が 市町村民 税非課税	(1)生活保護受給者	×0.455	33,540 円
第2 段階		(2)老齢福祉年金受給者 (3)本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円以下		
第3 段階		本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下	×0.685	50,490 円
第4 段階		本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が 120 万円超	×0.690	50,860 円
第5 段階		世帯員に市町村民税課税者がいる	×0.900	66,340 円
第6 段階	本人が市 町村民税 課税	本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円以下	基準額	73,710 円
第7 段階		本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円超	×1.100	81,080 円
第8 段階		前年の合計所得金額が 120 万円未満		
第9 段階		前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	×1.300	95,820 円
第10 段階		前年の合計所得金額が 210 万円以上 310 万円未満	×1.500	110,570 円
第11 段階		前年の合計所得金額が 310 万円以上 410 万円未満	×1.650	121,620 円
第12 段階		前年の合計所得金額が 410 万円以上 510 万円未満	×1.900	140,050 円
第13 段階		前年の合計所得金額が 510 万円以上 610 万円未満	×2.100	154,790 円
第14 段階		前年の合計所得金額が 610 万円以上 710 万円未満	×2.250	165,850 円
第15 段階		前年の合計所得金額が 710 万円以上 810 万円未満	×2.400	176,900 円
第16 段階		前年の合計所得金額が 810 万円以上 1,010 万円未満	×2.550	187,960 円
第17 段階		前年の合計所得金額が 1,010 万円以上 1,510 万円未満	×2.700	199,020 円
第18 段階		前年の合計所得金額が 1,510 万円以上 2,010 万円未満	×2.750	202,700 円
第19 段階		前年の合計所得金額が 2,010 万円以上 2,510 万円未満	×2.800	206,390 円
第20 段階		前年の合計所得金額が 2,510 万円以上	×2.850	210,070 円

○公的年金などの収入金額…国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など課税対象となる年金の収入金額の合計額をいう（障害年金、遺族年金などは含まない）。

○その他の合計所得金額 …合計所得金額から公的年金などに係る雑所得を差し引いた額をいう。

第4編 資料編

◇ 習志野市介護保険条例（抜粋）

（運営協議会）

第16条 市は、介護保険の健全かつ円滑な運営を図るとともに、介護保険制度を総合的に推進するため、習志野市介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会は、介護保険事業の運営に関する事項のほか、介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項について調査審議する。

3 運営協議会は、介護保険事業の運営に関し必要があると認めるときは、市長に対し建議することができる。

4 運営協議会は、委員15人以内をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）保健及び医療関係者

（3）福祉関係者

（4）介護保険被保険者

（5）事業者

（6）その他市長が必要と認めた者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。



◇ 習志野市介護保険条例施行規則（抜粋）

第8章 介護保険運営協議会

（会長及び副会長）

第55条 条例第16条に規定する習志野市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）に会長及び副会長を各1名置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）

第56条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 運営協議会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

4 会長は、必要があると認めるときは会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（運営協議会の所掌事務）

第56条の2 条例第16条第2項に規定する運営協議会の調査審議に関する事項は、次に掲げるものとする。

（1）習志野市介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に関すること。

（2）事業計画の実施における評価に関すること。

（3）地域包括支援センターの設置及び運営等に関すること。

（4）地域密着型サービスに関すること。

（5）介護保険事業に係る習志野市高齢者保健福祉計画に関すること。

（6）その他介護保険事業運営及び高齢者福祉施策の円滑な実施に関すること。

（庶務）

第57条 運営協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

（会長への委任）

第58条 この章に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

◇ 介護保険運営協議会

習志野市介護保険運営協議会委員

(令和6(2024)年 3月時点)

氏 名	役 職 など	備 考
本 多 敏 明	淑徳大学准教授	学識経験者
飯 野 理 恵	千葉大学講師	
吉 越 富士雄	習志野市医師会	保健及び医療関係者
◎齋 藤 守	習志野市歯科医師会会長	
○青 木 伸 江	習志野市薬剤師会副会長	
田 中 由 佳	習志野健康福祉センター副センター長	
鈴 木 とし江	習志野市社会福祉協議会副会長	福祉関係者
岡 久 郎	習志野市民生委員児童委員協議会副会長	
矢 作 郁 江	習志野市高齢者相談員協議会会長	
皆 川 良 治	習志野市介護サービス相談員	
羽 生 昌 弘	習志野商工会議所	介護保険被保険者
加 藤 久 雄	習志野市あじさいクラブ連合会会長	
ハ 須 祐一郎	社会福祉法人慶美会(特別養護老人ホーム マイホーム習志野施設長)	介護サービス事業者
荒 木 時 元	有限会社アペルト(居宅介護支援事業所 ケアプランぽっかぽか)	

◎は会長、○は副会長

敬称略、順不同



◇ 日常生活圏域別の状況

①面積・人口

(令和5(2023)年9月末時点)

圏 域 名	面 積	年 齢 構 成 (単位：人)					
		総人口 (合計比)	40歳未満 (圏域内の比)	40歳以上 65歳未満 (圏域内の比)	65歳以上 (圏域内の比)	うち 75歳未満	うち 75歳以上
谷津圏域 (谷津、谷津町、奏の杜)	2.247km ²	39,291 (22.4%)	17,564 (44.7%)	14,051 (35.8%)	7,676 (19.5%)	3,643 (9.3%)	4,033 (10.3%)
秋津圏域 (袖ヶ浦、秋津、 香澄、茜浜、芝園)	6.152km ²	23,202 (13.2%)	7,419 (32.0%)	7,821 (33.7%)	7,962 (34.3%)	3,066 (13.2%)	4,896 (21.1%)
津田沼・鷺沼圏域 (津田沼、鷺沼、藤崎、鷺 沼台)	4.932km ²	47,082 (26.9%)	20,870 (44.3%)	16,650 (35.4%)	9,562 (20.3%)	4,161 (8.8%)	5,401 (11.5%)
屋敷圏域 (花咲、屋敷、泉町、 大久保、本大久保)	2.939km ²	33,223 (19.0%)	13,105 (39.4%)	12,102 (36.4%)	8,016 (24.1%)	3,328 (10.0%)	4,688 (14.1%)
東習志野圏域 (実籾、新栄、 東習志野、実籾本郷)	4.544km ²	32,368 (18.5%)	12,170 (37.6%)	12,039 (37.2%)	8,159 (25.2%)	3,504 (10.8%)	4,655 (14.4%)
合 計	20.97km ²	175,166 (100.0%)	71,128 (40.6%)	62,663 (35.8%)	41,375 (23.6%)	17,702 (10.1%)	23,673 (13.5%)

※面積は平成31(2019)年4月1日時点(合計は不詳を含む)

②要介護・要支援認定者

(令和5(2023)年9月末時点)

圏 域 名	認 定 区 分							合 計
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
谷津圏域 (谷津、谷津町、奏の杜)	208	98	351	187	179	156	83	1,262
秋津圏域 (袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園)	302	116	400	204	166	137	106	1,431
津田沼・鷺沼圏域 (津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台)	301	171	504	266	234	199	131	1,806
屋敷圏域 (花咲、屋敷、泉町、大久保、本大久保)	240	197	416	285	230	170	109	1,647
東習志野圏域 (実籾、新栄、東習志野、実籾本郷)	232	152	395	247	239	194	138	1,597
習志野市内 計	1,283	734	2,066	1,189	1,048	856	567	7,743
習志野市外 計	15	14	73	50	50	56	51	309
合 計(市内+市外)	1,298	748	2,139	1,239	1,098	912	618	8,052

③サービスの拠点・利用定員数など

(令和5(2023)年9月末時点)

施設種類		圏域名	谷津圏域 (谷津、谷津町、 奏の杜)	秋津圏域 (袖ヶ浦、秋津、 香澄、茜浜、 芝園)	津田沼・ 鷺沼圏域 (津田沼、鷺沼、 藤崎、鷺沼台)	屋敷圏域 (花咲、屋敷、 泉町、大久保、 本大久保)	東習志野 圏域 (実籾、新栄、 東習志野、 実籾本郷)	合 計
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)※	拠点数		2	2	—	1	2	7
	利用 定員		190	200	—	150	180	720
介護老人保健施設	拠点数		—	1	—	1	—	2
	利用 定員		—	200	—	29	—	229
軽費老人ホーム (ケアハウス)	拠点数		—	1	—	1	1	3
	利用 定員		—	50	—	30	50	130
養護老人ホーム	拠点数		—	—	1	—	—	1
	利用 定員		—	—	50	—	—	50
特定施設入所者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	拠点数		2	—	3	1	2	8
	利用 定員		139	—	149	51	160	499
認知症グループホーム (認知症対応型共同生活 介護)	拠点数		3	2	2	2	4	13
	利用 定員		45	18	36	27	62	188
小規模多機能型居宅 介護	拠点数		1	—	1	—	1	3
	登録 定員		29	—	29	—	29	87
看護小規模多機能型 居宅介護	拠点数		—	—	—	—	1	1
	登録 定員		—	—	—	—	29	29
ショートステイ (短期入所生活介護)※	拠点数		2	2	1	1	3	9
	利用 定員		30	50	4	20	50	154
サービス付き高齢者 向け住宅	拠点数		1	—	2	—	—	3
	戸数		29	—	87	—	—	116
住宅型有料老人ホーム	拠点数		—	—	2	1	1	4
	利用 定員		—	—	51	28	34	113
シルバーハウジング	拠点数		—	—	—	—	1	1
	戸数		—	—	—	—	50	50

※令和6(2024)年度開設予定を含む



◇ 第1号被保険者の保険料推計（計算経過）

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年の標準給付費見込額から第1号被保険者の保険料月額を推計しています。

推計には、習志野市における後期高齢者加入割合補正係数、所得段階別加入割合補正係数、予定保険料収納率を別途計算し、計算過程に用いています。

（数値は端数処理を行っているため、算式と合わない場合があります。）

<標準給付費見込額>

（単位：円）

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合 計
居宅サービス費	6,406,551,000	6,827,793,000	7,013,752,000	20,248,096,000
施設サービス費	3,504,543,000	3,508,979,000	3,870,508,000	10,884,030,000
地域密着型サービス費	1,920,970,000	2,009,735,000	2,083,923,000	6,014,628,000
居宅介護支援費	796,517,000	821,514,000	832,423,000	2,450,454,000
特定福祉用具販売費	18,344,000	18,728,000	18,728,000	55,800,000
住宅改修費	43,539,000	43,539,000	44,589,000	131,667,000
特定入所者サービス費	195,014,000	200,260,000	205,967,000	601,241,000
高額介護サービス費	394,604,000	419,113,000	445,880,000	1,259,597,000
算定対象審査支払手数料	11,364,700	11,947,150	12,594,800	35,906,650
標準給付費見込額	13,291,446,700	13,861,608,150	14,528,364,800	41,681,419,650

<地域支援事業費>

（単位：円）

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業費	421,278,000	441,188,740	455,746,604	1,318,213,344
包括的支援事業及び任意事業費	288,716,000	295,119,900	291,609,000	875,444,900
地域支援事業費	709,994,000	736,308,640	747,355,604	2,193,658,244
標準給付費見込額に対する割合	5.3%	5.3%	5.1%	5.3%

<第1号被保険者負担分相当額>

[第1号被保険者負担分相当額]

$$= ([標準給付費見込額] + [地域支援事業費]) \times [第1号被保険者負担割合]$$

$$= (41,681,419,650 + 2,193,658,244) \times 0.23 \div 10,091,267,916 \text{ (円)}$$

<調整交付金合計相当額>

[調整交付金合計相当額]

$$= ([標準給付費見込額] + [介護予防・日常生活支援総合事業費]) \times 0.05$$

$$= (41,681,419,650 + 1,318,213,344) \times 0.05 \div 2,149,981,650 \text{ (円)}$$

<後期高齢者加入割合補正係数>

	高齢者 合計	前期 高齢者 数	割合	後期 高齢者 数	75- 84歳	割合	85歳 以上	割合	割合
令和6 (2024)年度	42,248人	17,012人	40.27%	25,236人	17,274人	40.89%	7,962人	18.85%	59.73%
令和7 (2025)年度	42,422人	16,674人	39.31%	25,748人	17,361人	40.92%	8,387人	19.77%	60.69%
令和8 (2026)年度	42,673人	16,586人	38.87%	26,087人	17,227人	40.37%	8,860人	20.76%	61.13%
平均 前・後期 高齢者加入割合			39.48%						60.52%

介護給付費により重み付けを行う後期高齢者加入割合補正係数

$$\begin{aligned}
 & [\text{全国平均前期高齢者割合}] \times [\text{全国平均前期高齢者一人当たり給付費}] \\
 & + [\text{全国平均 75～84 歳後期高齢者割合}] \times [\text{全国平均 75～84 歳後期高齢者一人当たり給付費}] \\
 & + [\text{全国平均 85 歳以上後期高齢者割合}] \times [\text{全国平均 85 歳以上後期高齢者一人当たり給付費}] \\
 = & \\
 & [\text{習志野市前期高齢者割合}] \times [\text{全国平均前期高齢者一人当たり給付費}] \\
 & + [\text{習志野市 75～84 歳後期高齢者割合}] \times [\text{全国平均 75～84 歳後期高齢者一人当たり給付費}] \\
 & + [\text{習志野市 85 歳以上後期高齢者割合}] \times [\text{全国平均 85 歳以上後期高齢者一人当たり給付費}]
 \end{aligned}$$

令和6(2023)年度

$$\begin{aligned}
 & 0.4312 \times 4,296 + 0.3825 \times 17,647 + 0.1863 \times 80,362 \\
 = & \frac{\quad}{0.4027 \times 4,296 + 0.4089 \times 17,647 + 0.1885 \times 80,362} \div 0.9784
 \end{aligned}$$

令和7(2025)年度

$$\begin{aligned}
 & 0.4166 \times 4,296 + 0.3924 \times 17,647 + 0.1910 \times 80,362 \\
 = & \frac{\quad}{0.3931 \times 4,296 + 0.4092 \times 17,647 + 0.1977 \times 80,362} \div 0.9704
 \end{aligned}$$

令和8(2026)年度

$$\begin{aligned}
 & 0.4076 \times 4,296 + 0.3951 \times 17,647 + 0.1973 \times 80,362 \\
 = & \frac{\quad}{0.3887 \times 4,296 + 0.4037 \times 17,647 + 0.2076 \times 80,362} \div 0.9647
 \end{aligned}$$



<所得段階別加入割合>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
第1段階	14.8%	14.8%	14.8%
第2段階	7.0%	7.0%	7.0%
第3段階	6.5%	6.5%	6.5%
第4段階	13.2%	13.2%	13.2%
第5段階	14.2%	14.2%	14.2%
第6段階	11.5%	11.5%	11.5%
第7段階	14.8%	14.8%	14.8%
第8段階	8.2%	8.2%	8.2%
第9段階	3.7%	3.7%	3.7%
第10段階	1.8%	1.8%	1.8%
第11段階	1.0%	1.0%	1.0%
第12段階	0.6%	0.6%	0.6%
第13段階	2.7%	2.7%	2.7%

(注) 所得段階別加入割合補正係数の算定に用いる所得段階の内訳は以下のとおりである。

- 第1段階：生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税、
市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額
が80万円以下の者
- 第2段階：市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額
が80万円超120万円以下の者
- 第3段階：市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額
が120万円超の者
- 第4段階：市町村民税本人非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額
が80万円以下の者
- 第5段階：市町村民税本人非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額
が80万円超の者
- 第6段階：市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者
- 第7段階：市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者
- 第8段階：市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者
- 第9段階：市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の者
- 第10段階：市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者
- 第11段階：市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者
- 第12段階：市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の者
- 第13段階：市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上

<所得段階別加入割合補正係数>

[所得段階別加入割合補正係数]

$$\begin{aligned} = & 1 - \{0.545 \times ([\text{第1段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第1段階被保険者割合}]) \\ & + 0.315 \times ([\text{第2段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第2段階被保険者割合}]) \\ & + 0.31 \times ([\text{第3段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第3段階被保険者割合}]) \\ & + 0.1 \times ([\text{第4段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第4段階被保険者割合}]) \\ & - 0.2 \times ([\text{第6段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第6段階被保険者割合}]) \\ & - 0.3 \times ([\text{第7段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第7段階被保険者割合}]) \\ & - 0.5 \times ([\text{第8段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第8段階被保険者割合}]) \\ & - 0.7 \times ([\text{第9段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第9段階被保険者割合}]) \\ & - 0.9 \times ([\text{第10段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第10段階被保険者割合}]) \\ & - 1.1 \times ([\text{第11段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第11段階被保険者割合}]) \\ & - 1.3 \times ([\text{第12段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第12段階被保険者割合}]) \\ & - 1.4 \times ([\text{第13段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第13段階被保険者割合}]) \} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} = & 1 - \{ 0.545 \times (0.148 - 0.1749) + 0.315 \times (0.070 - 0.0967) \\ & + 0.31 \times (0.065 - 0.0864) + 0.1 \times (0.132 - 0.1074) \\ & - 0.2 \times (0.115 - 0.1333) - 0.3 \times (0.148 - 0.1361) \\ & - 0.5 \times (0.082 - 0.0610) - 0.7 \times (0.037 - 0.0241) \\ & - 0.9 \times (0.018 - 0.0115) - 1.1 \times (0.010 - 0.0061) \\ & - 1.3 \times (0.006 - 0.0039) - 1.4 \times (0.027 - 0.0181) \} \end{aligned}$$

$$\div 1.0720$$



<調整交付金見込額>

[調整交付金見込割合]

$$= ([\text{第1号被保険者負担割合}] + [\text{全国平均調整交付金交付割合}]) \\ - [\text{第1号被保険者負担割合}] \times [\text{後期高齢者加入割合補正係数}] \\ \times [\text{所得段階別加入割合補正係数}]$$

令和6(2024)年度

$$= (0.23 + 0.05) - 0.23 \times 0.9784 \times 1.0720 \div 0.0388$$

令和7(2025)年度

$$= (0.23 + 0.05) - 0.23 \times 0.9704 \times 1.0720 \div 0.0407$$

令和8(2026)年度

$$= (0.23 + 0.05) - 0.23 \times 0.9647 \times 1.0720 \div 0.0421$$

[調整交付金見込額]

$$= ([\text{令和6(2024)年度標準給付費見込額}] + [\text{令和6(2024)年度介護予防・日常生活支援総合事業費}]) \\ \times [\text{令和6(2024)年度調整交付金見込割合}] \\ + ([\text{令和7(2025)年度標準給付費見込額}] + [\text{令和7(2025)年度介護予防・日常生活支援総合事業費}]) \\ \times [\text{令和7(2025)年度調整交付金見込割合}] \\ + ([\text{令和8(2026)年度標準給付費見込額}] + [\text{令和8(2026)年度介護予防・日常生活支援総合事業費}]) \\ \times [\text{令和8(2026)年度調整交付金見込割合}] \\ = (13,291,446,700 + 421,278,000) \times 0.0388 \\ + (13,861,608,150 + 441,188,740) \times 0.0407 \\ + (14,528,364,800 + 455,746,604) \times 0.0421 \\ \div 1,745,009,000 \text{ (円)}$$

<財政安定化基金拠出金見込額>

千葉県では拠出率を0%とするため、財政安定化基金拠出金見込額は発生しない。

<介護給付費準備基金取崩額>

$$[\text{介護給付費準備基金取崩額}] = 500,000,000 \text{ (円)}$$

<保険者機能強化推進交付金などの交付見込額>

[保険者機能強化推進交付金などの交付見込額]

$$= [\text{令和6(2024)年度保険者機能強化推進交付金見込額}] \times [3\text{年間}] \\ + [\text{令和6(2024)年度努力支援交付金見込額}] \times [3\text{年間}] \\ = 11,832,000 \times 3 + 25,419,000 \times 3 \\ = 111,753,000 \text{ (円)}$$

<保険料収納必要額>

[保険料収納必要額]

$$\begin{aligned}
 &= [\text{第Ⅰ号被保険者負担分相当額}] + [\text{調整交付金合計相当額}] \\
 &\quad - [\text{調整交付金見込額}] + [\text{財政安定化基金拠出金見込額}] \\
 &\quad - [\text{介護給付費準備基金取崩額}] \\
 &\quad - [\text{保険者機能強化推進交付金などの交付見込額}]
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &= 10,091,267,916 + 2,149,981,650 \\
 &\quad - 1,745,009,000 + 0 \\
 &\quad - 500,000,000 \\
 &\quad - 111,753,000 \\
 &\div 9,884,487,565 \text{ (円)}
 \end{aligned}$$

<予定保険料収納率>

$$[\text{予定保険料収納率}] = 0.99$$

<所得段階別加入割合補正後被保険者数>

(単位：人)

所得段階	被保険者見込み数			基準額に対する割合
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	
1	6,253	6,280	6,314	0.455
2	2,953	2,965	2,983	0.685
3	2,738	2,749	2,766	0.690
4	5,582	5,605	5,639	0.900
5	6,000	6,025	6,061	1.000
6	4,865	4,885	4,914	1.100
7	6,267	6,293	6,330	1.300
8	3,465	3,479	3,500	1.500
9	1,575	1,581	1,591	1.650
10	765	768	772	1.900
11	410	411	414	2.100
12	246	247	248	2.250
13	197	198	199	2.400
14	228	229	231	2.550
15	320	321	323	2.700
16	142	144	145	2.750
17	73	73	74	2.800
18	169	169	169	2.850
合計	42,248	42,422	42,673	—
補正後 被保険者数	44,939	45,122	45,391	—



(注) 所得段階の内訳は以下のとおりである。

- 第1段階 : 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税、
市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額
が80万円以下の者
- 第2段階 : 市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額
が80万円超120万円以下の者
- 第3段階 : 市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額
が120万円超の者
- 第4段階 : 市町村民税本人非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額
が80万円以下の者
- 第5段階 : 市町村民税本人非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額
が80万円超の者
- 第6段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者
- 第7段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者
- 第8段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上310万円未満の者
- 第9段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が310万円以上410万円未満の者
- 第10段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が410万円以上510万円未満の者
- 第11段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が510万円以上610万円未満の者
- 第12段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が610万円以上710万円未満の者
- 第13段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が710万円以上810万円未満の者
- 第14段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が810万円以上1,010万円未満の者
- 第15段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が1,010万円以上1,510万円未満の者
- 第16段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が1,510万円以上2,010万円未満の者
- 第17段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が2,010万円以上2,510万円未満の者
- 第18段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が2,510万円以上の者

<保険料基準額>

[保険料基準額] = [保険料収納必要額] ÷ [予定保険料収納率]

÷ ([令和6(2024)年度所得段階別加入割合補正後被保険者数]
+ [令和7(2025)年度所得段階別加入割合補正後被保険者数]
+ [令和8(2026)年度所得段階別加入割合補正後被保険者数])

= 9,884,487,565 ÷ 0.99 ÷ (44,939 + 45,122 + 45,391)
= 73,710 (年額:円)
= 6,143 (月額:円)

◇ 用語集

■あ 行

IADL	「Instrumental Activities of Daily Living」の略で、「手段的日常生活動作」という意味になります。電話の使い方、買い物、家事、移動や外出、金銭管理など、高次の生活機能の水準を測定するもので、在宅生活の可能性を検討する場合に重要な指標になるとされています。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのことです。パソコン、スマートフォン等、さまざまな形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術の総称です。
一般介護予防事業	介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられ、第1号被保険者のすべての人とその支援のための活動にかかわる人を対象として実施するものです。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業の5つの事業があります。
一般高齢者	65歳以上の高齢者で、総合事業の対象者ではない人、要支援・要介護の認定を受けていない人を指します。
医療ソーシャルワーカー	保健医療分野におけるソーシャルワーカーであり、主に病院において「疾病を有する患者などが、地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、社会福祉の立場から、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る」専門職を指します。
インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援を指します。家族、友人、ボランティア、NPO法人（特定非営利活動法人）等の制度に基づかない援助などを言います。
運動器	身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称です。筋肉、腱、靱帯、骨、関節などの身体運動に関わるいろいろな組織・器官によって構成され、その総称として「運動器」と言います。
NPO	「Non-profit Organization」の略で、民間の非営利組織を指します。福祉やまちづくり、環境の保全、国際協力などのさまざまな社会貢献活動を行っている団体が含まれます。「NPO法人（特定非営利活動法人）」は、そうした市民活動団体のうち、「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を言います。

■か 行

介護給付適正化システム	不適切なサービスの解消及び不正の根絶のために、通常の介護給付費審査で検出困難な不適切もしくは不正な事業所や利用者を発見し、介護給付の適正化に活用するためのシステムです。
介護保険運営協議会	市町村が設置・運営する審議機関で、介護保険事業の実施、「介護保険事業計画」の策定などの必要事項について協議を行います。一般的な構成員は、被保険者、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護サービス事業者などです。
介護保険法	平成9（1997）年に制定され、同12（2000）年4月1日より施行された法律で、社会保険方式により、介護が必要になった人に要介護などを認定の上、介護サービスの給付を行うことで介護する家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える仕組みとして誕生した「介護保険制度」について、介護報酬や事業者指定に関すること等も含めて定めたものです。「介護保険」は、市町村が保険者となって運営する公的保険です。



介護予防	要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すことであり、高齢者の身体機能の維持向上のためのサービスを提供し、要介護状態の予防を図ることとあわせて、可能な限り自立した日常生活を送り続けられるような地域づくりを行うことです。介護保険制度の中では、介護保険本体の介護予防給付と、市町村の「地域支援事業」として実施される介護予防・日常生活支援総合事業に整理されます。
介護予防・日常生活支援総合事業	平成26(2014)年の介護保険法改正により、市町村の実施する「地域支援事業」に新たに位置づけられた事業です。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することで、地域の支え合い体制を推進し、要支援者や事業対象者、一般高齢者に対する効果的かつ効率的な支援を目指す事業です。「総合事業」と通称されます。本市では、平成29(2017)年度から開始しています。
居宅介護支援事業所	介護保険による居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況・本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容などの計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者と連絡調整などを行う事業所のことです。
緊急情報メール	災害情報や竜巻情報などの気象情報、犯罪・防犯に関する情報など、9つのカテゴリの中から必要な項目を選択し、携帯電話(スマートフォン)やパソコン等に緊急情報をリアルタイムに配信するものです。緊急情報サービス「ならしの」と言います。
ケアマネジャー(介護支援専門員)	要介護者または要支援者からの相談に応じ、要介護者または要支援者がその心身の状況に応じて適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるようケアプランの作成や、市町村、居宅サービス事業者や介護保険施設などとの連絡調整を行う人を言います。
KDBシステム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健康診査・特定保健指導」、「医療(後期高齢者医療を含む)」、「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムを言います。地域の現状把握や健康課題を明確にすることが容易となります。
軽費老人ホーム(ケアハウス)	身体機能が低下し、自立して生活することに不安がある高齢者が、無料または低額な料金で入所する施設です。介護保険の「特定施設入居者生活介護」に指定された場合は、当該施設で行われる日常生活などのサービスも介護サービスとして扱われます。
現役世代	主に20歳から60歳までの保険料を納めて公的年金制度を支えている世代を指します。
健康寿命	日常的・継続的に医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間を指します。
後期高齢者医療	平成20(2008)年4月から開始された医療保険制度で、75歳以上の「後期高齢者」を対象とします(一定の障がいがある場合は65歳以上が対象)。それまでの老人保健法による医療に代わるもので、医療制度改革の一環として創設され、各都道府県内のすべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営主体になります。
高齢化率	総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合のことで、一般にこの割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれます。
高齢者等実態調査	本計画の策定に先立ち、基礎資料を収集することを目的として、要介護・要支援認定者や認定を受けていない一般高齢者、介護保険施設利用者、一般若年者、サービス提供事業者を対象に実施したアンケート調査です。国が実施するよう求めている「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査項目を含めて実施しています。
高齢者向け優良賃貸住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づいて建築された高齢者向けの賃貸住宅を指し、「高優賃」と通称されますが、平成23(2011)年10月に制度が廃止され、後継として「サービス付き高齢者向け住宅」の登録が開始されました。

国保連合会	国民健康保険団体連合会の通称であり、国民健康保険法に基づき、会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として設立された公的法人です。国民健康保険の持つ地域医療保険としての特性を活かすために各都道府県に1団体、設立されています。
-------	---

■さ 行

サービス付き高齢者向け住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により創設された、介護・医療と連携して高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造を有する住宅のことです。
在宅介護実態調査	本計画の策定に先立ち、基礎資料を収集する目的として、在宅で要支援・要介護認定を受けていて、認定更新、認定区分変更の申請を行い、市認定調査員による介護認定状況調査を行った人等を対象に実施した調査です。「高齢者などの適切な在宅生活の継続」と「家族など介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的としています。
指定管理者	地方自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（公の施設）を、民間事業者・団体などを指定して管理運営させる制度を「指定管理者制度」と言い、指定された事業者・団体などを「指定管理者」と言います。
指定事業者	市町村が介護保険法に基づき、事業所ごとに指定する地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者です。
市民カレッジ	市民のまちづくりに対する意識を醸成し、生涯を通じて地域で活動できる礎及び仲間を作ることを目的として設置しているカレッジを指します。史跡巡りやまち歩き、施設見学、ボランティア参加などの体験型授業、各分野の専門家による講義、2年間共に並ぶ仲間との交流等の特徴があります。
市民後見人	社会貢献への意欲が高い一般市民の人で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人などとして選任された人のことを言います。
社会福祉協議会	社会福祉法により設置される、社会福祉活動の推進を目的とした非営利の民間組織（社会福祉法人）で、一般に「社協」と呼ばれています。全国社協、都道府県社協、市区町村社協があり、各種の福祉サービスや相談援助サービスといった地域に密着した活動により地域福祉の向上に取り組んでいます。 習志野市社会福祉協議会では『習志野市ボランティア・市民活動センター』を設置しており、習志野市のボランティア活動の拠点として、ボランティアの育成・登録・紹介などを行っています。
社会福祉法人	社会福祉法に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人です。公益性が高い法人のため、設立要件が厳しくされています。税制上の優遇措置がとられる一方で、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められています。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したものです。
縦覧点検	過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の請求における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うものです。
シルバー人材センター	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、市区町村ごとに設置されている営利を目的としない公益法人です。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭などから仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的としています。
シルバーハウジング	高齢者の生活特性に配慮した設備を備え、ライフサポートアドバイザー（LSA:生活援助員）を配置して、福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住宅です。



人口推計結果報告書	令和2(2020)年度からの習志野市後期基本計画策定に向けた基礎資料として、令和2(2020)年度から令和31(2049)年度までの30年間の人口推計をまとめたものです。
水防法・土砂災害防止法	水防法は、洪水または高潮に際し、水災を警戒、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として制定された法律です。 土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策を推進するものとして制定された法律です。
スポーツ推進委員	スポーツ基本法に基づき、本市教育委員会より委嘱された人を指します。市全体の立場に立って、「する・みる・支える 習志野のスポーツ」を推進しています。市民スポーツ指導員でもあります。
生活支援コーディネーター	介護予防・生活支援の基盤整備に向けて、地域の社会資源発掘やネットワーク構築を実施し、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングして、生活支援サービスが必要な人に適切なサービスを提供するコーディネーターのことを指します。市町村全域を対象とした「第1層」と、日常生活圏域を対象とした「第2層」にそれぞれ配置されています。
生活支援サービス	配食サービス、外出の付き添い、住民ボランティアが行う見守り等、高齢者が日常生活を営むために必要なサービスであって、介護保険適用外のサービスを指します。
生活習慣病	食事・運動・休養・喫煙・飲酒・ストレス等の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気のことを指します。糖尿病、脂質異常症、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などです。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を家庭裁判所が選任した成年後見人などが、本人を代理して契約を行い、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度です。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てを行うことになります。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。
総合型地域スポーツクラブ	市と市民とが協働で立ち上げ、地域の人の手で自主的に運営されている、「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツを」楽しむことができる地域密着型のスポーツクラブのことを言います。スポーツを通じた健康づくりや地域の人とのコミュニケーションづくりにも役立っています。

■た 行

団塊の世代 (団塊ジュニアの世代)	団塊の世代は、戦後の第一次ベビーブーム期(昭和22年から昭和24年)に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代を指します。令和7(2025)年には、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他世代と比較しても人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など、さまざまな分野に影響が及ぶものとされています。 団塊ジュニアの世代は、第二次ベビーブーム期(昭和46年から昭和49年)に生まれた世代を指します。令和22(2040)年には、すべての団塊ジュニアの世代が65歳以上の高齢者となり、団塊の世代と同様、社会保障へ大きく影響が及ぶものとされています。
地域介護予防活動	地域の住民が主体である、高齢者の介護予防を目的とした「通いの場」(サロン)等を行います。本市では、てんとうむし体操(転倒予防体操)、地域テラス等を指します。
地域共生社会	高齢化や人口減少が進む中で、制度や分野などの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源などが世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。国が目指す、長期的な方向性として位置づけられています。

地域支え合い推進協議会	「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」における地域での生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて多様な主体の参画が求められることから、本市が中心となって、地域の生活支援・介護予防サービスの提供にかかわる多様な事業主体と情報共有を図り、連携・協働による取り組みを協議する場として、平成28（2016）年度から令和元（2019）年度に実施したものです。
地域支援事業	市町村が、被保険者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業のことで、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」があります。
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい（生活の場）」「生活支援」を一体的に提供していくという考え方に基づいた仕組みです。
地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業計画などの策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報ははじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で示されています。
地域密着型サービス	介護が必要となっても誰もが住み慣れた地域で生活を続けられるよう、「地域ケア」や「認知症ケア」を推進する観点から、地域の特性に応じて提供される介護サービスです。 利用者は原則として、事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。
ちば医療なび	千葉県医療情報提供システムの略称であり、病院、診療所、助産所及び薬局などの医療施設から、千葉県へ報告された当該医療施設の有する医療及び薬局機能に関する情報について、地域の住民・患者に分かりやすい形で提供することにより、医療施設の適切な選択を支援するサービスを言います。
千葉県オレンジ連携シート	さまざまな専門職が認知症の人を支援するための情報伝達を行う際に、千葉県全域で利用可能なツールとして作成されたものです。
特定健康診査	40歳以上75歳未満の人に対して、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査のことです。 なお、特定健康診査の結果により実施される特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目した上で個々の生活習慣改善に主眼を置いています。
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	老人福祉法及び介護保険法で規定された施設の一つで、居宅での介護が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事などの日常生活の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。「特養」と通称されます。「ユニット型個室」、「多床室」等、4種類の居室タイプがあります。

■な 行

習志野市都市マスタープラン	都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定したものです。本市の自然、文化、産業などの特性を踏まえた上で、本市の将来都市像と都市づくりの目標を示すとともに、市民参加を基調としたまちづくりの取り組みを明らかにしようとするものです。
習志野市ボランティア・市民活動センター	社会福祉協議会が設置しているもので、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介などを行っています。また、NPO・ボランティア団体などの活動支援や講座、セミナー等の学習の機会を設けています。
日常生活圏域	介護保険法において、市町村介護保険事業計画において定めることとされている地域です。住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情や介護サービス等の整備状況などを総合的に勘案して定めることとされています。



日常生活自立度	高齢者の認知症や障がいの程度を踏まえた日常生活での自立の程度を表す指標です。
認知症	様々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヶ月以上継続）をいいます。
認知症基本法	令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策の基本理念や基本的となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする法律です。
認知症施策推進大綱	令和元（2019）年6月に国がとりまとめたもので、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤のもと、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを進めていくこととしています。
ノンステップバス	出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バスのことを言います。

■は 行

バリアフリー	高齢者や障がいのある人が、社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味の語です。元々は住宅建築用語として登場し、主に段差などの物理的障壁の除去を意味していましたが、現在では、より広く高齢者や障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられるようになっていきます。
ハローワーク	公共職業安定所のことを指し、民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っています。 地域の総合的雇用サービス期間として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。
フレイル	加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態のことを言います。要介護状態に至る前段階として位置づけられています。
ヘルパー（訪問介護員）	介護保険法において、訪問介護を行う者で訪問介護員とも言います。食事、排せつ、入浴などの介助（身体介護・生活援助）等の生活支援を行います。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が、成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下「成年後見人など」）になり、親族などが個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。
保健福祉サービス	児童福祉・高齢者福祉・介護保険制度・障がい者福祉・生活保護に関係した金銭及び物品の給付、施設入所、処遇内容、利用契約の締結や履行に関するサービスです。

■ま 行

民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働省から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人を指します。児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援などを行います。
まちづくり出前講座	本市の職員が勉強会に出向き、市政についてお話しをします。市民の皆さまと協働したまちづくりを行い、開かれた市役所を実現するために行政情報を積極的に提供することを目指しています。
モニタリング	作成されたケアプランに沿って介護サービスを提供できているか、利用者本人やその家族の意向・ニーズに合っているか定期的に確認することをいいます。

■や 行

有料老人ホーム	食事の提供などの日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする民間の老人ホームのことです。
要介護、要支援認定者	介護保険制度では、寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度などの日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。保険者である市町村に設置する介護認定審査会において判定されます。
養護老人ホーム	環境上及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者を市町村の措置により入所させ、養護することを目的とした施設です。
要配慮者	災害対策基本法において、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されており、特に配慮を要する者とは、妊産婦、傷病者、難病患者などを指します。

■ら 行

老人クラブ	地域における高齢者の自主組織で、生きがいづくり・健康づくりを中心とした活動を行っています。概ね60歳以上の人を対象としています。
老人福祉施設	老人福祉法を根拠とした老人福祉を行う施設であり、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターのことを指します。
老人福祉センター	地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、サークル活動などを通じて健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する施設のことです。
老人福祉法	昭和38（1963）年に制定された法律で、高齢者福祉を管轄する施設やサービスについて定めることで、高齢者に対し心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、高齢者の福祉を図ることを目的としています。

習志野市光輝く高齢者未来計画2024
【高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画】

発行年月：令和6年3月

発行：習志野市健康福祉部 高齢者支援課・介護保険課・健康支援課

所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047-451-1151（代表）



あしたのハーモニーが響くまち

習志野市